

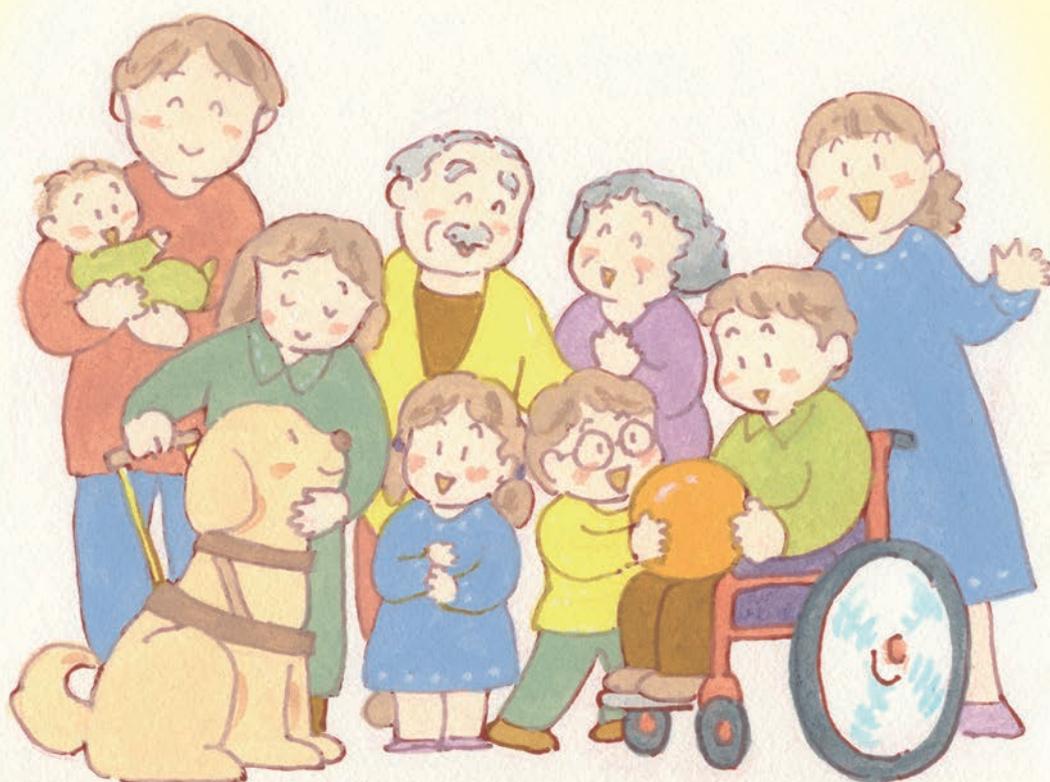
山口市地域福祉計画・ 山口市地域福祉活動計画

令和5年度
(2023年度)



令和9年度
(2027年度)

みなでともに支え合い
誰もがその人らしく、住みなれた地域で
安心して暮らせる福祉のまちづくり



令和5年3月
山口市・山口市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少、世帯構成の変化など地域社会を取り巻く環境が変化し、家族や地域のつながりが希薄化する中、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、包括的な支援が必要な状況がみられ、従来の福祉サービスだけでは対応が難しくなっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会・経済活動に大きな影響を及ぼし、社会的な孤独や孤立、生活困窮に直面する方々の増加など様々な課題も生じてきました。

こうした中、本市におきましては、地域福祉を推進し、子どもから高齢者、障がい者等、あらゆる人々が地域で支え合い、暮らしや生きがいを共に創り、高めあうことのできる「地域共生社会」の実現を目指すため、この度「山口市地域福祉計画」を策定いたしました。

計画策定に当たりましては、山口市社会福祉協議会の「山口市地域福祉活動計画」の策定と協働して行うこととし、地域福祉の方向性を位置づける両計画を協力、連携しながら一体的に策定することにより、より効果的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。

新たな計画においては、基本理念を「みんなでともに支え合い、誰もがその人らしく、住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」とし、社会状況の変化や本市の現状・課題等を踏まえ、包括的支援体制の構築をはじめ、地域福祉推進のための様々な取組を進めてまいります。

今後、誰もが安心して暮らしていくためには、「人と人とのつながり」や「地域でともに支え合うこと」が暮らしの中の基盤であり、地域のあらゆる人が協働し、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となってまいります。

このため、計画推進に当たりましては、これまでの効果的な取組を生かしつつ、山口市社会福祉協議会とともに、住民や民生委員・児童委員、福祉員などの各種団体、関係機関の皆様などと、分野を超えて緊密な連携を図りながら、住民一人ひとりに寄り添い、その暮らしにきめ細かに対応するとともに、地域課題の解決や地域の価値を創造していくための力、いわゆる「地域力」を高めながら、「地域共生社会」の実現に向けた歩みを進めてまいり所存でございます。

終わりに、計画策定に当たりまして、多大なるご尽力を賜りました山口市地域福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、課題把握のためのヒアリングをさせていただきました福祉関係団体の皆様、そして地域福祉アンケートに御協力いただきました多くの市民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

山口市長 伊藤和貴



支え合いの地域づくり

我が国では、急速な少子高齢化や核家族化の進行に伴い、人間関係や地域の連帯感の希薄化、児童や高齢者、障がい者等に対する虐待、配偶者への暴力や経済的困窮者の増加等、様々な福祉課題の複雑化・多様化が懸念されています。

また近年、大規模な災害も多発しており、山口市においても、過去小鯖・大内地区を中心に被害が多かった「平成21年7月中国・九州北部豪雨災害」、阿東地区が被災した「平成25年7月28日山口・島根豪雨災害」等、二度にわたり被害を受けました。さらには、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、市民の生活様式が変化し、地域福祉活動にもつながりを絶やさない活動が求められるとともに複合化・複雑化した新しい課題も発生しています。

こうした中、このたび本会が山口市と協働で策定した「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」では、社会情勢の変化や国等の動向、今までの計画の成果を踏まえ、市民や地域、福祉関係機関など地域福祉に関わるすべての人々と協働し、国全体で進められている「地域共生社会」の実現を目指し、重層的支援体制整備事業と一体的に取り組むこととしており、このことは、「SDGs」の達成にもつながるものと考えております。こうした取り組みを進めていくためには、住民が主体的に地域課題を把握して解決を図る体制づくりや多種多様な専門機関が縦割りではなく、包括的に協働できるような支援体制の構築が求められます。

本会は、本計画の3つの基本目標（基本目標1「地域福祉を支えるひとづくり」基本目標2「ともに見守り、支え合う地域づくり」基本目標3「誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり」）を念頭におき、計画の理念である「みんなでともに支え合い、誰もがその人らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を地域住民の皆さん、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO団体、福祉施設、学校、企業、関係機関等とともに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、長期間にわたり熱心に御協議いただきました推進委員の皆様、アンケート調査を通じて貴重な御意見をいただきました関係団体等の皆様に心から感謝し、お礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人山口市社会福祉協議会
会長 徳永雅典



地域福祉の推進について

平成16年の山口市地域福祉計画に始まり、今回策定した「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」においても一貫して、山口市における地域福祉の推進を探ってきました。

地域福祉の推進ということは、福祉の向上を求めるものであり、誰もが安心して豊かに暮らすことのできるまちづくりを目指していく計画といえます。地域福祉の推進には、行政機関にその役割を求めるだけでなく、福祉に関する専門機関、福祉利用者も含めた市民も地域福祉の推進に協力することが求められるといえます。

しかしながら、具体的に地域福祉を推進する方法はわかりづらいものとなっています。価値観の多様化した今日において、誰もが安心して豊かに暮らすことのできる社会の創造とはいかなるもののでしょうか？

福祉サービスの質と量を確保し、必要な時に福祉サービスを利用できる仕組みを作り上げることも必要となってきますが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などその多くは対象を限定したそれぞれの福祉計画において、市内の供給体制の確保が行われる時代となり、地域福祉計画はそれらの計画の上位計画と位置付けられました。

地域福祉計画には、福祉サービスの質・量の確保等のほか、市内における相談の体制の整備、専門機関相互の連携強化、市民参加の支援、社会福祉利用者の参加保障、福祉による地域づくりなどの市内各層の仕組みづくりが要請されるといえます。

折しも山口市においては、包括的支援体制の強化のため、重層的支援体制整備事業の実施が決定されました。重層的支援体制整備事業は、制度の狭間にある生活上の課題に関して、市民、専門機関ならびに市行政が協力して対応する仕組みづくりであり、全ての市民が社会活動に参加できるような仕組みづくりであり、地域づくりを意図した政策といえます。

今後、本計画の実施過程において山口市の地域福祉の一層の進展を期待してあいさついたします。

令和5年3月

山口市地域福祉推進協議会
会長 草平 武志



目次

第1章 計画の策定に当たり

| | |
|-----------------------|----|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の策定状況 | 5 |
| 4 計画の期間 | 6 |
| 5 計画の策定体制等 | 8 |
| 6 地域福祉活動における「地域」のとらえ方 | 10 |

第2章 地域福祉の現状等について

| | |
|-----------------------|----|
| 1 人口、世帯等の状況 | 12 |
| 2 社会問題等の状況 | 18 |
| 3 地域活動等の状況 | 20 |
| 4 地域福祉アンケート調査からみる市民意識 | 22 |

第3章 理念、基本目標等について

| | |
|----------------------|----|
| 1 理念 | 30 |
| 2 基本目標 | 32 |
| 3 施策や事業の組み立てに当たっての視点 | 36 |
| 4 体系図 | 38 |

第4章 施策・事業の推進について

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 施策事業の推進におけるそれぞれの役割 | 42 |
| 2 施策・事業の推進 | 44 |
| 基本目標1「地域福祉を支えるひとづくり」 | 44 |
| 活動目標1「地域福祉活動の普及・啓発及び活動支援」 | 44 |
| 活動目標2「地域福祉の担い手の育成・参加促進」 | 48 |
| 活動目標3「福祉教育の推進」 | 52 |
| 基本目標2「ともに見守り、支え合う地域づくり」 | 56 |
| 活動目標1「地域交流の場づくり」 | 56 |
| 活動目標2「地域の支え合い活動の推進」 | 60 |
| 活動目標3「安全安心に暮らせる防災防犯体制づくり」 | 64 |
| 基本目標3「誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり」 | 68 |
| 活動目標1「地域福祉の基盤づくりとネットワーク強化」 | 68 |
| 活動目標2「権利擁護のための支援の充実」 | 70 |
| 活動目標3「地域の生活課題の発見・把握と解決の仕組みづくり」 | 72 |
| 活動目標4「包括的支援体制の構築」 | 76 |

第5章 今後の計画の推進について

| | |
|---------|----|
| 1 計画の推進 | 82 |
|---------|----|

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

| | |
|-------------|----|
| 1 計画の背景・目的 | 86 |
| 2 計画の位置づけ | 87 |
| 3 支援内容と実施体制 | 88 |

| | |
|-----|----|
| 資料編 | 95 |
|-----|----|

第1章

計画の 策定に当たり

計画策定の趣旨や位置づけ、策定体制等
について整理します

1 計画策定の背景と趣旨

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域の中で心豊かに、安心して生活を送るために、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政などが主体性をもち、支え合いながら地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

山口市と山口市社会福祉協議会は平成21年（2009年）4月から一体的な計画として「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間、全国的に人口減少・少子高齢化が進展し、令和7年（2025年）には、いわゆる「2025年問題」として「団塊の世代」の約800万人が75歳以上、つまり後期高齢者となり雇用、医療、福祉など、様々な分野に影響を与えることが予想されます。

また、令和2年（2020年）の国勢調査において、本市の総人口は減少に転じ、高齢化率も年々高くなるなど、今後も人口減少及び少子高齢化の進展が見込まれます。

こうした中、少子高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化などから、高齢、障がい、子ども、生活困窮など従来からある分野ごとの福祉課題に加え、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ひきこもり、孤独・孤立、家事や介護等を日常的に子どもが行うヤングケアラーなど、福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

こうした福祉課題に対応するため、社会福祉法が改正され、複合化・複雑化した福祉課題を抱えている方や制度の狭間にいる方に必要な支援を届けるための包括的支援体制の構築や地域福祉計画の充実が求められることとなりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動が制限されるなどの課題も生じてきました。

今後の取組に当たっては、こうした状況を踏まえながら、公的サービスの提供だけでなく、地域の様々な主体が連携し、主体的に地域課題に取り組む地域力の強化や制度や分野ごとの「縦割り」を超えた取組を進めるとともに、福祉分野以外の関連分野との「横」の連携を図りながら、地域福祉を推進することで、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

山口市と山口市社会福祉協議会は、社会状況の変化や国等の動向、現計画の成果等を踏まえ、市民や地域、福祉関係機関など地域福祉に関わる人々をはじめ、全ての人と協働し、「地域共生社会」の実現に向け、また、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）についても念頭に置きながら、地域福祉の方向性を位置づける一体的な計画として、計画期間を令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とする「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

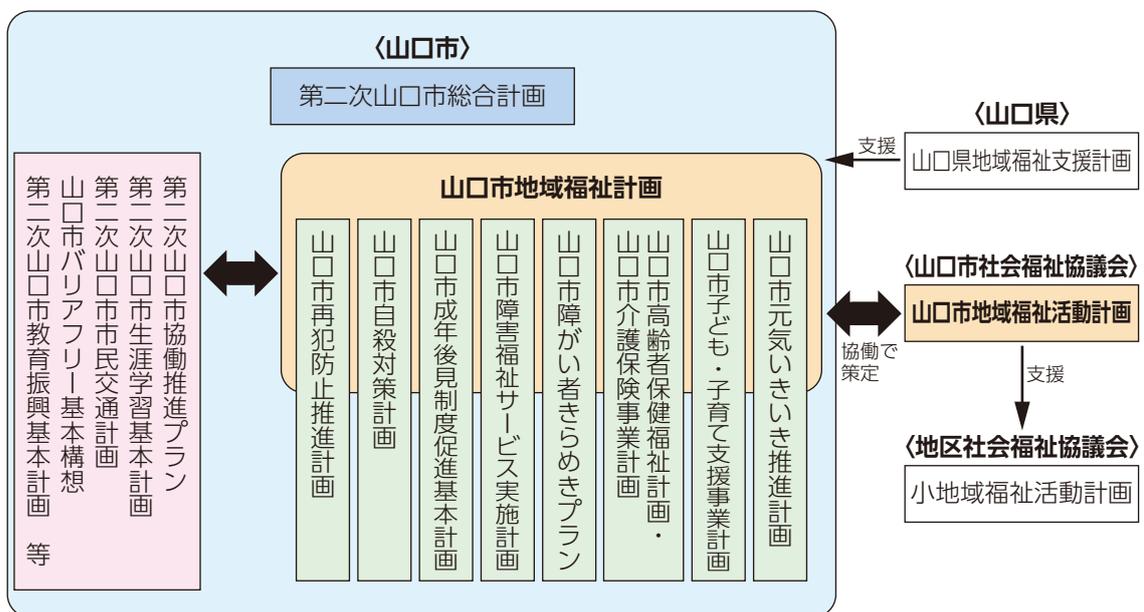
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき市町村が定める行政計画として位置づけられ、地域福祉の推進や地方公共団体の責務を実践するため、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、支援を必要とする人の生活上の課題とその解決に向けた必要なサービスの適切な利用を推進する事項を定めるものです。

また、山口市地域福祉計画は、第二次山口市総合計画における政策「あらゆる世代が健やかに暮らせるまち」を実現するための具体的な施策「地域福祉の充実」の指針となる部門計画に位置づけられます。

加えて、地域福祉全般の総括的な上位計画として、高齢者や障がい者など、各保健・福祉分野の部門計画に基づく各種施策を展開する上で共通基盤となる地域づくりを進めていきます。

なお、山口県は、同法第108条に基づき、地域福祉の推進に関する県の基本方針を明らかにした「山口県地域福祉支援計画」を策定し、広域的な見地から市町における地域福祉への取組を支援しています。

■ 計画の位置づけ



(2) 地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉事業の実施などにより地域福祉の推進を図ることを目的に設置される公共性の高い社会福祉法人です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼び掛けにより、住民や地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互に協力して作成する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画に位置づけられます。

社会福祉協議会が民間組織としての先駆性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的・自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。そして、その特性を基盤とする地域福祉活動計画と行政計画である地域福祉計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場から役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

また、本市では、小地域での生活課題の洗い出しや解決に向けた取組みを掲げた「小地域福祉活動計画」を地区社会福祉協議会の中期計画として位置づけており、今後も引き続き、計画の策定やそれに基づく地域での取組を推進するために支援を行うこととしています。

(3) 地域福祉とSDGs

「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年（2015年）に国連で採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本市においても、誰もが地域で孤立することのない持続可能な地域づくりに向けて、SDGsの視点をもって、人口減少・高齢化の進展などの課題に対応していきます。

【SDGs（持続可能な開発目標）一覧】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

両計画は、「第二次山口市総合計画」における後期基本計画との整合性を図るため、計画の期間を令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、関連する計画等との整合や社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて両計画の見直しを行います。

■ 各計画の計画年度

| 年 度 | H30 (2018) | H31/R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) |
|------------------------------|---------------|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 山口市総合計画 (基本構想) | [H30 ~ R9] | | | | | | | | | |
| 山口市総合計画 (基本計画) | [前期：H30 ~ R4] | | | | | [後期：R5 ~ R9] | | | | |
| 山口市地域福祉計画・ 山口市地域福祉活動計画 | [H30 ~ R4] | | | | | [R5 ~ R9] | | | | |
| 山口市元氣いきいき 推進計画 | [H27 ~ R5] | | | | | [R6 ~] | | | | |
| 山口市子ども・子育て 支援事業計画 | [H27 ~ H31] | | [R2 ~ R6] | | | | | | | |
| 山口市高齢者保健福祉計画・ 山口市介護保険事業計画 | [H30 ~ R2] | | [R3 ~ R5] | | | [R6 ~ R8] | | | | |
| 山口市障がい者 きらめきプラン | [H30 ~ R4] | | | | | [R5 ~ R9] | | | | |
| 山口市障害者福祉 サービス実施計画 | [H30 ~ R2] | | [R3 ~ R5] | | | [R6 ~ R8] | | | | |
| 山口市成年後見制度 利用促進基本計画 | | | | [R3 ~ R8] | | | | | | |
| 山口市自殺対策計画 | | | [R2 ~ R8] | | | | | | | |
| 山口市再犯防止 推進計画 | | | [R2 ~ R6] | | | | | | | |

■ 各計画の策定状況など

| 年 月 | 内 容 等 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 16 年 (2004 年) 3 月 | ・「山口市地域福祉計画」策定 ※旧 4 町は未策定 |
| 平成 17 年 (2005 年) 10 月 | ・ 1 市 4 町による新設合併 ・ 1 市 4 町社会福祉協議会による合併 |
| 平成 19 年 (2007 年) 11 月 | ・「山口市総合計画 (まちづくり構想・前期まちづくり計画)」策定 |
| 平成 21 年 (2009 年) 3 月 | ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 ・「山口市次世代育成支援行動計画」策定 ・「山口市健康づくり計画」策定 ・「山口市食育推進計画」策定 |
| 4 月 | ・「山口市協働のまちづくり条例」施行 |
| 10 月 | ・「山口県地域福祉支援計画」策定 |
| 平成 22 年 (2010 年) 1 月 | ・旧阿東町との編入合併 |
| 2 月 | ・山口市社会福祉協議会と旧阿東町社会福祉協議会による合併 |
| 平成 24 年 (2012 年) 3 月 | ・「第六次山口市高齢者保健福祉計画・第五次山口市介護保険事業計画」策定 ・「第二次山口市障害者基本計画」策定 ・「第二次山口市障害福祉計画 (第 1 期)」策定 |
| 平成 25 年 (2013 年) 3 月 | ・「山口市総合計画 (後期まちづくり計画)」策定 |
| 10 月 | ・「山口県地域福祉支援計画」策定 |
| 平成 26 年 (2014 年) 3 月 | ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 |
| 平成 27 年 (2015 年) 3 月 | ・「第七次山口市高齢者保健福祉計画・第六次山口市介護保険事業計画」策定 ・「第二次山口市障害福祉計画 (第 2 期)」策定 ・「山口市子ども・子育て支援事業計画」策定 ・「山口市元気いきいき推進計画」策定 |
| 平成 30 年 (2018 年) 3 月 | ・「第二次山口市総合計画 (基本構想・前期基本計画)」策定 ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 ・「第八次山口市高齢者保健福祉計画・第七次山口市介護保険事業計画」策定 ・「山口市障がい者きらめきプラン」策定 ・「山口市障害福祉サービス実施計画」策定 |
| 10 月 | ・「山口県地域福祉支援計画」策定 |
| 令和 2 年 (2020 年) 3 月 | ・「第二期山口市子ども・子育て支援事業計画」策定 ・「山口市自殺対策計画」策定 ・「山口市再犯防止推進計画」策定 |
| 令和 3 年 (2021 年) 3 月 | ・「第九次山口市高齢者保健福祉計画・第八次山口市介護保険事業計画」策定 ・「山口市障害福祉サービス実施計画」策定 ・「山口市成年後見制度利用促進基本計画」策定 |
| 令和 5 年 (2023 年) 3 月 | ・「第二次山口市総合計画 (後期基本計画)」策定 ・「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」策定 ・「山口市障がい者きらめきプラン」策定 |

5 計画の策定体制等

(1) 計画の策定体制

社会福祉法は、地域福祉計画の策定に当たり、地域住民等の意見を反映する措置を講ずるよう求めており、住民の参加を得て策定を進めるところに大きな特徴があります。

このため、地域福祉推進協議会における意見聴取をはじめ、福祉関係者へのヒアリングや地域福祉アンケート調査等を行いながら策定を進めました。

① 地域福祉推進協議会の開催

山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画の策定及び取組の評価等により地域福祉の推進を図ることを目的に設置した地域福祉推進協議会の参画を得て、策定を進めました。

【委員構成】(23名)

学識経験者、福祉関係者及び福祉活動関係者、地域づくり関係者、公募委員など

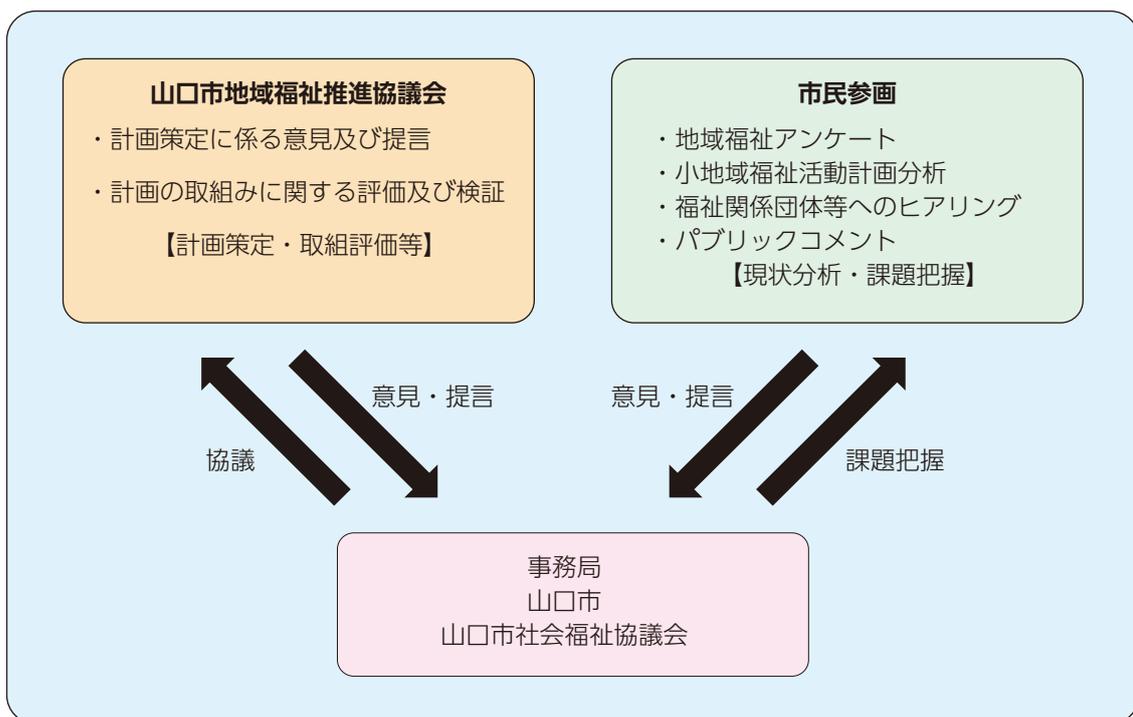
② 福祉関係団体等へのヒアリング

様々な分野の福祉関係団体等にヒアリングを実施し、福祉現場の現状の課題や改善点等を把握し、策定を進めました。

【ヒアリング先】

福祉関係団体 116 団体、地域福祉推進協議会委員 23 名

■ 策定体制



(2) 計画の策定過程

計画の策定に当たっては、多くの住民や福祉関係団体などからの参画により、様々な意見や提言を得ながら、計画づくりを進めるよう努めました。

①地域福祉アンケート調査の実施

日常生活や地域のことなどごく身近なことからや、今大切なこと、必要なことについて、率直な意見を尋ね、市民の福祉意識に関して調査しました。

②地域福祉推進協議会の開催

地域福祉推進協議会では、計画の策定方針や地域福祉アンケート調査の実施について協議するとともに、理念や基本目標や活動目標、施策・事業等について検討や協議を行い、計画案をとりまとめました。

③小地域福祉活動計画の分析

地区社会福祉協議会を中心に25地域ごとに策定される小地域福祉活動計画を分析し、現状の課題や改善点等を把握し、策定を進めました。

④福祉関係団体等へのヒアリング

様々な分野の福祉関係団体や地域福祉推進協議会委員等にヒアリングを実施し、福祉現場の現状の課題や改善点等を把握し、策定を進めました。

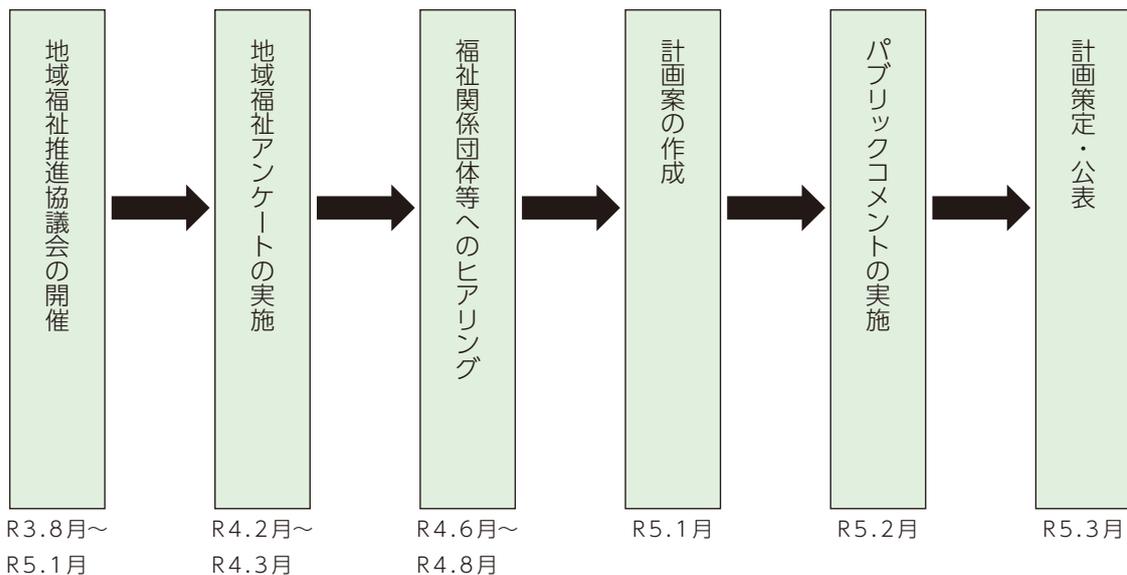
⑤パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、広く市民の意見や提案等を募集するとともに、提案された意見等を十分に考慮し、その反映状況等を公表してきました。

⑥市ウェブサイト等による情報の発信

地域福祉推進協議会での協議の経過や地域福祉アンケート調査の結果等については、市ウェブサイトを活用して、広く公開してきました。

■ 計画の策定まで



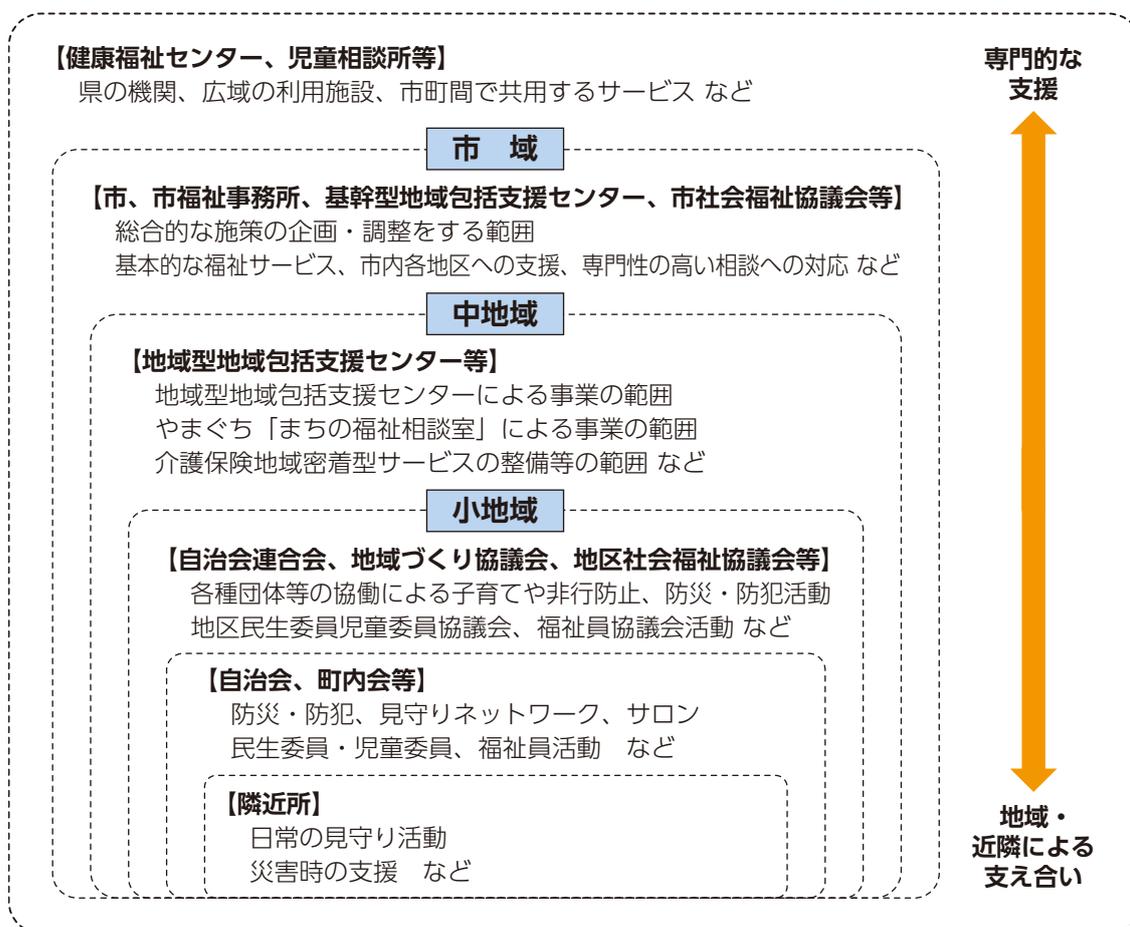
6 地域福祉活動における「地域」のとらえ方

「地域」とは、一定の地理的な圏域を指すもので、一般的には固定的に捉えられるものですが、地域福祉は、地域におけるつながりや支え合いを大切にしながら、誰もが住みやすい地域をみんなで築いていくことであり、そのつながりや支え合いの圏域は、場合によって大小様々です。隣近所を圏域としたものもあれば、自治会や町内会、学校区、地域づくり活動や旧市町の範囲など、内容や活動によって異なります。

こうしたことから、現在、地理的条件や活動範囲を考慮し、効率的かつ効果的な施策や事業の展開ができるよう、おおむね次のような圏域からなる重層的なものとして地域をとらえ、特に、地域づくり活動や地区社会福祉協議会の活動単位を意識しながら、両計画の推進を図ることとしてきました。

地域共生社会の実現に向けた方向性としては、地域において複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする地域住民を「丸ごと」受け止める場づくりを進めるに当たり、住民に身近でわかりやすい圏域の設定が必要とされていることから、地域福祉活動の単位として下記のとおり整理し、実情に応じて地域福祉活動を進めていきます。

■ 地域福祉活動単位のイメージ



第2章

地域福祉の 現状等について

人口や福祉活動、地域福祉アンケート調査などから地域福祉の現状等の課題把握をします

1 人口、世帯等の状況

(1) 人口の状況

人口の推移等からみる課題

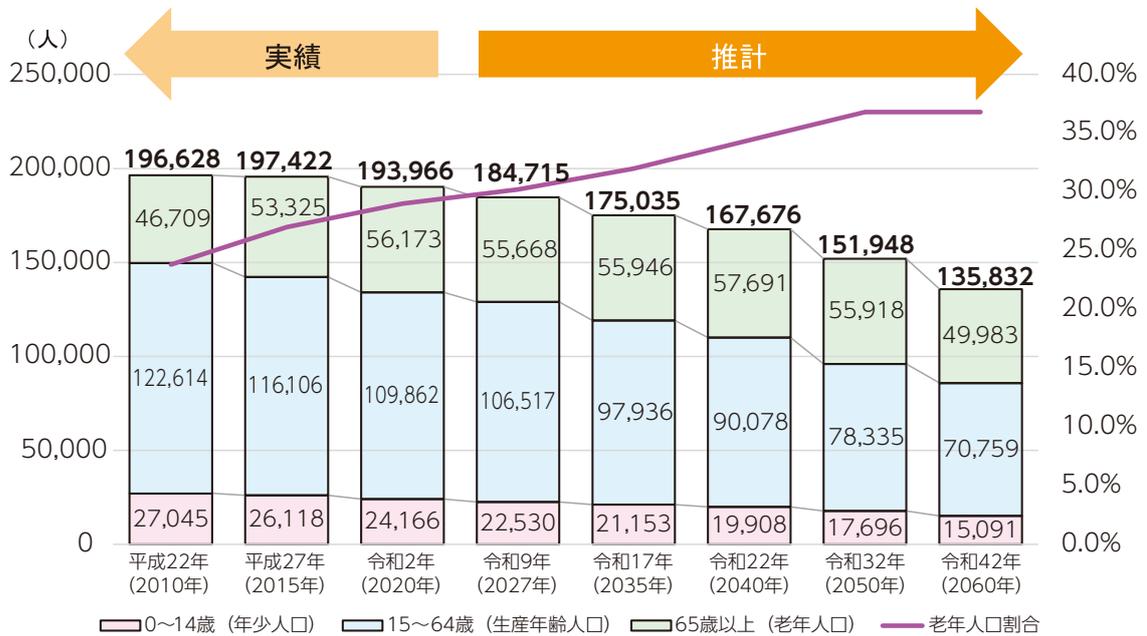


少子高齢化が進展しており、人口減少も見込まれます。

■ 人口の推移

令和2年（2020年）の国勢調査において、本市の総人口は減少に転じました。高齢化率は年々高くなっており、今後も人口減少及び少子高齢化が進展していくことが見込まれます。

また、市独自で試算した推計によると、令和42年（2060年）の本市の総人口は135,832人で、令和2年（2020年）と比較して約30.0%の減少が見込まれます。

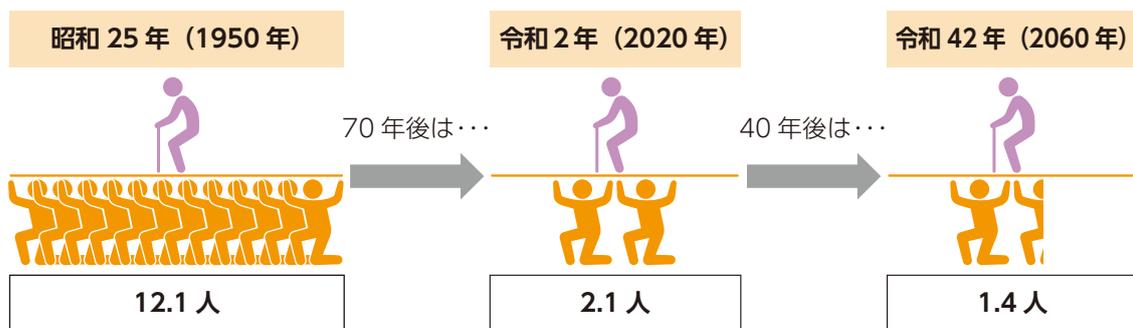


〇0~14歳 (年少人口) 〇15~64歳 (生産年齢人口) 〇65歳以上 (老年人口) 〇老年人口割合

【資料】平成22年(2010年)、平成27年(2015年)及び令和2年(2020年)国勢調査、令和9年(2027年)以降は市推計※国勢調査(合計に年齢不詳を含む)
 なお、推計部分については、端数処理のため、年齢ごとの人口の合計が総数と一致しないことがあります。

《参考》全国の高齢化の状況

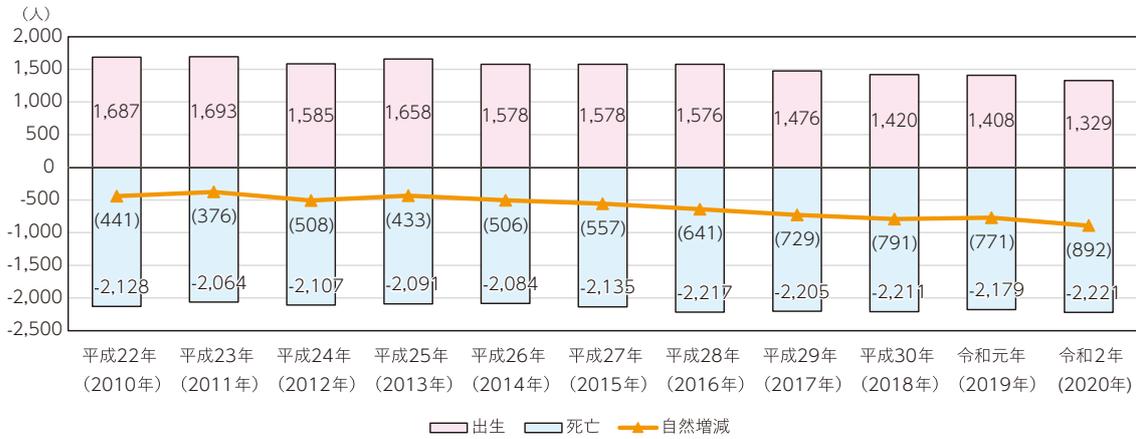
現役世代1.4人で1人の65歳以上の者を支える社会が到来します。



※参考 内閣府資料「令和4年版高齢社会白書」

■ 出生数と死亡数からみた自然増減推移

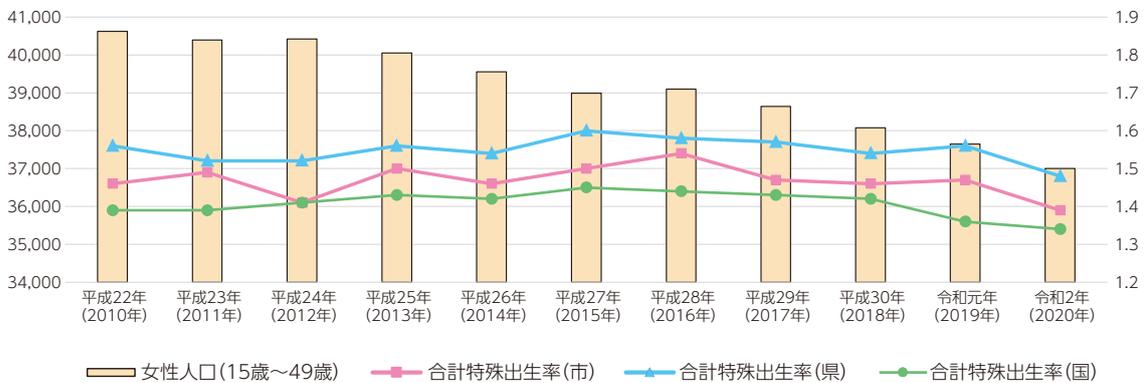
出生数から死亡数を引いた自然増減をみると、死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。



【資料】(平成22年(2010年)～令和元年(2019年))山口県統計年鑑、(令和2年(2020年))山口市住民基本台帳

■ 合計特殊出生率及び女性人口 (15歳～49歳) の推移

本市の合計特殊出生率は、ほぼ横ばいで推移しており、全国より高く、山口県より低くなっています。女性人口(15歳～49歳)は減少しています。



【資料】厚生労働白書、山口市住民基本台帳、山口市域の合計特殊出生率、国勢調査

(2) 世帯の状況

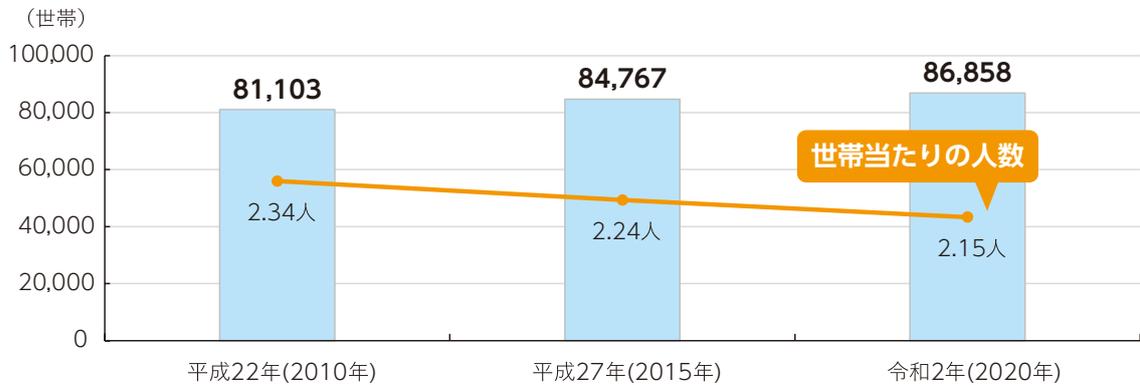
世帯の推移からみる課題



世帯数が増加しており、世帯規模の縮小が進行しています。
家庭内での支え合いが難しい世帯が増加しています。

■ 世帯数の推移

令和2年(2020年)の本市の世帯数は86,858世帯で、平成27年(2015年)と比べ、2,091世帯、約2.4%増加しています。一般世帯の1世帯当たりの人員は、2.15人で、平成27年(2015年)と比べ、0.09人減少しています。また、核家族世帯は全世帯数の半数以上を占めています。



【資料】 国勢調査

世帯累計型からみる課題



高齢者単身世帯、ひとり親世帯等見守りや支援を必要とする世帯が増加しています。

高齢者単身世帯数 + 941世帯



(平成27年) 9,429世帯 → (令和2年) 10,370世帯

ひとり親世帯数 + 335世帯



(平成27年) 6,903世帯 → (令和2年) 7,238世帯

【資料】 国勢調査

(3) 支援を必要とする人の状況

統計等からみる課題

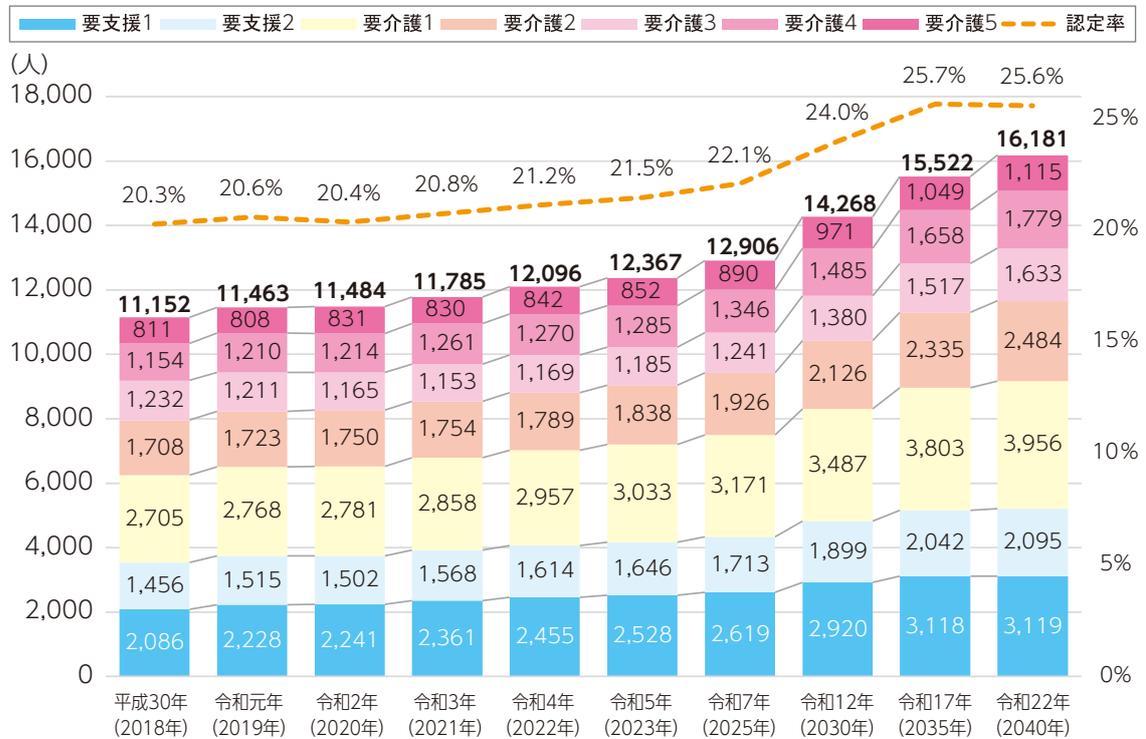


要支援・要介護認定者、障がいのある人、ひとり親世帯など、様々な配慮や支援を必要とする人の増加が見込まれます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移

65歳以上の高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認定率は年々増加・上昇が見込まれます。

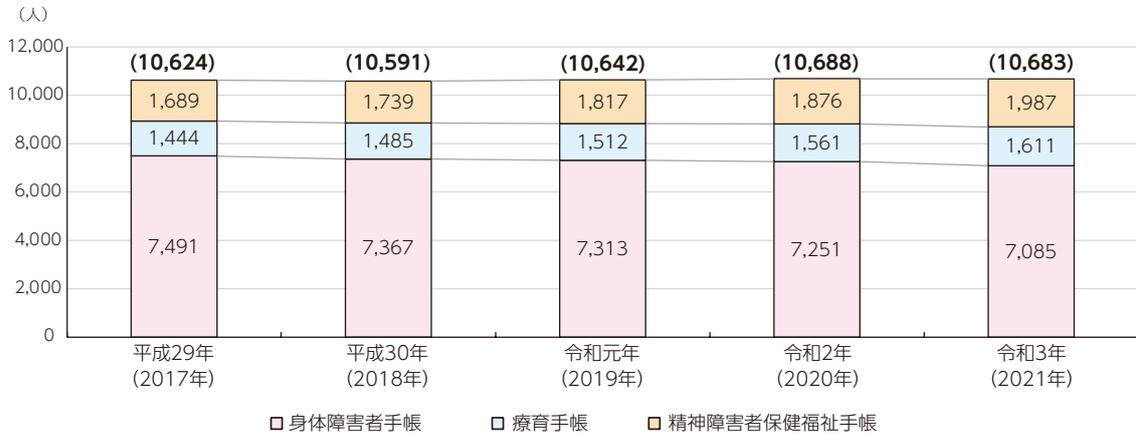
今後、高齢化が進むとともに、支援が必要な人の増加が見込まれます。



【資料】「第九次山口市高齢者保健福祉計画 第八次山口市介護保険事業計画（令和3年3月）」

■ 障害者手帳所持者数の推移

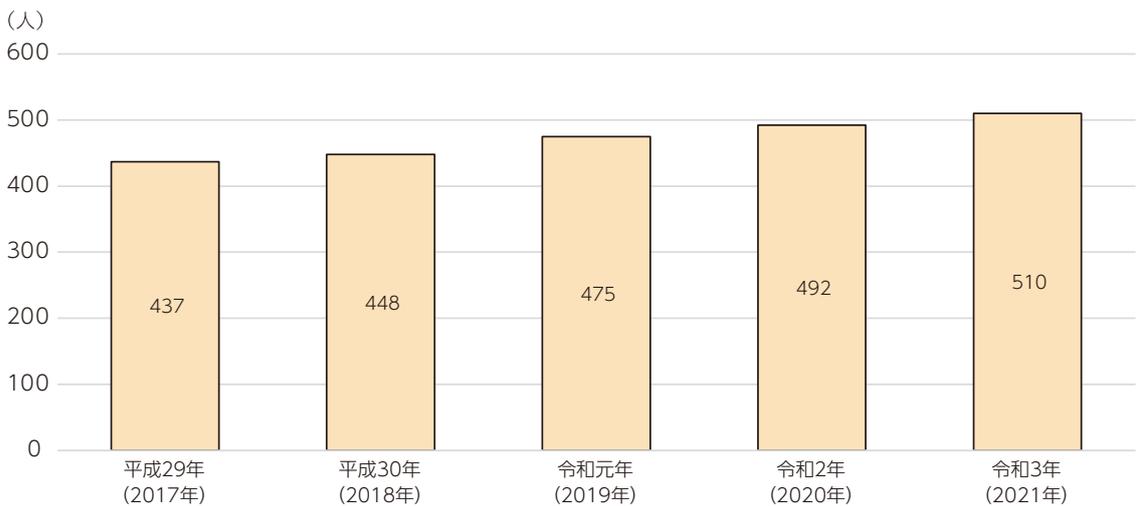
障害者手帳所持者数は、横ばい状態で推移していますが、手帳別で見ると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向にあります。



【資料】市障がい福祉課（ ）内は、手帳所持者総数
 なお、複数の手帳を合わせ持つ人がいるため、手帳所持者数の合計は、障がいのある人の実数とはなりません。

■ 特別児童扶養手当受給者数の推移

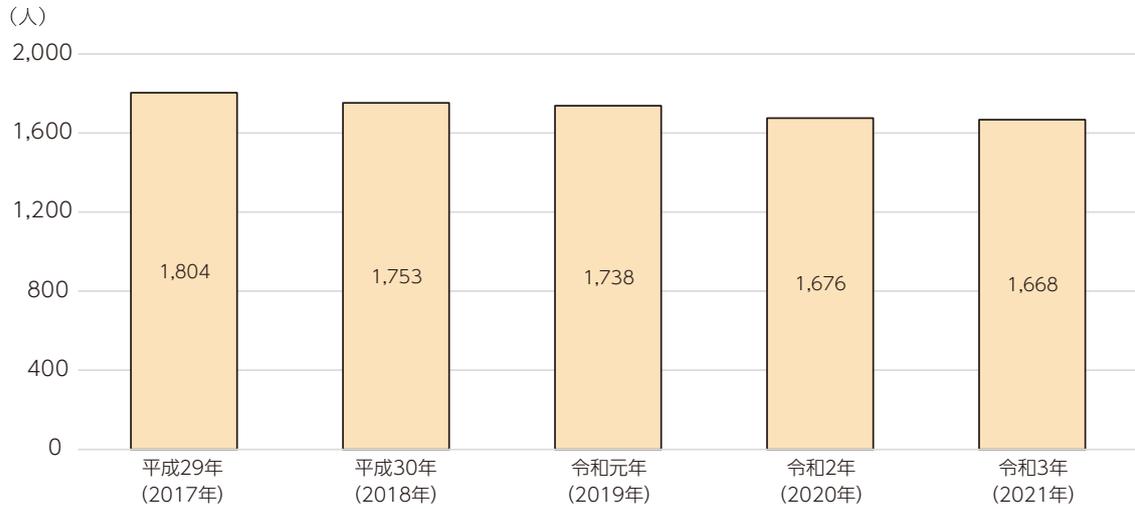
特別児童扶養手当の受給者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、支援を必要とする障がい児が増加しています。



【資料】市こども未来課 ※支給停止中も含む

■ 児童扶養手当受給者数の推移

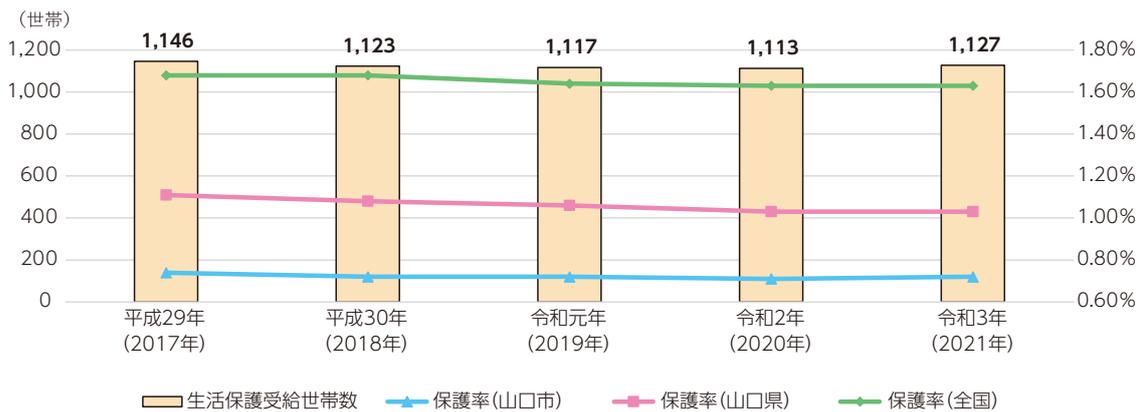
児童扶養手当受給者数の推移をみると、少子化とともに減少傾向にあります。ひとり親世帯は増加していることから支援が必要な子育て世帯は増加しています。



【資料】市こども未来課 ※支給停止中も含む

■ 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数は、ほぼ横ばい状態で推移しており、保護率は、国及び県平均を下回っています。



【資料】市地域福祉課 ※各数値は月平均

2 社会問題等の状況

統計等からみる課題



複雑化・複合化した地域生活課題が増加してきており、相談体制の充実や支援機関の連携を強化していく必要があります。

■ 児童虐待に関する相談件数等

児童虐待対応件数 **+ 136件**



(平成 29 年) 526 件 → (令和 3 年) 662 件

【資料】 山口県子ども家庭課

養育に関する相談 (児童虐待を含む) **+ 50件**



(平成 29 年) 252 件 → (令和 3 年) 302 件

【資料】 市家庭児童相談室

■ 高齢者・障がい者虐待に関する通報・届出件数

高齢者虐待通報・届出件数 **+ 15件**



(平成 29 年) 24 件 → (令和 3 年) 39 件

【資料】 市高齢福祉課

障がい者虐待通報・届出件数 **- 2件**



(平成 29 年) 5 件 → (令和 3 年) 3 件

【資料】 市障がい福祉課

■ 成年後見センター・日常生活自立支援事業

成年後見センター相談件数 **+ 143件**

(平成 29 年) 44 件 → (令和 3 年) 187 件

【資料】 市高齢福祉課

日常生活自立支援事業

(平成 29 年) 相談件数 83 件 → (令和 3 年) 168 件 **+ 85件**
 利用人数 138 人 → 155 人 **+ 17件**

【資料】 市社会福祉協議会

■ DV相談件数

DVに関する相談(電話・面接) **+ 38件**



(平成 29 年) 210 件 → (令和 3 年) 248 件

【資料】 市男女共同参画室

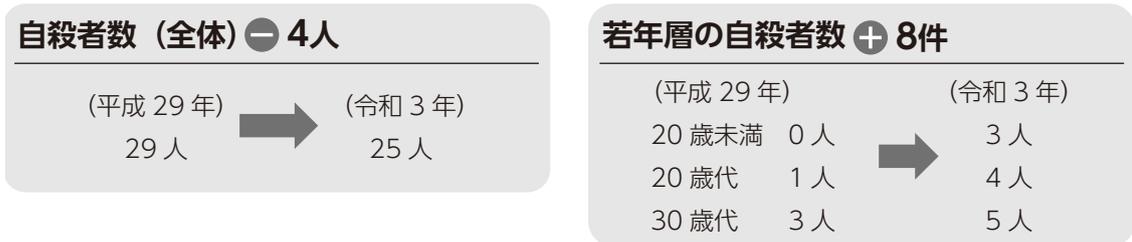
※平成 29 年 (2017 年) から令和 3 年 (2021 年) までのデータを資料編 (P102 ~ P103) に掲載

■ 生活困窮相談件数



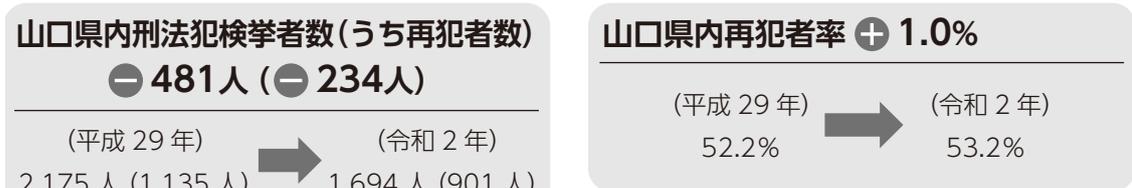
【資料】 パーソナル・サポートセンターやまぐち活動報告（山口市数値）

■ 自殺者数



【資料】 厚生労働省 自殺統計：地域における自殺の基礎資料（山口市数値）

■ 再犯防止を取り巻く現状



【資料】 法務省調査（山口県数値）

※平成 29 年（2017 年）から令和 3 年（2021 年）までのデータを資料編 (P102 ~ P103) に掲載

3 地域活動等の状況

(1) 各地域の状況

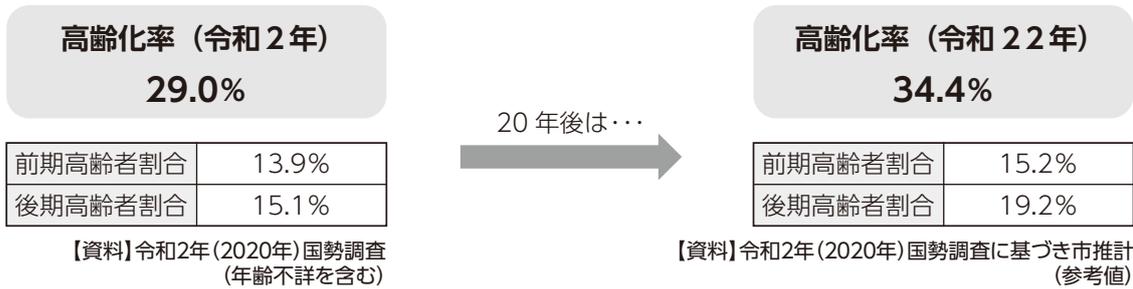
地域別人口統計からみる課題



広大な市域の中で、高齢化率は地域によって大きく異なりますが、全ての地域において、高齢化の進行が見込まれます。

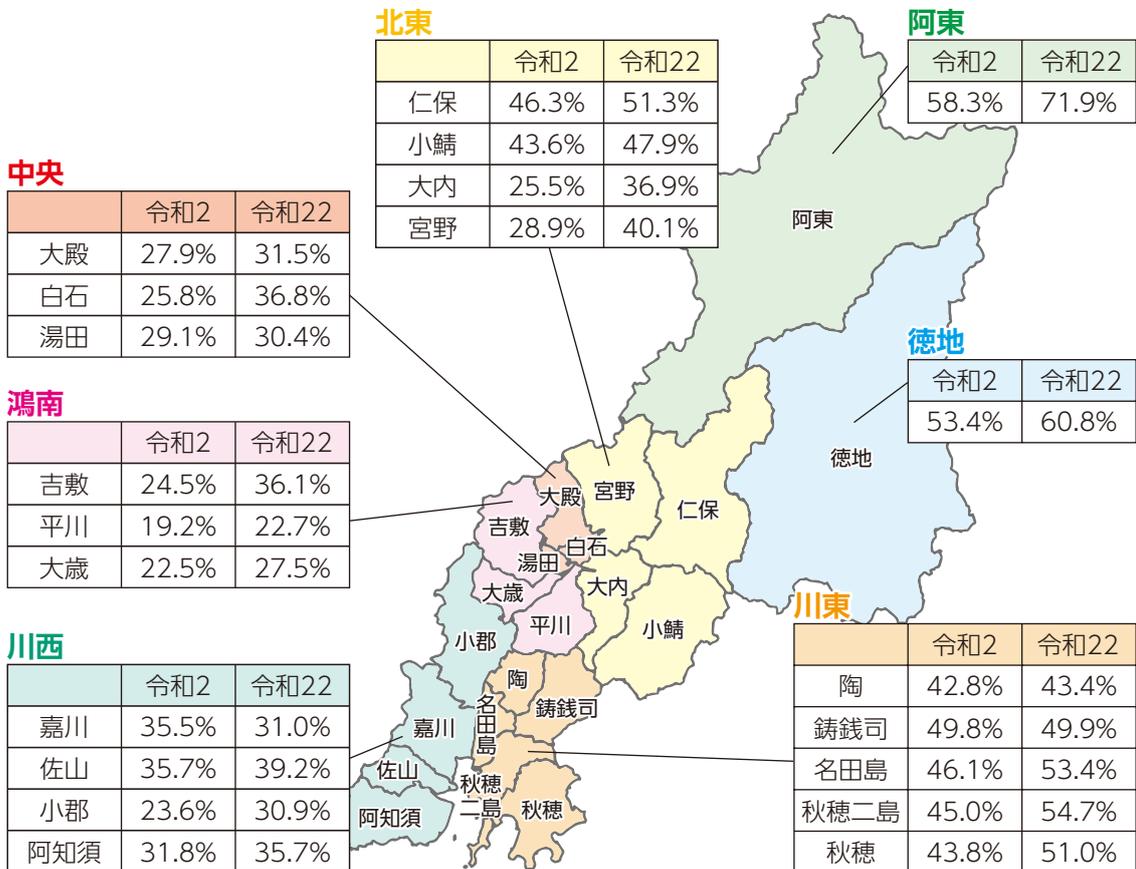
■ 山口市の高齢化の状況

本市の高齢化率は年々高くなり、後期高齢者の割合も大きくなります。



■ 地域別高齢化率の状況

地域別の高齢化率も年々高くなり、各地域の高齢化率には大きな格差がみられます。



【資料】令和2年(2020年)国勢調査、令和2年(2020年)国勢調査に基づき市推計(参考値)

(2) 地域を支える人の状況

統計等からみる課題



地域の活動者が減少傾向にあり、担い手の確保をしていく必要があります。

■ 民生委員・児童委員及び福祉員の平均年齢が上がっています

民生委員・児童委員(平均年齢) ※12月1日時点

(平成 28 年) → (令和元年)
65.5 歳 → 66.6 歳

【資料】市地域福祉課

福祉員(平均年齢) ※4月1日時点

(平成 29 年) → (令和 2 年)
62.4 歳 → 65.7 歳

【資料】市社会福祉協議会

■ 地域の担い手が減少しています

自治会加入率 \ominus 3.9%



(平成 29 年) → (令和 3 年)
77.1% → 73.2%

【資料】市協働推進課

老人クラブ

(平成 29 年) → (令和 3 年)
クラブ数 199 クラブ → 187 クラブ \ominus 12 クラブ
会員数 7,886 人 → 6,851 人 \ominus 1,035 人

【資料】市高齢福祉課

■ ボランティア数は増加傾向にあります

市社協にボランティア登録している人数

(平成 29 年) → (令和 3 年)
個人 533 人 → 479 人 \ominus 54 人
団体 11,791 人 → 16,086 人 \oplus 4,295 人

【資料】市社会福祉協議会

すこやかボランティア数 \oplus 118 件



(平成 29 年) → (令和 3 年)
222 人 → 340 人

【資料】市高齢福祉課

※「個人」は災害ボランティアを含む

※「団体」はボランティア団体に所属しているボランティア人数

ふれあい・いきいきサロン数



(平成 29 年) → (令和 3 年)
266 団体 → 266 団体

【資料】市社会福祉協議会

※平成 29 年 (2017 年) から令和 3 年 (2021 年) までのデータを資料編 (P104) に掲載

4 地域福祉アンケート調査からみる市民意識

(1) 調査の概要

① 調査目的

「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」の策定に当たり基礎的資料とすることを目的として、前回策定時と同様に実施しました。

② 調査件数

- ・ 調査件数 18歳以上の市民約4,000人
- ・ 抽出方法 地区と年齢により区分したうえで無作為に抽出

③ 調査方法

- ・ 配布方法 依頼文と調査票を郵送
- ・ 回収方法 返信用封筒を使用し郵送により調査票を回収

④ 調査期間

令和4年(2022年)2月28日(月)～令和4年(2022年)3月18日(金)

■ 回収結果

(単位：人、%)

| 区分 | 前回 (平成29年2月) | 今回 (令和4年2月) |
|-------|-----------------|----------------|
| 総配布数 | 4,045 | 4,005 |
| 返送数 | 15 | 10 |
| 調査対象者 | 4,030 | 3,995 |
| 有効回答者 | 1,667 | 1,636 |
| 有効回収者 | 41.4% | 40.8% |

(2) 調査結果の概要

支え合い活動の地域は、より小さな地域範囲

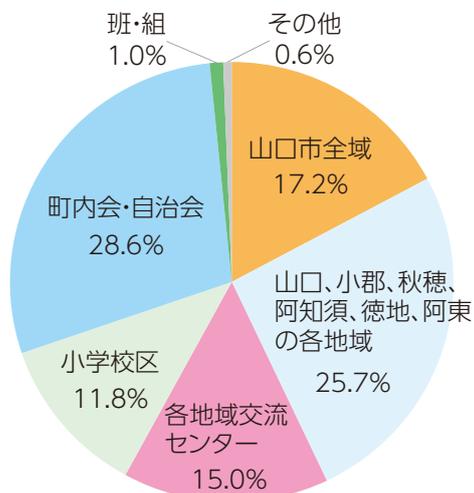


一般的な地域の範囲と、支え合い活動の地域の範囲は必ずしも一致しません。
支え合い活動などを立ち上げていく際には、地域単位の範囲を考慮する必要があります。

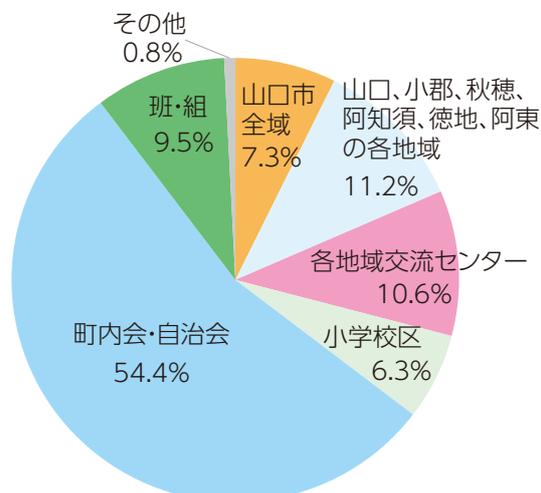
「町内会・自治会」と「合併前の旧市町」の回答が多く、全体的に回答が分散

「町内会・自治会」と約半数(54.4%)の方が回答

■ 思い浮かべる地域



■ 支え合い活動の地域



近所付き合いは維持、近隣の子どもたちの関わりに変化

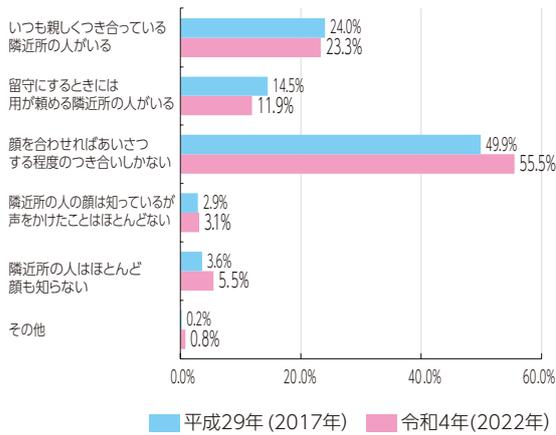


緩やかな近所付き合いは維持されていますが、近隣の子どもへの関わりは変化してきています。

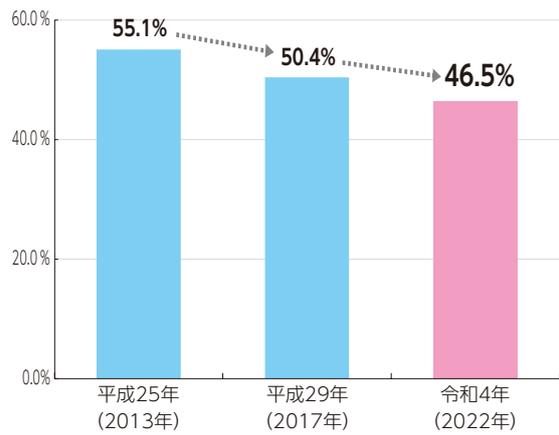
「顔を合わせればあいさつする程度の付き合いしかない」が最多

近所の子どもたちに気配りや声かけをしている人が減少傾向

■ 隣近所の方との付き合いの程度



■ 近所の子どもたちに気配り、声かけしている人

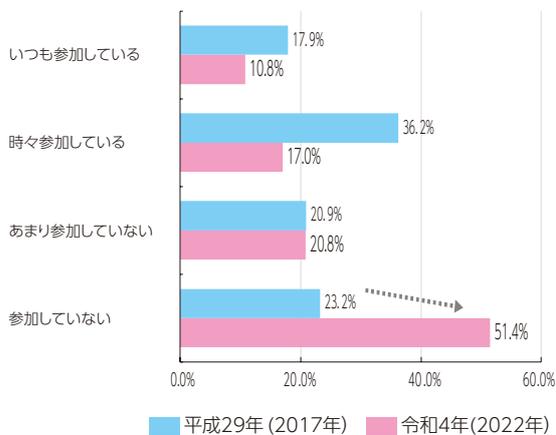


町内行事や活動への参加に与えた新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きい

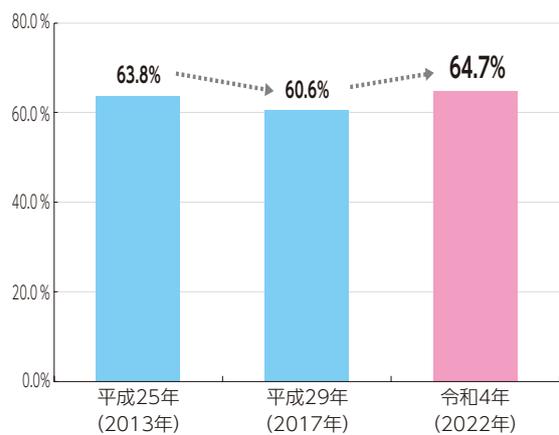


新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、町内行事や活動への参加が大幅に減少しています。一方、地域への貢献意欲は維持されているため、地域へ関心を高める働きかけの工夫が求められています。

■ 新型コロナ以降の町内行事や活動への参加



■ 地域への貢献意欲を持つ人



地域の環境美化活動や祭りや運動会などの活動をきっかけとした地域活動参加へ



身近な地域で気軽に参加できる地域活動が支持されています。一方で、「特に何もしたくない」人が約3割いることにも注意が必要です。

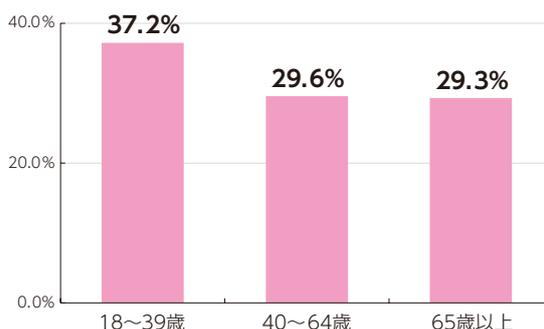
「地域の環境美化活動」や「祭りや運動会」が支持

「特に何もしたくない」人が青年層では約4割（37.2%）

■ 参加したい町内や地域内の行事や活動

- ①空き缶の回収や清掃などの環境美化活動（31.6%）
- ②町内のお祭りや運動会などの行事（27.6%）
- ③趣味やスポーツなどのサークルでの活動（19.6%）

■ 「特に何もしたくない人」項目（年齢階層別）



※ 「特になにもしたくない」項目

平成25年（2013年）調査 **27.3%** → 平成29年（2017年）調査 **24.8%** → 令和4年（2022年）調査 **31.2%**

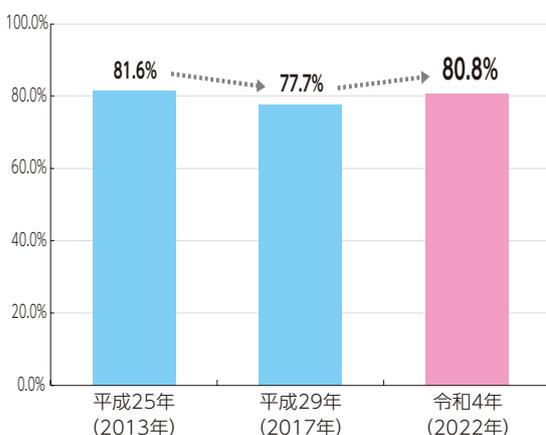
全体的にみた地域の住み心地は高い評価



全体的にみた地域の住み心地は高い満足感が維持されています。生活環境の満足度の向上を図るには、年齢や居住地域によっても差があることを踏まえる必要があります。

全体的にみた地域の住み心地の満足度は約8割を超えている

■ 「地域の住み心地」に満足している人



【満足層の割合が高い生活環境（肯定評価%）】

- ・買い物の便利さ（65.9%）
- ・病院や薬局が近くにあること（70.2%）
- ・教育機関が多い（62.7%）
- ・子どもを育てる環境（78.9%）

【不満層の割合が高い生活環境（否定評価%）】

- ・交通手段（49.6%）
- ・趣味やスポーツ・文化を楽しむ機会（50.7%）
- ・老人ホームや介護施設などの充実（41.2%）

地域に対する強い愛着と今後も住み続けたいという意思は高い水準を維持

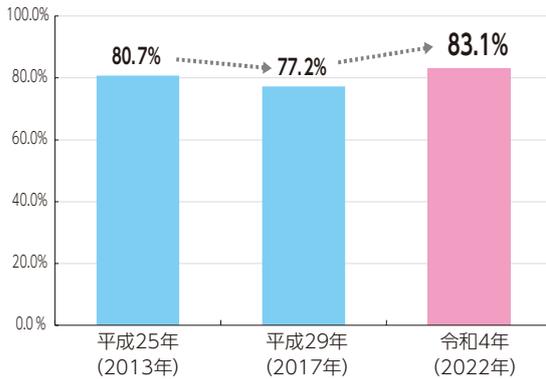


地域に対する意識として、地域に対する愛着度や永住の意思は高い割合を示しています。生活の場として良くなるよう地域づくりに取り組む必要があります。

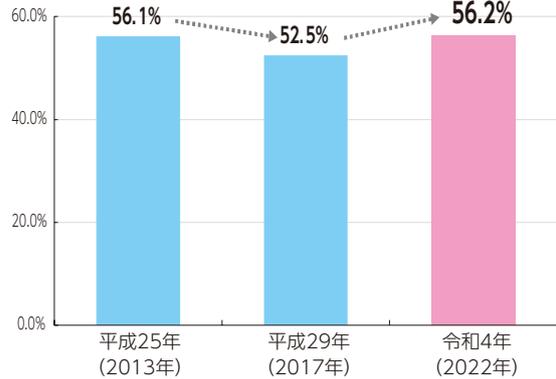
永住意思を持つ人は8割を超えている

「生活の場としてだんだん良くなる地域だ」に約半数の人が否定的な回答

■ 今後も住み続けたいという意思を持つ人



■ 将来に対して樂觀できないという意思を持つ人



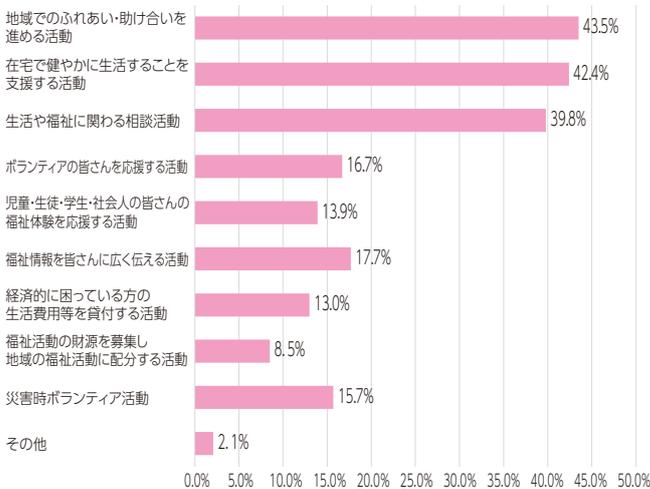
地域を支える役割が市社会福祉協議会に期待されている



市社会福祉協議会には、地域でのふれあい、助け合いを進める活動、在宅での支援、相談活動などといった地域生活を支える役割が期待されています。

市社協の役割に「地域でのふれあい・助け合いを進める活動」を求めている人が約4割

■ 市社協が重点を置くべきだと思う活動



《自由記述》

- ・市社協の活動内容の情報発信
- ・見守り活動などの地域福祉活動の一層の充実
- ・認知症の当事者や家族支援
- ・自動車が運転できなくなった際の移動支援
- ・買い物支援などの高齢者支援
- ・障がい者への支援の充実
- ・子ども食堂支援といった子どもに対する活動の充実

約7割の人が老後の生活に不安を感じている

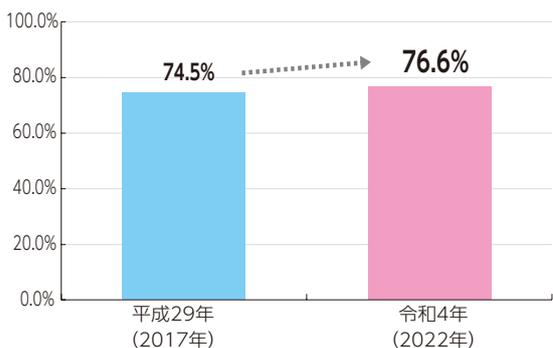


老後の生活を安心して送ることができるような社会の実現が望めます。

約7割の方が老後の不安を抱えている

健康と経済（生活費）の二つの面が大きな不安要因

■ 老後の生活の不安



《不安の内容》

- 「健康・からだのこと」(69.3%)
- 「生活費のこと」(46.5%)
- 「配偶者に先立たれたときのこと」(23.4%)
- 「家族のこと」(20.7%)

ともに助け合い、支え合う地域づくりのための役割（住民、社会福祉法人、行政）



住民、社会福祉法人、行政がそれぞれの役割のもと、協力・連携しながら、地域福祉を推進する必要があります。

住 民

※上位三つまで

- 「多様な価値観の中でお互いを尊重し合う」(89.2%)
- 「隣近所との密接な関係を持つ」(85.0%)
- 「地域の課題を自分に当てはめ、共有し合う」(78.2%)

社会福祉法人

※上位三つまで

- 「気軽にサービスが利用できるように努める」(54.1%)
- 「利用しやすい施設などの充実を図る」(34.4%)
- 「専門職員などの人材の確保、育成に努める」(32.3%)

行 政

※上位三つまで

- 「困っている人と、助けることのできる人にとりもつ仕組みづくりや情報の提供をする」(35.4%)
- 「福祉活動への相談、支援の仕組みを充実していく」(29.7%)
- 「福祉活動に携わる人を育成する」(26.9%)

まとめ（地域福祉アンケートの分析）

～地域活動とともにある地域福祉活動に向けて～

山口市地域福祉推進協議会 副会長
九州大学大学院人間環境学研究院 教授
高野 和良



前回の計画策定時には思いもよらなかった新型コロナウイルス感染症の拡大（パンデミック）によって、地域福祉活動にも大きな変化がもたらされました。高齢者の見守り活動やふれあい・いきいきサロン活動、障がい者の様々な活動、子ども食堂なども軒並み活動の中止や延期を余儀なくされました。未知の感染症拡大の前ではやむを得ないことではありましたが、その影響は大きく、社会的に孤立を感じる人が増え、様々な問題が起きました。その後、多くの工夫を重ねることで、活動は少しずつ再開されていきました。依然として不安定な状況は続いているようですが、地域での支え合い活動の大切さを多くの人々が実感され、また普段からの地域でのつながりを持つことの必要性を再認識されたのではないかと思います。このことは、集中豪雨などの災害時に急に対応しようとしても難しいため、普段から地域でのつながりを持っておくことの重要性が指摘されてきたこととも重なります。

こうしたなかで実施された今回の調査結果では、親しく安定した近隣関係を持つ人の割合は3割強となり、あいさつする程度の付き合いのある人を加えると9割を超える人が何らかの近隣関係を持っていました。青年層でもその割合は8割弱となり、前回調査と変わらず維持されていることが分かりました。一方で、近所付き合いは面倒だと思ふ人の割合は全体で4割に迫り、青年層では5割を超える結果となりました。いずれも前回調査から割合が高くなっており気がかりな傾向です。

また、地域への愛着、住み続けたいという永住意思、地域のまとまりが良いという連帯意識、住んでいる地域のために何か役に立ちたいという地域貢献意識などは、過去の調査結果と変わらず高い水準を維持していました。

さらに、交通、買い物、医療、教育、介護施設、子育てなどの生活環境評価も、山口市全体でみると概ね良好な評価が維持されていました。これらの結果として、全体的に

みた地域の住み心地が良いとする人の割合は 8 割を超えています。また、過去調査と同様に青年層が高い評価を行っていることも引き続き確認できました。しかし、自由記述には、年齢を重ねることで自動車の運転が難しくなると買い物ができなくなるといった不安も挙げられていました。言うまでもありませんが、生活環境の評価は、年齢や居住地域によって差があることを踏まえ、支援を検討する必要があります。

今回調査では、町内や地域内の行事へ参加している人の割合が大幅に減少しました（前回調査 54.1% → 今回調査 27.8%）。新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限などの影響とされます。そのためか、今後参加してみたい町内や地域内の行事についても「特に何もしたくない」とする人の割合が 3 割を超え、前回調査（24.8%）よりも割合が高くなりました。新型コロナウイルス感染症拡大以降の暮らしに変化はなかった人は 5 割弱でしたが、一方で悪化したと感じている人の割合もほぼ同じ割合となりました。また、感染症拡大に伴う不安や悩みを 6 割を上回る人が抱えていました。これらは一時的な変化に留まるのかもしれませんが、地域社会で集まる機会が減少したことによる影響は決して小さなものではないと思われます。こうしたなかで、ただ減少した地域福祉活動への参加者だけを増やそうとしても、なかなかうまくいかないのではないのでしょうか。地域福祉活動も様々な地域活動のひとつであり、地域社会で多くの活動が行われ、地域社会に関心を持つ人々が増えていくなかで、地域社会の課題に触れることによって、地域福祉活動への関心も自ずと高まり、参加につながるものと思われます。近年、居場所への関心が広がっています。なかでも、子ども食堂と呼ばれる活動は地域社会で存在感を増しています。様々な世代が集い活動を行うことで、地域社会に暮らす人々の関係が作られています。こうした新たな地域活動も手がかりとしながら、地域住民、町内会・自治会をはじめとする様々な地域集団や組織、社会福祉協議会、社会福祉施設などの社会福祉法人、そして行政も関わりながら地域社会で集まる機会を増やすことで、地域福祉活動の基盤を築いていくことも求められているのではないのでしょうか。

第3章

理念、基本目標等 について

理念、基本目標等を定めます

1 理念

みなでともに支え合い、誰もがその人らしく、 住みなれた地域で安心して暮らせる 福祉のまちづくり

多くの市民が、居住する地域への愛着と今後も住み続けたいという意思を持つ中で、「住みなれた地域で安心して」暮らし、地域において「みなでともに支え合い」、お互いの意思を尊重しながら、「誰もがその人らしく」暮らすことができるよう、これまで福祉のまちづくりに取り組んできました。

本計画においても、これまでの計画の理念を引継ぎ、「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を進めていく方向性として理念を定めます。さらに、この理念の実現に向けて3つの基本目標を設け、取り組んでいきます。

本計画の推進に当たっては、現状や課題、成果等について、具体的にわかりやすく示していく必要があります。

このため、計画期間中の達成状況を測るための総合的な指標として、3つの重要目標達成指標（KGI：Key Goal Indicator）を設定します。

一方で、本計画の取組状況を検証・評価するには、量的な視点だけでは充分とは言えません。事業本来の目的達成や満足度合いなど、すぐには結果として現れなかったり、数値化することが難しい場合もありますので、定量的（数値化できる要素）な指標と定性的（数値化できない要素）な視点を組み合わせて進行状況を管理します。

重要目標達成指標（KGI）

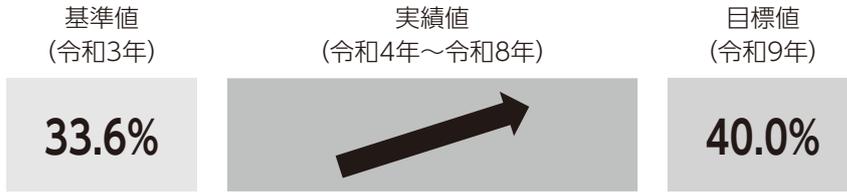
（1）地域への愛着を持つ市民の割合

《指標：地域福祉アンケート》

| 実績値 (平成25年) | 実績値 (平成29年) | 実績値 (令和4年) | 目標値 (令和9年) |
|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 81.8% | 79.2% | 85.2% | 維持 |

(2) 地域福祉活動で共助（相互扶助）ができていると思う市民の割合

《指標：市まちづくりアンケート》



(3) 地域行事や市民活動に、年1回以上参加している市民の割合

《指標：市まちづくりアンケート》



重要目標達成指標 (KGI) … 事業やプロジェクトなどの最終的な目標を定量的に評価する指標のこと

重要業績評価指標 (KPI) … KGIを達成するためのプロセスが適切に実施されているかを定量的に評価する指標のこと

2 基本目標

(1) 基本目標1「地域福祉を支えるひとづくり」

地域の福祉課題を解決していくため、社会福祉法人や地区社会福祉協議会等の関係団体、ボランティア団体やNPO法人等が協働・連携し、積極的にその役割を担うことができるよう、取組を進めます。

また、少子高齢化が進む中、地域福祉を推進する上で、地域を支える担い手づくりが重要です。あらゆる分野が連携し、多様な機会を通じて福祉を支える担い手の育成や学習機会の提供、地域福祉への意識醸成を推進します。

これらを実現するために次の3つの活動目標と達成状況を測る3つの重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しました。

【活動目標】

| 活動目標 | |
|------|--------------------|
| 1 | 地域福祉活動の普及・啓発及び活動支援 |
| 2 | 地域福祉の担い手の育成・参加促進 |
| 3 | 福祉教育の推進 |

【重要業績評価指標（KPI）】

| 指標名 | | 現状値（R3） | 目標値（R9） |
|-----|---------------------|---------|---------|
| 1 | ボランティア登録者数（団体・個人含む） | 16,565人 | 18,000人 |
| 2 | NPO法人数 | 85団体 | 100団体 |
| 3 | 福祉体験学習受講者数 | 1,735人 | 2,000人 |

(2) 基本目標2「ともに見守り、支え合う地域づくり」

広域化した市域においては、地域の生活課題や団体・組織の多様化が進んでおり、地域の特色を生かした地域福祉の推進が重要となっています。

そのために、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、地域のふれあいや交流のできる機会や場づくりを進めます。

また、地域における安全安心な暮らしの観点から福祉分野だけでなく、防災・交通・防犯といった分野の取組も進める必要があります。

これらを実現するために次の3つの活動目標と達成状況を測る3つの重要業績評価指標を設定しました。

【活動目標】

| 活 動 目 標 | |
|---------|--------------------|
| 1 | 地域交流の場づくり |
| 2 | 地域の支え合い活動の推進 |
| 3 | 安全安心に暮らせる防災防犯体制づくり |

【重要業績評価指標（KPI）】

| 指 標 名 | | 現状値（R3） | 目標値（R9） |
|-------|--------------------------|---------|---------|
| 1 | ふれあい・いきいきサロン設置数 | 266 団体 | 290 団体 |
| 2 | 地域課題解決に向けたサービスメニュー数 | 21.0 件 | 25.0 件 |
| 3 | 避難行動要支援者個別計画（避難マイプラン）作成率 | — | 100% |

(3) 基本目標3「誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり」

地域づくりを「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりが必要とされており、民生委員・児童委員の推進など、地域福祉の基盤づくりを進めるとともに、関係団体と連携、協働して地域の生活課題を発見・把握し、解決する仕組みづくりに取り組みます。

地域の中において、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるよう、権利擁護のための支援の充実を図ります。

また、住民からの相談が多様化・複合化していることから、包括的に対応できる相談体制を充実させるとともに、複合的な課題の解決に向けて、保健・医療・福祉等の専門機関の連携に加え、多分野との協働による支援の仕組みづくりを進めます。

これらを実現するために4つの活動目標と達成状況を測る5つの重要業績評価指標を設定しました。

【活動目標】

| 活 動 目 標 | |
|---------|-------------------------|
| 1 | 地域福祉の基盤づくりとネットワーク強化 |
| 2 | 権利擁護のための支援の充実 |
| 3 | 地域の生活課題の発見・把握と解決の仕組みづくり |
| 4 | 包括的支援体制の構築 |

【重要業績評価指標（KPI）】

| 指 標 名 | 現状値（R3） | 目標値（R9） |
|------------------------------|---------|---------|
| 1 地域ケア会議の開催により、支援・取組につながった件数 | 146件 | 150件 |
| 2 日常生活自立支援利用者数 | 155人 | 180人 |
| 3 成年後見制度利用者数 | 398人 | 530人 |
| 4 自立相談支援対象者数 | 330人 | 200人 |
| 5 やまぐち「まちの福祉相談室」相談件数 | — | 2,000件 |



3 施策や事業の組み立てに当たっての視点

両計画の理念、基本目標の実現に向けて、地域福祉を計画的かつ効果的に推進していくため、主に次の視点を意識しながら、施策や事業の組み立てを行いました。

視点1 人口減少、少子高齢化の進行、家族形態の変容への対応

令和2年（2020年）の国勢調査において、本市の総人口は減少に転じています。今後も減少していくことが予測されており、少子高齢化は進んでいます。単独世帯や核家族世帯の増加に伴い、世帯当たりの構成人員は減少しており、高齢者の単独世帯も、今後さらに増えることが見込まれています。

地域における福祉活動の担い手のさらなる減少や、家庭内の養育力や介護力などの家庭の機能低下が予測される中で、地域住民の主体的な取組による地域の見守りや支援の充実など、地域資源の効率的な活用の仕組みづくりを目指します。

視点2 地域の特性を踏まえた地域福祉の推進

市民の多くが、居住する地域に愛着があり、今後も住み続けたいという思いを持っています。総合的な住み心地については、地域福祉アンケート結果などによると、高く評価されていますが、市域においては、地理的条件をはじめ、それぞれの地域によって特性があり、生活課題も異なります。

市民が主体的に地域課題を把握して解決できるよう、地域の特性を踏まえた地域福祉の仕組みづくりを推進します。

視点3 地域共生社会の実現に向けた取組

子ども、高齢者、障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合えることができる「地域共生社会」の実現に向け、平成29年（2017年）の社会福祉法改正により、市町村は、地域住民や支援関係機関による地域生活課題の解決のための支援が包括的に提供される体制、いわゆる包括的支援体制の構築に努めることが規定されました。

さらに令和2年（2020年）の同法改正により、包括的支援体制の構築を促進するため、「断らない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

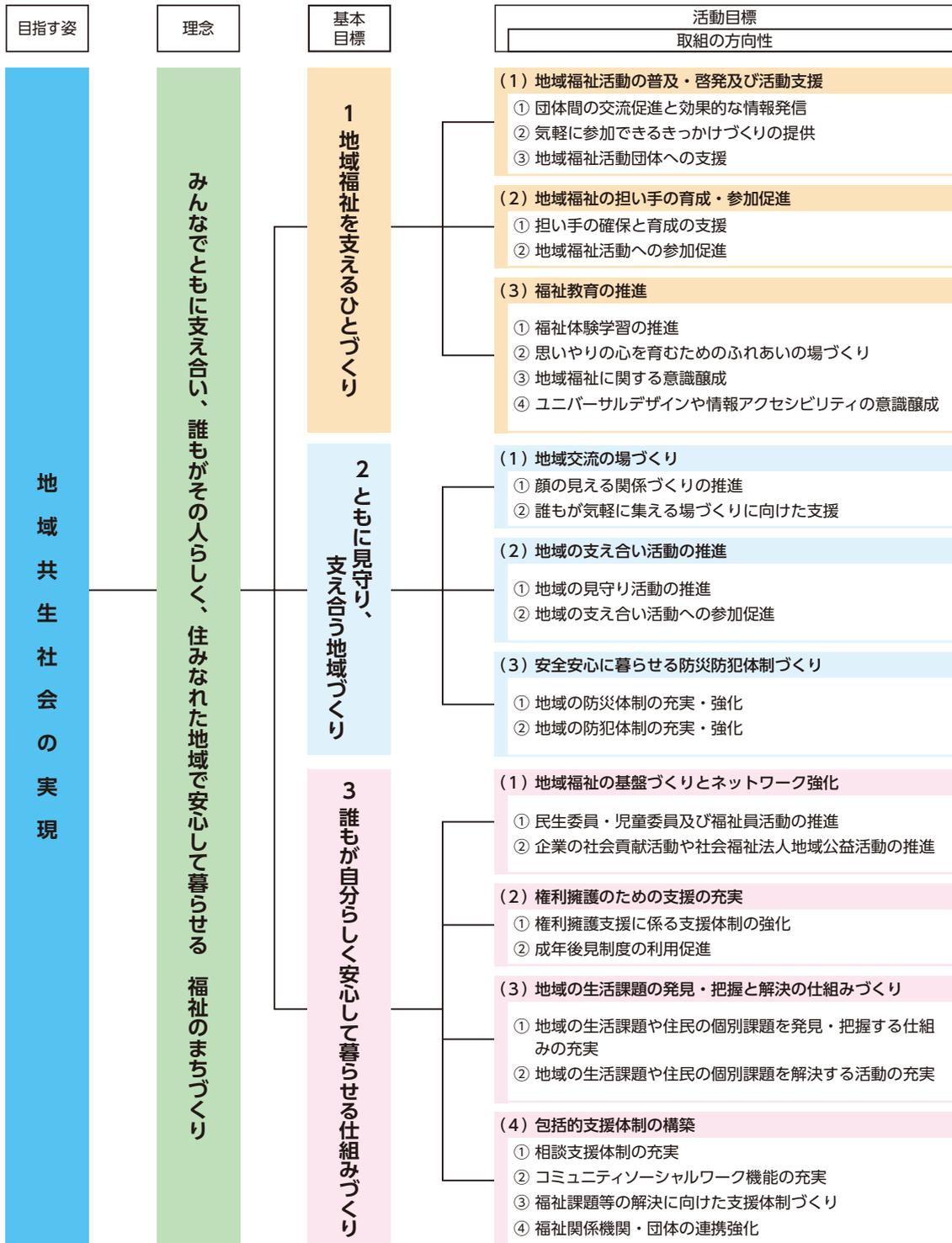
こうした国の動向や法改正を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいきます。



4 体系図

両計画における地域福祉の推進に向けた施策の体系については、「理念」や「基本目標」を実現するために、次の「活動目標」と「取組」により組み立てました。

【体系図】



第1章

第2章

第3章

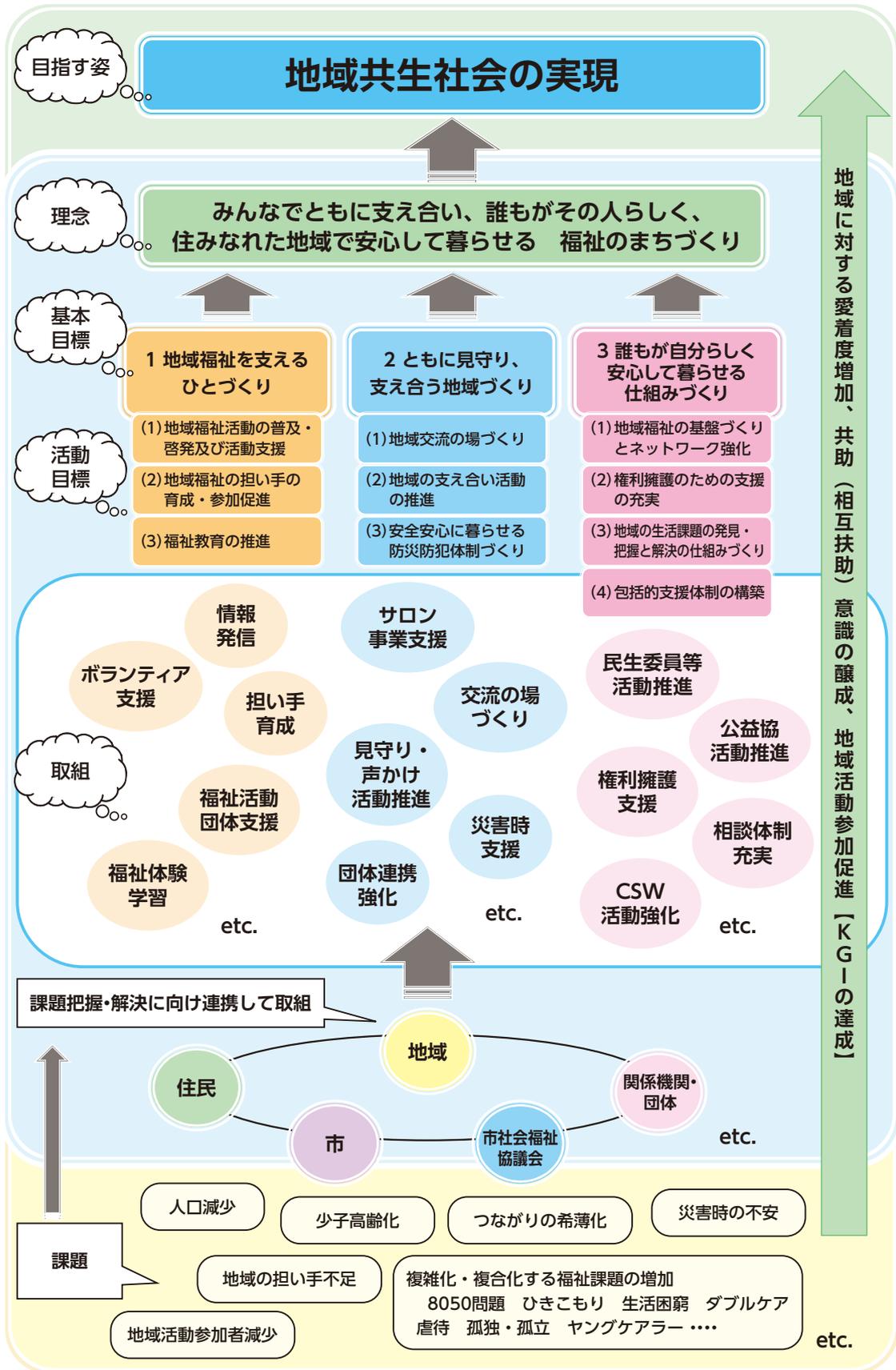
第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

【体系図のイメージ】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編



第4章

施策・事業の推進 について

「理念」や3つの「基本目標」の達成に向け、それぞれの役割を整理するとともに、活動目標ごとに現状や課題を整理し、施策・事業を展開します

1 施策事業の推進におけるそれぞれの役割

地域の福祉活動の主役は、市民です。地域における様々な生活課題に対応するとともに、地域に根ざしたきめ細やかな支え合い活動やふれあいの場づくりを進めていくため、市民をはじめ、サービス提供事業者やNPO法人、ボランティア活動団体などの地域福祉関係機関や関係団体、地区社会福祉協議会（地区社協）、民生委員・児童委員や福祉員など多様な担い手と、行政や社会福祉協議会が協力・連携しながら、両計画を効率的かつ効果的に推進します。

(1) 住民、地域の役割

住民、地域は、地域福祉活動の主役です。地域のあらゆる担い手が活動しやすいよう、関係機関・団体等や市社会福祉協議会、行政などと協働しながらも、推進主体であるという意識を持ち、自主的に活動を展開して、地域での支え合い活動などを進めていく必要があります。

また、地域の様々な団体や組織等についても、地域福祉の推進のために横断的に連携し、地域において生活課題を解決する地域力を高めていく必要があります。

【主な活動主体】

住民、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区福祉員協議会、自治会、地区自治連合会、子ども会育成連絡協議会、母子保健推進員、老人クラブ、地域づくり協議会など



地域が主体となって運営されるこども食堂



地域の見守りを兼ねたふれあい型給食サービス

(2) 関係機関・団体等の役割

地域の様々な関係機関・福祉団体等にふれあいや支え合いを進める活動が求められており、サービス提供事業者や社会福祉法人・福祉施設、NPO法人、企業等においても、地域に対して積極的に目を向けて、地域と連携した福祉活動や地域貢献活動、社会貢献活動等を展開することが必要です。

特に、社会福祉法人・福祉施設、福祉に関する事業者等においては、住民や地域だけでは対応が困難な課題を解決するため、自らが有する社会資源を有効に活用していくことが求められます。

【主な活動主体】

ボランティア団体、NPO法人、小学校、中学校、高校、大学、特別支援学校、民間事業者、社会福祉法人、福祉施設、福祉サービスを必要とする人々の団体など



企業による地域貢献活動（施設への清掃活動）



団体による発達障がいの啓発活動

(3) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられており、地域福祉推進の中核的な役割を担うこととなります。日頃から地域に入って地域の実情の把握を行うとともに、地域福祉に関する専門的な知識とこれまでの経験等に基づき、住民とともに生活課題の解決に取り組んでいきます。



生活に不安や悩みを抱えている方への相談会（あたたか相談会）

(4) 行政の役割

地域ごとに異なる生活課題について、住民と協働してその解決を図ることは行政の役割であり、地域や地域福祉活動に対する積極的な支援に取り組んでいきます。また、地域住民が抱える地域の生活課題の解決に資する包括的な支援が提供される体制を整備することに努めていきます。地域福祉計画の推進に当たっては、市社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体やサービス提供事業者などとも相互に連携し、それぞれが地域で活動しやすい環境づくりに努めます。



災害ボランティアセンターの様子



福祉に関する困り事を丸ごと受け止める相談窓口（やまぐち「まちの福祉相談室」）

2 施策・事業の推進

基本目標 1 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標 1 地域福祉活動の普及・啓発及び活動支援

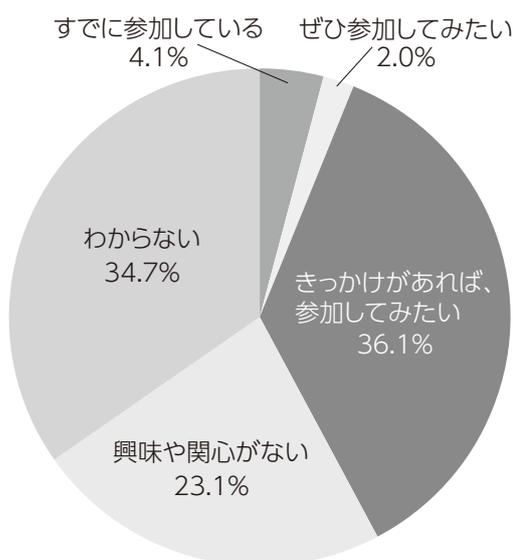
施策のねらい

地域福祉活動団体（ボランティア団体、NPO法人、地区社協等）への関心や理解が深まり、地域福祉活動等への参加意識が高まっています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域福祉活動団体等（ボランティア団体、NPO法人、地区社協等）はそれぞれの目的や地域性にあった活動を行っており、地域福祉活動の重要な役割を担っています。
- ▼市社協が運営するボランティアセンターや市民活動支援センター「さぼらんて」では、市内の活動拠点として、ボランティアに関する講座やボランティア同士が集う交流会の開催や情報の提供や市民への啓発などを行っています。
- ▼市社協に登録しているボランティア数・団体やすこやかボランティア数ともに増加傾向にあります。一方、地域福祉活動団体等の会員の高齢化、加入者減少による担い手の不足等が課題となっています。
- ▼地域福祉アンケートにおける「福祉関係のボランティア活動への参加意欲」の項目では、「福祉関係のボランティア活動への参加を希望する人」が4割弱を占めていることから、参加を呼び込むための工夫が求められています。
- ▼こうしたことから、多くの方に様々な地域福祉活動等を知ってもらい、参加してもらえるよう、気軽に参加できる活動の紹介や効果的な情報発信など、ボランティアセンターや市民活動支援センター「さぼらんて」等との連携・協働により取り組む必要があります。
- ▼また、地域福祉活動を推進していくため、柔軟に活用できる財源の確保をしていく必要もあり、赤い羽根共同募金やその他募金等、寄付が身近に感じられる仕組みづくりも重要です。

■ 福祉関係のボランティア活動への参加意欲



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月～3月実施)

取組の方向性

- ① 団体間の交流促進と効果的な情報発信
- ② 気軽に参加できるきっかけづくりの提供
- ③ 地域福祉活動団体への支援

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇地域福祉活動の情報を取得します。
- ◇地域福祉活動の場に積極的に参加します。

地域

- ◇地域で様々な活動をしている人が、互いの活動を理解し、情報共有を図ります。
- ◇地域福祉活動を推進し、参加します。

関係機関・団体等

- ◇ボランティア団体間の交流を図るため、互いの情報交換を行える機会を作ります。
- ◇地域福祉活動を推進し、参加します。

市社協

- ◇ボランティアに関する情報発信や、担い手と受け手のマッチング機能の強化を図ります。
- ◇ボランティアセンターの運営を行い、地域福祉活動団体を支援します。
- ◇地区社協の活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。
- ◇赤い羽根共同募金をはじめとした募金や寄付の普及に努め、地域福祉活動の充実を図ります。
- ◇社協だよりや市社協のホームページ等を活用し、ボランティア活動や地域福祉活動団体の情報提供を行います。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」と市社協が協力・連携して、地域福祉活動団体を支援します。

行政

- ◇市報や市ウェブサイト等を活用し、地域福祉活動の情報提供や各種行事における啓発等を行います。
- ◇ボランティアセンターの支援をします。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」において、市民活動団体の支援をします。

主な事業

| 役割 | 事業名（内容） | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 市社協 | 広報啓発事業（広報紙やホームページ等による周知啓発） 福祉の種まきリーディング事業（サロン支援事業（開催支援・交流事業など）） 福祉人材育成事業（研修会の実施） ボランティア連絡協議会活動支援事業（ボランティア活動支援・コーディネート等） 地区社協支援事業（連絡会議、研修会開催） 一般募金配分金事業（福祉団体助成、ボランティア団体助成） 歳末たすけあい配分事業（地区社協等への支援） | |
| 市 | 福祉の種まきリーディング事業 福祉啓発事業（社会福祉事業の功労者表彰等） ボランティアセンター運営事業 市民活動支援センター管理運営事業 | 〔地域福祉課〕 〔協働推進課〕 |

活動紹介 困ったときはおたがいさま、意志あるお金、募金の力 「赤い羽根共同募金」

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。福祉団体やボランティア団体へ助成を行い、地域福祉推進のために活動されています。



(街角募金の様子)



(ふれあいベンチの設置)



(募金百貨店)

活動紹介 住民参加の地域福祉を推進する「地区社会福祉協議会」

地区社会福祉協議会は、市内 25 地区に設置されている地域の団体で、市社会福祉協議会等と連携して地域福祉の推進（高齢者の見守り活動やふれあいいきいきサロン活動等）を目的に活動されています。また、市内 25 地区社会福祉協議会長が地域福祉活動推進のために情報交換や研修等を行う「地区社会福祉協議会連絡会」も組織化されています。



(災害ボランティアセンター模擬訓練の様子)



(コロナ禍における地域福祉活動の事例発表の様子)

活動紹介 グループ同士の交流や会員の資質向上を目的とする活動を支援する「ボランティア連絡協議会支援事業」

山口市ボランティア連絡協議会は、市内のボランティアグループ及び個人ボランティアで構成された組織で、研修や情報交換を行い、地域福祉活動に参加されています。また、ボランティアグループ同士の交流会や会員の資質向上のための研修会などを支援するために「山口市ボランティア連絡協議会支援事業」という補助金制度を設けています。



(音声訳公開講座 - 音声訳グループみずの会)



(視覚障がい者向けお役立ちメモの作成 - おひさま会)

2 施策・事業の推進

基本目標 1 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標 2 地域福祉の担い手の育成・参加促進

施策のねらい

自治会等の地域活動や地域行事に興味・関心を持ち、地域の担い手や地域福祉活動等への参加者が増えています。

施策を取り巻く現状と課題

▼地域活動は、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で支えられています。地域福祉の取組を進めるうえで、そういった地域活動の担い手としてなくてはならないものです。

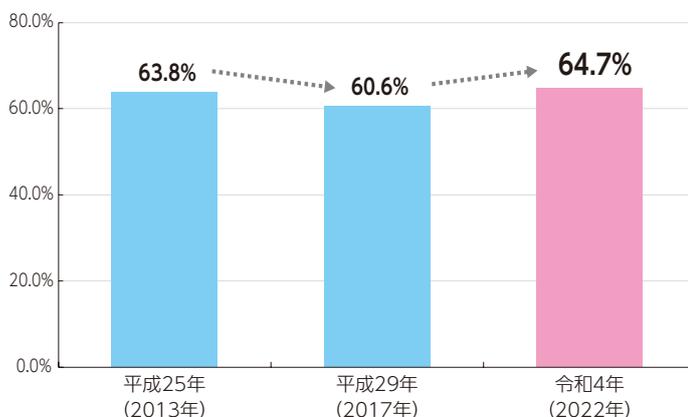
▼地域福祉活動等の担い手が高齢化していることから、人材の確保・育成が急務となっています。

▼地域福祉アンケートによると、「地域のために何か役に立ちたいという貢献意欲を持つ人」が、6割以上（64.7%）おり、過去の調査と比較してもあまり変化はありませんが、半数以上の人々が地域に対する関心を持っていることがわかります。

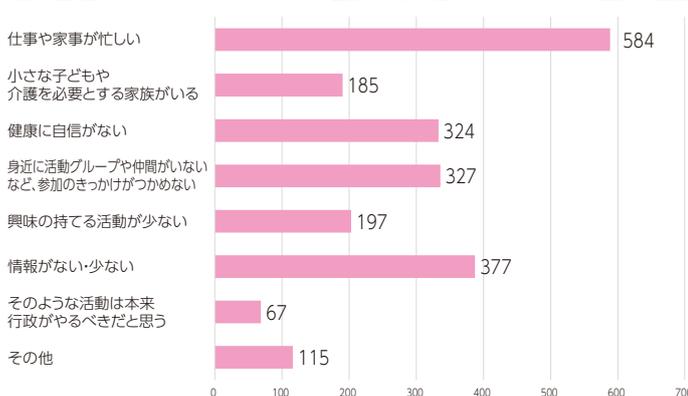
▼地域福祉アンケートによると、福祉関係ボランティア活動に参加するためには、「時間の確保」「情報提供」「仲間づくり・きっかけづくり」が重要であることがわかります。

▼若年層や勤労層、子ども等がボランティア活動に参加しやすくなるような取組が必要です。また、団塊の世代や高齢者の活動に参加しやすくなるような取組も求められています。

■ 地域のために何か役に立ちたいという貢献意欲を持つ人



■ 福祉関係のボランティア活動に参加していない原因や理由



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月～3月実施)

取組の方向性

- ① 担い手の確保と育成の支援
- ② 地域福祉活動への参加促進

それぞれの立場の主な役割

住 民

- ◇地域活動に関する講座や研修会などに積極的に参加します。
- ◇地域活動に関心を持ちます。

地 域

- ◇各団体の連携を図るリーダーを養成します。
- ◇地域活動に関する講座や研修会などに参加します。
- ◇地域活動やボランティアに参加しやすい環境をつくれます。

関係機関・団体等

- ◇地域福祉活動団体やボランティア活動の情報提供や情報発信をします。
- ◇地域活動に関する講座や研修会などの開催を支援します。

市社協

- ◇地区社協と地域福祉活動の担い手となる人材養成講座や研修会を開催し、活動の推進に繋がるよう努めます。
- ◇ボランティアのスキルアップを図りながら、中長期的に活動できるよう支援します。
- ◇ボランティア未経験者や若い世代への参加の呼びかけや参加しやすい活動の工夫に努めます。
- ◇大学生等福祉を目指す実習生を受け入れます。

行 政

- ◇ボランティアセンターの支援をします。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」において、市民活動団体の支援をします。
- ◇市民活動支援センター「さぼらんて」と市社協が協力・連携して、地域福祉活動団体を支援します。
- ◇地域福祉活動団体やボランティア活動の情報提供や情報発信をします。
- ◇地域づくりリーダー育成講座等を開催します。

主な事業

| 役割 | 事業名（内容） | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 市社協 | 福祉人材育成事業（研修会の開催及び実習生等の受入れ） 福祉の輪づくり運動推進事業（福祉員等への研修会の参加促進） 意思疎通支援普及啓発事業（手話・点訳等養成講座開催など） 生活支援・介護予防体制整備事業（サポーター養成講座開催など） 福祉の種まきリーディング事業（ボランティア養成講座開催など） 一般募金配分事業（地域支え合い人材育成） 広報啓発事業【再掲】（広報紙やホームページ等による周知啓発） | |
| 市 | 福祉の種まきリーディング事業【再掲】 ボランティアセンター運営事業【再掲】 介護支援ボランティア活動助成事業（すこやかボランティア等） 生活支援・介護予防体制整備事業（サポーター養成講座開催） 意思疎通支援普及啓発事業 市民活動支援センター管理運営事業【再掲】 地域づくりリーダー育成事業 | [地域福祉課] [高齢福祉課] [障がい福祉課] [協働推進課] |



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

活動紹介 高齢者が住みやすい地域にするために「生活支援・介護予防体制整備事業」

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要な環境整備に取り組んでいます。

地域の関係機関・団体からニーズ把握や情報交換を行い、介護予防・生活支援サービスの把握及び創出、関係者間のネットワークの構築、社会資源情報の把握と更新、サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成及びマッチング等を行っています。



(介護予防・生活支援サポーター活動説明会)



(介護予防・生活支援サポーター養成講座)

活動紹介 未来の福祉人材を育てる「子どもボランティア体験講座」

障がいについて知り、障がい当事者並びに意思疎通支援に携わるボランティアとの交流や体験を通じて、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域づくりについて、考える機会を提供します。



(白杖体験の様子)



(手話体験の様子)



(点字を学習する様子)

2 施策・事業の推進

基本目標 1 地域福祉を支えるひとづくり

活動目標 3 福祉教育の推進

施策のねらい

市民一人ひとりが、自らの地域で互いに支え合うという意識が高まり、地域の福祉課題に気づき、主体的に関わり解決していく力が育まれています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼平成 22 年度（2010 年度）から、小・中学校における福祉教育の推進を目的に、福祉教育推進協力校を年次的に指定し、「福祉の心」を育む幅広い実践活動の展開を進めており、一定の成果が上がっています。
- ▼すべての人が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的に、平成 28 年（2016 年）4 月に「障害者差別解消法」が施行され、さらに平成 30 年（2018 年）12 月に「ユニバーサル社会実現推進法」、令和 3 年（2021 年）4 月に「改正バリアフリー法」、令和 4 年（2022 年）5 月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。
- ▼地域の人と人とのつながりが希薄化していることで、同じ地域に住むあらゆる世代の住民同士がふれあう機会が少なくなっています。
- ▼福祉教育は、学校での取組だけでなく、地域や企業及び福祉施設等へも積極的に働きかけ、年齢を問わず、地域福祉について触れることのできる機会を増やすことで、福祉意識の醸成を図ることが重要です。



(車いす体験)

取組の方向性

- ① 福祉体験学習の推進
- ② 思いやりの心を育むためのふれあいの場づくり
- ③ 地域福祉に関する意識醸成
- ④ ユニバーサルデザインや情報アクセシビリティの意識醸成

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇地域や学校で行われる研修会などに参加します。
- ◇手話言語を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について理解を深めます。
- ◇地域福祉に対する関心を持ちます。
- ◇ユニバーサルデザインの考え方について理解を深めます。

地域

- ◇地域で福祉に関する講座を開催し、地域福祉に対する意識の向上に努めます。
- ◇地域福祉活動団体と協力し、様々な体験を提供します。
- ◇地域福祉に対する関心が持てるように地域福祉に関する情報提供をしていきます。

関係機関・団体等

- ◇福祉体験学習等の開催の支援をします。
- ◇地域福祉活動の情報発信をし、福祉に対する意識向上に努めます。
- ◇情報発信やイベントを開催する場合、誰もが理解できる手段・表現を活用します。
- ◇ユニバーサルデザインや情報アクセシビリティの意識醸成を図ります。

市社協

- ◇地域や学校との連携を図りながら、福祉教育事業を推進します。
- ◇福祉体験を通して、身近な福祉を実感し関心を高めてもらうような疑似体験型講座などを地区社協や公益協と連携して開催し、高齢者や障がい者への理解を深めていく機会を設けます。
- ◇地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- ◇会議や講演会などにおいて、手話通訳等の派遣調整を行います。

行政

- ◇地域や学校との連携を図りながら、福祉教育事業を支援します。
- ◇あいサポート運動の周知・啓発に取り組みます。
- ◇地域福祉について、関係機関と連携を図り、市民に意識醸成を図ります。
- ◇学校で認知症サポーター養成講座を実施し、キッズサポーターを育成します。
- ◇情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実を図ります。
- ◇手話言語を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段について理解を深めます。
- ◇ユニバーサルデザインについて普及啓発を図ります。

主な事業

| 役割 | 事業名（内容） | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 市社協 | 福祉の種まきリーディング事業（福祉教育推進協力校設置事業 / 学校と地域の福祉教育協働事業 / 小・中学校との情報交換会開催事業 / ボランティア養成講座開催事業等） 意思疎通支援普及啓発事業【再掲】（手話・点訳等養成講座開催など） 広報啓発事業【再掲】（広報紙やホームページ等による周知啓発） | |
| 市 | 福祉の種まきリーディング事業【再掲】 福祉啓発事業【再掲】 認知症高齢者対策推進事業（認知症サポーター養成講座） 意思疎通支援普及啓発事業【再掲】 あいサポート運動の周知 福祉教育推進協力校事業 お気軽講座の開催 やまぐち路傍塾による講師派遣等 | [地域福祉課] [高齢福祉課] [障がい福祉課] [学校教育課] [社会教育課] |

・ユニバーサルデザインの自販機・
 コイン投入口やボタン、
 取り出し口などが一定の位置に
 まとめられている。
 子どもや車イスの人
 利用しやすい。



活動紹介 福祉の種まき「福祉教育の推進」

小・中学校において、体験学習等を通じた福祉教育の推進を図っています。車椅子体験や高齢者擬似体験、点字体験等を通じて、助け合うことの大切さを学び、また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの方が暮らしやすいまちづくりを考えていきます。

また、推進協力校に指定された学校に対して、活動に対する助成を行っています。



(車椅子体験の様子)



(アイマスク体験の様子)



(手話体験の様子)

活動紹介 手話・点訳・音声訳などの理解・啓発を図っていく「意思疎通支援普及啓発事業」

障がいのある方々が自分の意思疎通を図るコミュニケーション手段として、手話・点訳・音声訳や要約筆記などがあります。このコミュニケーション手段を様々な方に理解・啓発をしていくためにボランティアグループ等と一緒に体験講座などを開催しています。



(手話体験の様子)



(点訳体験の様子)



(音声訳体験の様子)



(要約筆記体験の様子)

2 施策・事業の推進

基本目標2 とともに見守り、支え合う地域づくり

活動目標1 地域交流の場づくり

施策のねらい

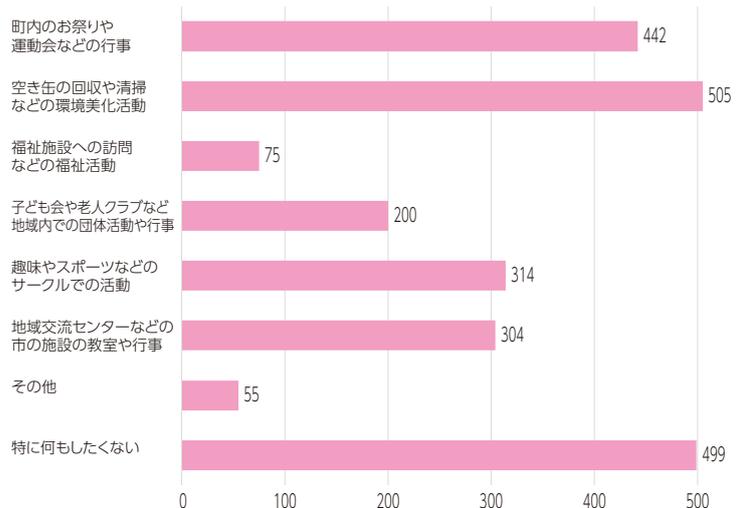
あらゆる世代の方が気軽に集い、つながりを生み出す地域交流の場があり、参加ができています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域交流の場のひとつであるふれあい・いきいきサロンが、民生委員・児童委員及び福祉員を中心に毎年数力所ずつ開設され、現在 266 団体です。サロンでは、地域性を生かした多彩な活動が展開され、ふれあいの場として認知されています。
- ▼市内 21 地域に設置している「市地域交流センター」は、三世代交流事業や地区のお祭りなど、地域住民の交流の場や地域コミュニティづくりの場としての役割を担っています。
- ▼地域福祉アンケートによると、町内や地域内の行事へ参加している人の割合が大幅に減少しています。新型コロナウイルス感染症拡大などが要因のひとつとして考えられます。
- ▼地域福祉アンケートによると、町内や地域内の行事で今後参加してみたい活動として、身近な地域での環境美化活動や祭りや運動会などが支持されています。こうしたものを活用し、自治会や子ども会育成者等の参加を促しながら、地域住民全体が、交流できる地域の居場所づくりを進め、社会的孤立を防ぐ取組を検討していく必要があります。

▼地域のふれあいの場として、「ふれあい・いきいきサロン」に加え、「子ども食堂」や「地域食堂」など地域のあらゆる世代の方が気軽に集まれる場合は、地域住民の交流拠点や問題解決を図る場として期待されています。また、今後増加する高齢者に対しても、感染症対策をしっかりと行いながら、社会参加を促進していく必要があります。

■ 町内や地域内の参加したい行事や活動



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月~3月実施)

取組の方向性

- ① 顔の見える関係づくりの推進
- ② 誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇多世代交流事業等に参加します。
- ◇地域行事等に参加します。
- ◇様々な居場所への参加や居場所づくりに取り組みます。

地域

- ◇多世代交流事業等の企画、周知・啓発をします。
- ◇地域の行事や祭りの活性化と継承に努めます。
- ◇認知症カフェ、子ども食堂など居場所づくりに取り組みます。

関係機関・団体等

- ◇地域団体等による交流の場づくりの支援をします。
- ◇地域活動の中心となるリーダーを発掘・育成します。
- ◇地域福祉活動の支援をします。

市社協

- ◇多世代が交流できる居場所づくりを地域や関係機関と連携して推進します。
- ◇地域の関係機関・団体間のネットワークの連携・強化を図ります。
- ◇ふれあい・いきいきサロン等の開設や活動支援を地区社協と行います。
- ◇こどものあそび文化活動の周知・啓発をします。
- ◇障がい者団体の活動や交流事業等の開催を支援します。
- ◇子ども食堂等の支援を行います。

行政

- ◇介護予防自主活動グループの運営を支援します。
- ◇地域子育て支援拠点の運営を支援します。
- ◇母子保健推進員による子育ての地域交流活動や育児学級等の実施を支援します。
- ◇障がい者等やその家族が情報交換のできる交流会活動の支援をします。
- ◇地域交流センターによる地域交流の場づくりを促進します。
- ◇多世代が交流できる居場所づくりを推進します。

主な事業

| 役割 | 事業名（内容） | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 市社協 | ふれあい・いきいきサロン事業（サロン活動の開設や活動支援） 地域住民グループ支援事業（高齢者の運動グループやサロンの活動支援） 福祉の種まきリーディング事業（地区サロン連絡会議の開催支援） 友愛訪問活動促進事業（見守りを兼ねたサロンで安否確認の周知） 福祉総合事業（マイクロバス等運行事業） 歳末たすけあい事業（地域のつながり絶やさない事業） ボランティア管理運営事業（市ふれあいレク大会等交流事業の開催支援） 子ども食堂等の支援【新】（子ども食堂や地域食堂などへの協力） | |
| 市 | 福祉の種まきリーディング事業【再掲】 地域介護予防活動支援事業（介護予防グループ支援） 地域住民グループ支援事業 友愛訪問活動促進事業【再掲】 地域リハビリテーション活動支援事業（いきいき百歳体操等） 地域子育て支援拠点事業 児童館運営事業 隣保館運営事業 子どもの生活・学習支援事業 母子保健推進員による子育て地域活動・育児学級等 地域交流センター管理運営事業 地域交流センター機能強化事業等 | 〔地域福祉課〕 〔高齢福祉課〕 〔こども未来課〕 〔子育て保健課〕 〔協働推進課〕 〔人権推進課〕 |

活動紹介 高齢者の外出支援の一助に！「マイクロバス等運行事業」

地域の高齢者団体、福祉関係団体等が視察や研修など、高齢者の福祉の増進に寄与する活動を実施するに当たり、市社会福祉協議会所有のマイクロバス無料貸出や民間バスの借り上げ費用の一部助成を行い、高齢者の交流及び福祉関係団体の活動の促進を図っています。



(市社協マイクロバス)



(視察研修の様子①)



(視察研修の様子②)

活動紹介 地域における交流の場「ふれあい・いきいきサロン」

ふれあい・いきいきサロンは、①孤立・閉じこもり防止、②近隣とのつながりづくり、③悩みごと相談・困りごと発見、④介護予防・認知症予防、⑤参加者同士の見守り・支え合いなどの効果があります。

市社会福祉協議会では、サロンを楽しく地域の方々に運営頂くために、ゲーム器材の貸出や講師の紹介等を行っています。また、コロナ禍においても、サロンのお世話人は様々な感染対策を講じ、地域とのつながりを絶やさないような工夫をされ、地域の居場所であるサロンを大切にされています。



(百歳体操)



(市社協の貸出器材を用いた交流)



(市社協の貸出器材を用いた交流)



(活動前の検温)



(活動中のマスク着用)

活動紹介 子どもたちにあたたかい繋がりを！「こども食堂(地域食堂)との連携」

NPO 法人などが地域のボランティアの方々とは協力して食事提供を行い、子どもたちの将来の糧になる居場所づくりを行っています。また、一部のこども食堂では、無料学習支援を行っています。

このような活動に対して、市や市社会福祉協議会では広報・啓発、イベントの参加等の支援を行っています。



(こども食堂開設セミナー)



(調理の様子)



(イベント(フードパントリー)支援)

2 施策・事業の推進

基本目標2 とともに見守り、支え合う地域づくり

活動目標2 地域の支え合い活動の推進

施策のねらい

地域の様々な交流等を通して人と人とのつながりが生まれ、地域の特性を生かした支え合い活動が充実しています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的機関のサービスだけでは支援が行き届かないところがあり、地域の共助による支え合い、助け合いの関係づくりが必要になります。
- ▼隣近所との付き合いが希薄化している中、一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤独死を予防するため、地域が主体となった見守り・声かけ等の支え合い活動や子育て支援のための活動が行われています。
- ▼心の不調を抱えている人の存在に気づき、声かけ、見守り等の行動が、孤独孤立や自殺を防ぐことにつながることから、地域の中で、そうした意識の醸成が必要となっています。
- ▼地域が主体となった見守り・声かけといった支え合い活動の重要性が増す一方で、個人情報の保護やプライバシーを重視する観点から、情報の共有や連携の困難さが課題となっています。
- ▼認知症高齢者や障がい者等が在宅で生活を続けていくには、身近な地域の方の協力が必要不可欠であり、正しい理解の普及や啓発が必要になっています。
- ▼地域の様々な交流等を通じた人と人とのつながりを大切にするとともに、地域の特性を生かした支え合い活動に発展させる必要があります。



(見守り隊の活動)

取組の方向性

- ① 地域の見守り活動の推進
- ② 地域の支え合い活動への参加促進

それぞれの立場の主な役割

住 民

- ◇大人も子どももあいさつする習慣を身につけます。
- ◇子どもたちの通学時の見守りなどに参加し、あいさつ、声かけをします。
- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りを心がけます。
- ◇地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。
- ◇「ゲートキーパー養成講座」に参加します。

地 域

- ◇各地域において見守り活動を組織的に進めていくため、地域の支え合い活動の構築に努めます。
- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声かけをします。
- ◇認知症高齢者徘徊模擬訓練等を開催します。
- ◇見守り訪問活動推進団体間の連携強化を図ります。

関係機関・団体等

- ◇地域の支え合い活動を支援します。
- ◇地域の支え合い活動に参加します。
- ◇老人クラブなどでの交流を活性化し、閉じこもりの高齢者を少なくします。

市社協

- ◇見守り活動などに関する情報提供や啓発活動を進めます。
- ◇見守り活動に携わる民生委員・児童委員及び福祉員などの役割について、地区社協と一緒に市民へ周知し活動への理解と協力を求めます。
- ◇行政、各関係機関団体との連携を深め、見守り体制づくりを進めます。
- ◇認知症高齢者徘徊模擬訓練等の開催を支援します。
- ◇地域の支え合い活動を支援します。
- ◇有償在宅福祉サービス事業を推進します。

行政

- ◇認知症について正しい知識を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を実施します。
- ◇関係機関との連携を深め、見守り体制づくりを進めます。
- ◇認知症カフェの活動支援をします。
- ◇「介護予防・生活支援サポーター養成講座」を開催します。
- ◇「ゲートキーパー養成講座」を開催します。

主な事業

| 役割 | 事業名（内容） | |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 市社協 | 友愛訪問活動促進事業（小地区見守り訪問活動の推進） ふれあい・いきいきサロン事業【再掲】（ふれあい・いきいきサロン事業の推進） ふれあい型給食サービス事業（ふれあい型給食サービス事業の推進） 生活支援・介護予防体制整備事業（生活支援コーディネーターサポーター養成講座） 福祉の種まきリーディング事業（認知症高齢者徘徊模擬訓練等の開催支援） 有償在宅福祉サービス事業（在宅での日常生活の支え合い活動） | |
| 市 | 福祉の種まきリーディング事業【再掲】 ふれあい型給食サービス事業 友愛訪問活動促進事業【再掲】 生活支援・介護予防体制整備事業【再掲】 認知症ケア総合推進事業（認知症カフェ等） 認知症高齢者対策推進事業（認知症サポーター養成講座等）【再掲】 自殺対策事業（ゲートキーパー養成講座） | [地域福祉課] [高齢福祉課] [健康増進課] |

活動紹介 コロナ禍における「見守り訪問活動」

市内の70歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、地区社会福祉協議会が中心となって、友愛訪問グループを結成し、グループ員が協力して安否確認活動と友愛訪問活動を行います。

コロナ禍においては、地域の方が見守り訪問活動も工夫しながら実践されています。電話や手紙の他、マスクをしながら玄関先で短時間のみで、安否確認等をされています。



(ふれあい型給食ボランティアの活動の様子)



(地域の防犯パトロール隊による見守り)

活動紹介 認知症に関する理解と関心を「認知症高齢者徘徊模擬訓練」及び「認知症サポーター養成講座」の開催

近年、認知症は65歳以上の方の約5人に1人は発症すると言われています。家族や専門機関だけで支えるのではなく、地域全体で認知症を理解し支えることも必要になっています。その取組として、地域で行う「認知症高齢者徘徊模擬訓練」や地域包括支援センターが行う「認知症サポーター養成講座」を地域や学校等で開催し、認知症に関する理解と関心を深めています。



(声かけ模擬訓練中の様子)



(事例を踏まえた演習の様子)

2 施策・事業の推進

基本目標2 とともに見守り、支え合う地域づくり

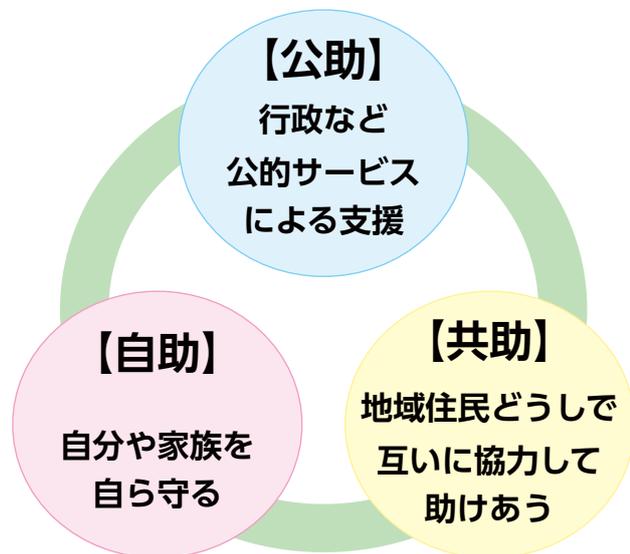
活動目標3 安全安心に暮らせる防災防犯体制づくり

施策のねらい

「自助」「共助」「公助」の役割の理解が進み、住み慣れた地域で安全・安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼豪雨災害や地震といった近年の大規模災害の発生により、市民の防災に対する意識は高まっています。
- ▼近年は高齢者の交通事故や消費生活に関するトラブルが全国的に問題となっており、高齢者に対する安全確保やトラブル防止対策などが求められています。
- ▼各地域では、見守り隊（ボランティア）が結成され、小学生の登下校の安全を守る支援体制が整えられています。一方、見守り隊の高齢化により、担い手の減少が課題となっています。
- ▼地域には、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等何らかの支援を必要とする人がいることから、平時から地域における災害時の避難等の支援体制を整えておく必要があります。
- ▼こうした社会情勢を踏まえ、地域福祉関係団体等との連携強化や近隣住民同士の交流、地域での見守りネットワークを通して、「自助」「共助」の力を高め、安全安心な地域づくりを進めていくことが大切です。



取組の方向性

- ① 地域の防災体制の充実・強化
- ② 地域の防犯体制の充実・強化

それぞれの立場の主な役割

住 民

- ◇災害時に自分の命や財産は自分自身で守るということを自覚します。
- ◇防災訓練に積極的に参加し、災害時にはすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路などを日頃から確認します。
- ◇平常時においても、災害時の避難に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などに対する「見守り」「声かけ」に努めます。
- ◇「避難行動要支援者」は個別避難計画（避難マイプラン）を作成します。
- ◇子ども見守り隊に参加協力します。
- ◇防犯パトロールに参加します。

地 域

- ◇平常時において、災害時の避難に支援を必要とする高齢者や障がいのある人など（要配慮者）を把握し、「見守り」「声かけ」に努めます。
- ◇自主防災組織を結成・育成し、災害時等に支援し合える体制づくりを推進します。
- ◇平常時において、「避難行動要支援者」を把握し、災害時等における支援体制を作ります。
- ◇防犯パトロールを実施します。
- ◇防犯灯設置を進め、維持します。

関係機関・団体等

- ◇福祉避難所の受入及び避難訓練等に協力をします。
- ◇災害ボランティア活動への参加協力をします。
- ◇地域と連携した取組に参加します。
- ◇災害時にサービス利用の支援を行います。

市社協

- ◇大規模災害が発生した場合、市と連絡調整を行い、必要に応じて、災害ボランティアセンターを開設し、円滑な運営を図ります。
- ◇平常時から災害時の対応について関係機関・団体等と一緒に研修会を開催します。
- ◇交通安全・防犯に関する啓発活動を推進していきます。
- ◇関係機関等に消費者問題に関する周知啓発し、被害防止に努めます。

行政

- ◇地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者」名簿を作成更新します。
- ◇「避難行動要支援者」の災害時の個別避難計画（避難マイプラン）の情報共有を図り、地域における避難支援体制づくりを進めます。
- ◇自主防災組織の設立活動への支援と啓発を行います。
- ◇一般避難所の福祉スペースや福祉避難所の充実を図ります。
- ◇防犯への対応に関する啓発活動の充実を図り、地域住民の防犯意識を高めます。
- ◇防犯灯設置を支援します。

主な事業

| 役割 | 事業名（内容） | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 市社協 | 災害ボランティアセンター事業（災害ボランティアセンター運営シミュレーションの実施等） 福祉の種まきリーディング事業（災害ボランティア活動の周知・啓発／活動支援） 福祉総合事業（災害時支援協定締結団体との会議及び研修会の開催） 友愛訪問活動促進事業【再掲】（小地区見守り研修会の開催） | |
| 市 | 福祉の種まきリーディング事業【再掲】 防災意識啓発事業 自主防災組織助成事業 地域防災活動促進事業 避難者対策推進事業（避難行動要支援者支援） 交通安全啓発事業 防犯啓発活動事業 明るいまちづくり推進事業（防犯灯設置補助等） 消費者行政推進事業（消費生活に関する啓発と情報提供） | [地域福祉課] [高齢福祉課] [障がい福祉課] [介護保険課] [防災危機管理課] [生活安全課] |

活動紹介 「災害ボランティアセンター」の運営について

山口市ではこれまで、平成21年（2009年）7月の中国・九州北部豪雨災害時、平成25（2013年）年7月の島根県と山口県の大雨時に災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会が中心に運営を行いました。平成25年度（2013年度）以降は、災害に備え下記の内容を重点的に事業展開しています。

- ① 平常時における地域での見守り訪問活動の推進強化
- ② 災害ボランティアセンター模擬訓練の実施
- ③ 市民に周知する災害ボランティア研修会の開催
- ④ 協力団体の発掘・協定締結・研修会の開催
- ⑤ コロナ禍における災害ボランティアセンターの研究 など



(実際の災害ボランティアセンター)



(模擬訓練の様子)



(研修会の様子)



2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標1 地域福祉の基盤づくりとネットワーク強化

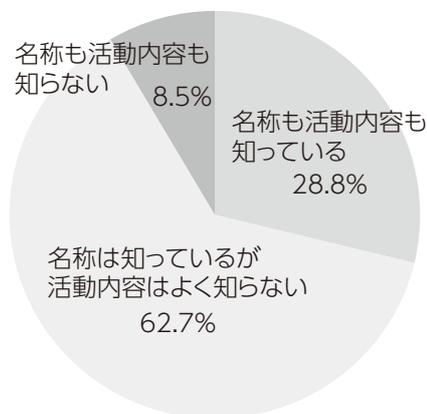
施策のねらい

地域福祉を担う各種団体や関係機関、専門人材等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域生活課題を解決していくための仕組みができています。

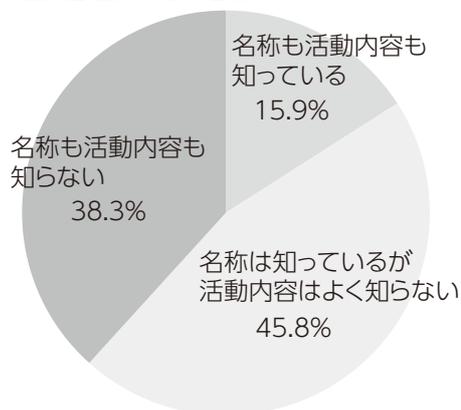
施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域福祉の推進には、住民、地域団体、福祉分野の専門機関や専門職だけでなく、ボランティアや様々な分野のNPO法人や民間事業者まで、様々な人々や関係機関が協働、連携していく必要があります。
- ▼地域における身近な相談者、支援者として、また、地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員及び福祉員は、地域で中心的な役割を果たしています。
- ▼また、山口県において、「企業ボランティア活動促進モデル事業所」の指定が行われており、民間事業者における様々な社会貢献活動の促進を図っています。
- ▼福祉施設においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域活動や行事における地域貢献活動を積極的に進めています。
- ▼地域の中で、顕在化しにくい福祉課題を抱える人が増えてきているため、地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員及び福祉員の更なる活動の充実や関係機関との連携が必要です。
- ▼民間事業者や福祉施設の活動の自主性を尊重しながら、活動の促進につながるような環境づくりを支援していく必要があります。
- ▼このようなことから、民間事業者や福祉施設、地域関係団体での情報交換の場づくりに取り組み、ネットワークの強化をしていくことが重要です。

■ 民生委員・児童委員の認知度



■ 福祉員の認知度



【地域福祉アンケート結果】
(令和4年(2022年)2月~3月実施)

取組の方向性

- ① 民生委員・児童委員及び福祉員活動の推進
- ② 企業の社会貢献活動や社会福祉法人地域公益活動の推進

それぞれの立場の主な役割

住民

◇民生委員・児童委員及び福祉員活動の取組を理解します。

地域

◇地区民児協、地区福祉員活動を推進します。

◇社会福祉法人や企業などと連携した地域活動を実施します。

関係機関・団体等

◇民生委員・児童委員及び福祉員との連携強化を図ります。

◇社会福祉法人による地域における公益的な取組を実施します。

◇企業や社会福祉法人が取り組む社会貢献活動を情報発信します。

市社協

◇民生委員・児童委員及び福祉員の活動の周知や研修等による支援を行います。

◇地区社協とともに福祉員活動の理解を地域に深めます。

◇企業の社会貢献活動や社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進を図ります。

◇「市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」の加入促進や取組の充実を図ります。

行政

◇民生委員・児童委員及び福祉員の活動の周知や研修等による支援を行います。

◇民生委員・児童委員及び福祉員活動の理解を地域に深めます。

◇社会福祉法人の公益的な取組事例の情報提供を行います。

◇企業の社会貢献活動の周知を図ります。

◇社会福祉法人の公益的な取組事例の情報提供を行います。

主な事業

| 役割 | 事業名 (内容) | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 市社協 | 民生委員児童委員協議会運営事業 (民生委員・児童委員活動運営支援) 福祉員活動事業 (福祉員活動支援) 企業の社会貢献活動の推進 (モデル事業所の推薦) 社会福祉法人地域公益活動推進協議会 (活動支援及び加入促進) 広報啓発事業【再掲】 (広報紙やホームページ等による周知啓発) | |
| 市 | 民生委員・児童委員活動運営事業 社会福祉協議会助成事業 企業ボランティアの周知活動 | [地域福祉課] [ふるさと産業振興課] |

2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標2 権利擁護のための支援の充実

施策のねらい

あらゆる人の権利が尊重され、認知症や障がいにより判断能力が低下しても、地域で安心して自分らしく暮らすことができます。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼認知症や障がいにより、日常生活を送る上での判断が十分に出来ない方や生活に不安を抱える方が、地域でできる限り自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の普及啓発や利用促進を行ってきました。
- ▼令和3年（2021年）10月に市成年後見センターを開設し、成年後見制度の利用に関する相談対応を行うほか、成年後見制度の広報・啓発に取り組んでいます。
- ▼高齢者、障がい者、子ども等に対する虐待について、各関係機関と連携しながら、虐待防止・早期発見・早期対応を図っています。
- ▼日常生活を送る上での判断が十分に出来ない方に対し、本人の意思を尊重した適切な支援につなげていくことができるよう、成年後見制度の理解や周知を図っていく必要があります。
- ▼高齢者、障がい者、子ども等に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応をしていくためには、権利擁護等に関する理解や相談体制の充実、関係機関の連携強化が重要となります。



取組の方向性

- ① 権利擁護支援に係る支援体制の強化
- ② 成年後見制度の利用促進

それぞれの立場の主な役割

- | | |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度について理解します。 ◇権利擁護等に関わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めます。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度や権利擁護等に関する地域での学習の場を充実します。 ◇高齢者、障がい者及び子どもを見守り、異変に気付いたら行政などに相談します。 ◇成年後見制度の利用が必要と思われる人を関係機関に繋ぎます。 |
| 関係機関・団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者、障がい者及び子どもを見守り、異変に気付いたら行政などに相談します。 ◇成年後見制度の利用が必要な人を成年後見センターに繋ぎます。 ◇サービス提供をする際に本人の意思決定について配慮します。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ◇日常生活自立支援事業の充実を図ります。 ◇権利擁護のための円滑な意思決定支援の仕組みを構築します。 ◇権利擁護について周知啓発を行い、利用促進を図ります。 ◇成年後見センター、弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会などの多職種連携を図ります。 ◇成年後見人を受任して適切な支援を実施します。 |
| 行 政 | <ul style="list-style-type: none"> ◇様々な機会を通じて、各種福祉制度の周知や人権尊重の理念の普及に取り組めます。 ◇成年後見制度の周知啓発を行い、利用促進を図ります。 ◇関係機関と連携しながら、高齢者、障がい者及び子どもの虐待防止に向けた取組を強化します。 |

主な事業

| 役 割 | 事業名（内容） | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 市社協 | 日常生活自立支援事業 成年後見推進事業（法人後見人事業の推進） 福祉関係機関等との交流会【新】（関係機関及び福祉団体との連携強化のための交流会の開催） 持続可能な権利擁護支援モデル事業【新】（福祉関係機関との情報交換等） | |
| 市 | 成年後見制度利用促進事業・高齢者虐待防止推進事業 持続可能な権利擁護支援モデル事業【新】 理解促進・権利擁護促進事業・児童虐待防止対策事業 | [高齢福祉課] [障がい福祉課] [子育て保健課] |

2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標3 地域の生活課題の発見・把握と解決の仕組みづくり

施策のねらい

市民一人ひとりが地域における生活課題を発見・把握し、主体的に解決に向けた活動に取り組み、地域力が向上しています。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼これまで、地区社協が、地域ごとに策定された小地域福祉活動計画に基づき、地域ぐるみで、様々な地域生活課題の発見・把握やその課題解決に向けた取組をしています。
- ▼小地区見守り訪問活動やふれあい・いきいきサロン活動において、社会的孤立や認知症高齢者などの見守り活動に取り組み、必要に応じて、専門機関や行政と連携しながら、福祉課題に対応してきました。
- ▼生活困窮者や制度の狭間にある方など潜在的に課題を抱える人やダブルケア、ヤングケアラー等といった複雑化した福祉課題を抱える人が増えてきています。
- ▼高齢者、障がい者、子どもへの虐待、認知症高齢者の見守り、自殺や孤独死など様々な問題や制度の狭間にある方が抱える潜在的な問題について、その予防や早期発見・早期対応ができるよう、地域における支え合い・見守り体制を構築していく必要があります。
- ▼さらに、地域の取組では解決することが困難な福祉課題については、行政等の関係機関につなぐ仕組みづくりが重要となります。



小地域福祉活動計画の検証作業支え合い・見守り体制の構築

取組の方向性

- ① 地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する仕組みの充実
- ② 地域の生活課題や住民の個別課題を解決する活動の充実

それぞれの立場の主な役割

住 民

- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を発見・把握します。
- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声掛けをします。

地 域

- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声かけをします。
- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を解決する仕組みをつくります。
- ◇小地域福祉活動計画の策定、実施及び点検をします。

関係機関・団体等

- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を共有します。
- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を発見・把握し、解決する仕組みづくりに協力します。
- ◇日頃から、多職種・多分野の関係機関団体と情報共有や関係づくりをします。

市社協

- ◇生活支援コーディネーターを中心に地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◇住民が福祉活動に参加できる機会を作ります。
- ◇福祉関係機関、福祉関係団体等との連携強化を図ります。
- ◇小地域福祉活動計画の策定、実施及び点検を支援します。
- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を把握し、その課題解決に向けた活動への支援をします。
- ◇社会資源等を把握し、情報発信をします。

行 政

- ◇地域の困りごと（地域生活課題）を把握し、その課題解決に向けた活動への支援をします。
- ◇小地域福祉活動計画の策定、実施及び点検を支援します。
- ◇生活支援コーディネーターを中心に地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◇多職種・多分野の関係機関団体が連携し、課題を解決するためのネットワークづくりを行います。

主な事業

| 役割 | 事業名（内容） | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 市社協 | 介護予防・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置等） 福祉の種まきリーディング事業【再掲】（小地域福祉活動計画策定支援等、地域課題解決実践事業） 友愛訪問活動推進事業【再掲】（小地域見守り訪問活動研修会の開催） ふれあい・いきいきサロン事業【再掲】（ふれあい・いきいきサロン事業の推進） 地域住民グループ支援事業【再掲】（高齢者の運動グループ及びサロン活動の支援） 民生委員児童委員協議会運営事業【再掲】（民生委員児童委員事務局運営支援） 福祉員活動事業【再掲】（福祉員活動支援） | |
| 市 | 福祉の種まきリーディング事業【再掲】 民生委員児童委員活動運営事業【再掲】 友愛訪問活動推進事業【再掲】 地域住民グループ支援事業【再掲】 介護予防・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置等） 地域ケア会議推進事業 地域の個性を活かす交付金事業（地域生活課題解決に向けた支援） | [地域福祉課] [高齢福祉課] [協働推進課] |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

活動紹介 グループ同士の交流や会員の資質向上を目的とする活動を支援する「地域住民グループ支援事業」

高齢者の生きがいや社会参加を促すとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を目的とするふれあい・いきいきサロン等の自主活動グループや山口市高齢者生きがいセンターの管理運営団体等に対して支援を行っています。



(活動事例①-カイトプラクティック)



(活動事例②-銭太鼓)



(活動事例③-折り紙)

活動紹介 「小地域福祉活動計画」の取組

「地域福祉＝福祉のまちづくり」を進めていくことを目的に、地区社会福祉協議会が主体となり、「住民座談会（確認会）」や「ヒアリング」を通して、地域住民からの福祉課題を聞き取り、その課題に取り組むための計画を地域関係団体等と一緒に策定します。その福祉課題を解決するために、様々な地域団体や福祉関係機関等が連携して地域で解決できるように、地域性を活かしながら、地区が抱える課題の解決に取り組んでいます。



(25 地域の小地域福祉活動計画)

2 施策・事業の推進

基本目標3 誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり

活動目標4 包括的支援体制の構築

施策のねらい

顕在化しにくい課題を抱えている人を早期に把握し、必要な支援につなげる仕組みや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談、社会参加等が行える場があります。

施策を取り巻く現状と課題

- ▼地域社会を取り巻く環境の変化等により、福祉ニーズは多様化・複雑化してきているとともに、複雑化・複合的な課題を抱える人が増えてきており、既存の福祉サービス等の仕組みだけでは対応が難しくなっています。
- ▼本市において、令和4年（2022年）1月に、従来の相談支援機関に加え、福祉に関するあらゆる困りごとを受け止めるため、『やまぐち「まちの福祉相談室」』（通称：ふくまる相談室）開設しました。
- ▼国において、令和5年（2023年）4月に、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な包括的支援体制の強化等を図るため、こども家庭庁が設置されます。
- ▼地域福祉アンケートにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不安や悩みごとの相談相手は「家族や親せき」（76.1%）、次いで、「友人や先輩、知人」（39.9%）、「職場の上司、同僚」（23.9%）で、インフォーマルな関係にある相手に対して相談が行われています。
- ▼一方、家庭内の困りごと自分たちだけで解決することが難しい場合は、様々な分野にまたがる専門的な対応が重要であることから、相談窓口の充実や福祉関係機関・団体等との連携強化、さらにアウトリーチ等による相談支援など包括的支援体制の構築が求められます。



取組の方向性

- ① 相談支援体制の充実
- ② コミュニティソーシャルワーク機能の充実
- ③ 福祉課題等の解決に向けた支援体制づくり
- ④ 福祉関係機関・団体の連携強化

それぞれの立場の主な役割

住民

- ◇近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声かけを心がけます。
- ◇自分たちで解決できない地域の困りごと（地域生活課題）を見つけたら、専門機関や相談窓口に繋がります。

地域

- ◇相談窓口や困りごとを地域住民同士で解決する方法などを周知します。

関係機関・団体等

- ◇様々な分野の専門職が参加する研修会に参加し、顔の見える関係を築きます。
- ◇自分の分野だけでは対応が難しい地域の困りごと（地域生活課題）も専門機関や相談窓口へ確実に繋ぎ、連携して取り組みます。

市社協

- ◇コミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域の困りごと（地域生活課題）に関する相談支援や解決に向けたコーディネートを行います。
- ◇制度の狭間の問題に対応する制度の充実を図ります。
- ◇居住に課題を抱える方への横断的な支援の在り方を検討します。
- ◇あらゆる人が、社会や地域で活躍できるよう、居場所づくりや就労の場づくりなど社会参加を促進します。

行政

- ◇子育て世代、高齢者や障がい者が不安や悩みなく安心して生活できる環境を作ります。
- ◇包括的支援体制の構築に向け、関係機関との連携強化を図りながら、環境づくりに取り組みます。
- ◇住民に身近な地域の相談窓口を開設し、相談支援、複合的な課題解決に向けたコーディネートを行います。
- ◇あらゆる人が、社会や地域で活躍できるよう、居場所づくりや就労の場づくりなど社会参加を推進します。
- ◇居住に課題を抱える方への横断的な支援の在り方を検討します。
- ◇各関係機関や庁内連携を強化し、ひきこもり、自殺対策、孤独孤立対策、生活困窮対策、再犯防止対策等に取り組みます。

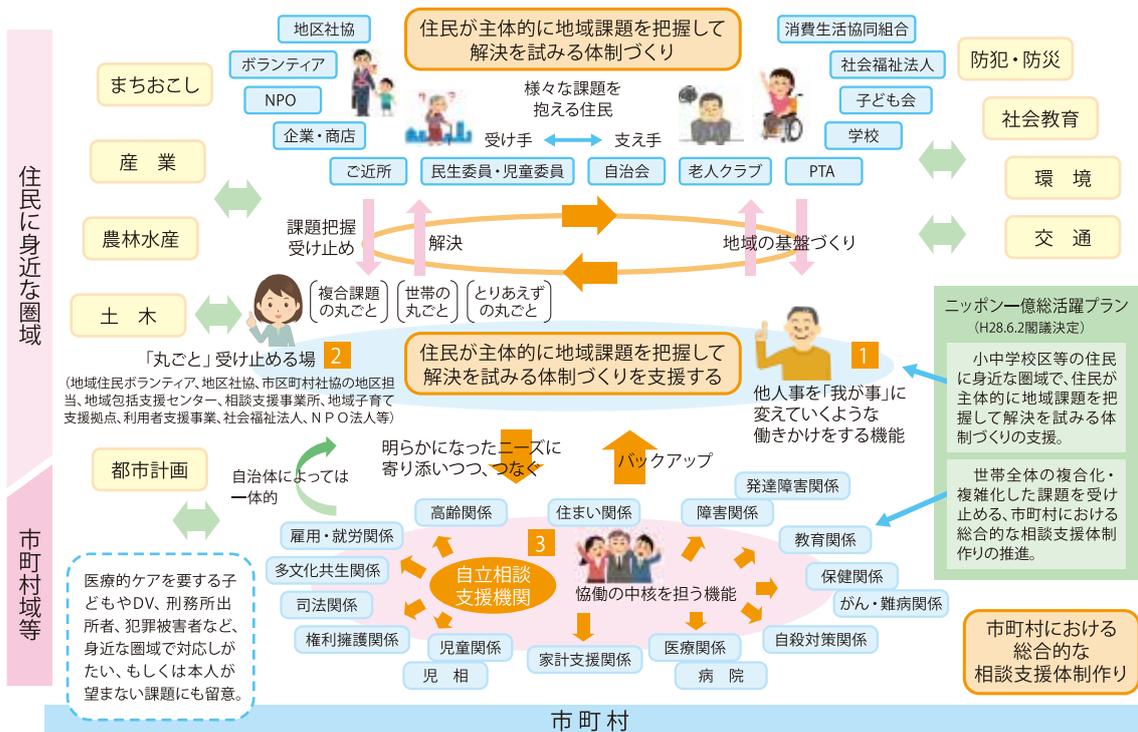
主な事業

| 役割 | 事業名 (内容) |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市社協 | 法律相談事業 (弁護士による法律相談の開催) 苦情解決体制整備事業 (苦情に対する相談体制の実施) 福祉総合事業 (地域福祉課地区担当職員の充実) 介護予防・生活支援体制整備事業【再掲】 (生活支援コーディネーター配置等) 法外援護資金貸付事業 (生活困窮者への貸付事業) 福祉機器リサイクル事業 (在宅者への短期間の介護機器の貸出) チェアキャブ貸出事業 (車いすでの外出支援) 有償在宅福祉サービス事業 (在宅での日常生活の支え合い活動) 福祉の種まきリーディング事業 (ひきこもりサポート事業など) 一般募金配分金事業 (福祉ニーズ等支援事業) 地域公益活動推進協議会事業 (公益協、災害協定団体との連携強化) 福祉関係機関等との交流会【新】 (関係機関及び福祉団体との連携強化のための交流会の開催) |
| 市 | 包括的支援体制構築事業 (重層的支援体制整備事業関連) 自立相談支援事業 再犯防止推進事業 福祉機器リサイクル事業 自殺対策事業 ひきこもり支援ステーション事業 |

- [地域福祉課]
- [高齢福祉課]
- [障がい福祉課]
- [介護保険課]
- [健康増進課]
- [こども未来課]
- [子育て保健課]

【包括的支援体制イメージ】

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



厚生労働省資料

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

活動紹介 ひきこもり支援に関する相談窓口と居場所の設置 「ひきこもり支援ステーション事業」

新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会が減り、ひきこもりの方やそのご家族の孤立感や生きづらさが深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の必要性が高まっています。

市では、支援に関する相談窓口と居場所を開設して、関係機関とネットワークを密にしながら、ひきこもり支援体制の充実に取り組んでいきます。



■ NPO 法人ふらっとコミュニティ「ひより」
小郡船倉町3-11 ☎083-902-5980
※市が運営を委託しています

活動紹介 住民同士の支え合い活動の取り組み「有償在宅福祉サービス事業」

有償在宅福祉サービス事業は、地域の皆さんの参加と協力により、誰もが住みなれた家や地域で、安心して自立した生活が送れるよう援助する会員制の助け合い活動です。

利用対象者は高齢者一人暮らしの方、高齢者夫婦世帯や障がい者等世帯などで、様々な事情により、地域で暮らすうえで誰かの手助けを必要とされる方々の生活上のお手伝いを行います。



(会員の知見を深める講座)



(会員のスキルアップを目指した調理実習)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

第5章

今後の計画の 推進について

計画の推進、進行管理、評価等について
定めます

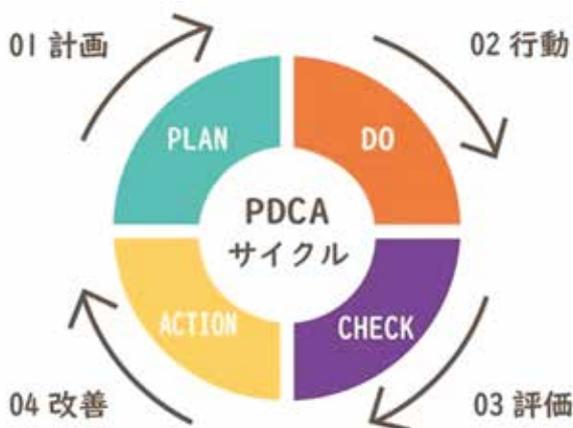
1 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、市と市社協は協力して進行管理を行っていきます。

PDCA サイクルを取り入れ、効果的かつ効率的に施策・事業を実施するとともに、学識経験者や福祉サービス事業者、福祉関係団体、公募委員等で構成する「山口市地域福祉推進協議会」において毎年の取組内容を報告し、市民の視点からの評価検証を行い、その結果に基づき必要な見直し等も進めていながら計画の推進を図っていきます。

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| PLAN (計画) | 地域福祉における課題等を踏まえ目標を設定し目標達成のための計画を策定します |
| DO (実行) | 策定した計画に沿って各施策・事業を実施します |
| CHECK (評価) | 各施策・事業の実施結果等を踏まえ、評価を行います |
| ACTION (改善) | 評価結果を踏まえ、計画を効果的・効率的に進めるため見直し及び改善を行います |



(2) 成果指標の設定

第3章「理念、基本目標等について」で記載したとおり、本計画の推進に当たり、計画期間中の達成状況を測るための総合的な指標として、3つの重要目標達成指標（KGI：Key Goal Indicator）を設定するとともに、基本目標ごとの達成状況を測るための重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しました。

重要目標達成指標 (KGI) … 事業やプロジェクトなどの最終的な目標を定量的に評価する指標のこと

重要業績評価指標 (KPI) … KGI を達成するためのプロセスが適切に実施されているかを定量的に評価する指標のこと

■ 重要目標達成指標 (KGI)

| 指標項目 | 実績値 / 基準値 | 実績値 | 実績値 | 目標値 | 出典 |
|-------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 地域への愛着を持つ市民の割合 | 81.8% (平成25年) | 79.2% (平成29年) | 85.2% (令和4年) | 維持 (令和9年) | 地域福祉アンケート |
| 地域福祉活動で共助(相互扶助)ができていると思う市民の割合 | 基準値 (令和3年) 33.6% | (令和4年~令和8年)  | | (令和9年) 40.0% | 市まちづくりアンケート |
| 地域行事や市民活動に、年1回以上参加している市民の割合 | 基準値 (令和3年) 42.8% | (令和4年~令和8年)  | | (令和9年) 60.0% | 市まちづくりアンケート |

■ 重要業績評価指標 (KPI)

| 基本目標 | 指標項目 | 基準値(令和3年) | 目標値(令和9年) | 出典 |
|-----------------------------------|----------------------------|-----------|-----------|--------------------|
| 基本目標1 「地域福祉を支えるひとづくり」 | ボランティア人数(団体・個人含む) | 16,565人 | 18,000人 | 市社協 |
| | NPO法人数 | 85団体 | 100団体 | 市協働推進課 |
| | 福祉体験学習受講者数 | 1,735人 | 2,000人 | 市社協 |
| 基本目標2 「とともに見守り、支え合う地域づくり」 | ふれあい・いきいきサロン設置数 | 266団体 | 290団体 | 市社協 |
| | 地域課題解決に向けたサービスメニュー数 | 21.0件 | 25.0件 | 市地域福祉課 |
| | 避難行動要支援者個別計画(避難マイプラン)作成率 | — | 100% | 市防災危機管理課 市地域福祉課 |
| 基本目標3 「誰もが自分らしく安心して暮らせる仕組みづくり」 | 地域ケア会議の開催により、支援・取組につながった件数 | 146件 | 150件 | 市高齢福祉課 |
| | 日常生活自立支援利用者数 | 155人 | 180人 | 市社協 |
| | 成年後見制度利用者数 | 398人 | 530人 | 市高齢福祉課 |
| | 自立相談支援対象者数 | 330人 | 200人 | 市地域福祉課 |
| | やまぐち「まちの福祉相談室」相談件数 | — | 2,000件 | 市地域福祉課 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編



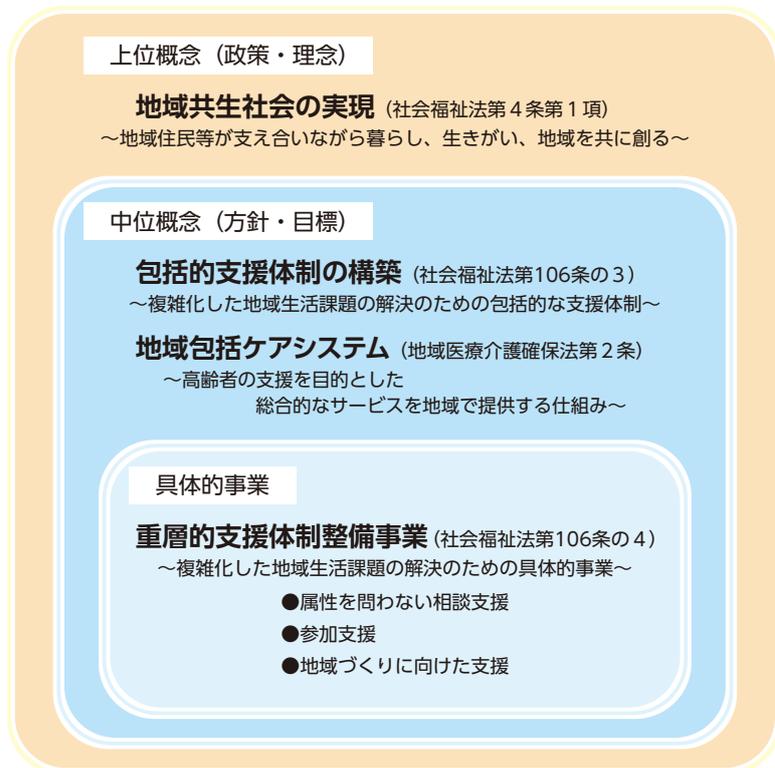
山口市重層的支援体制 整備事業実施計画

山口市重層的支援体制整備事業実施計画
を策定します

1 計画の背景・目的

- 国においては、少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加に加え、地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化、格差の拡大等の社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を掲げられました。
- このような中、「地域共生社会」の実現を目指した取組の推進に向け、平成 29 年（2017 年）6 月の社会福祉法の一部改正により、市町村は、その地域に応じて、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。
- また、令和 2 年（2020 年）6 月の社会福祉法の一部改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。
- 本計画は、山口市版包括的支援体制の構築を進めていくため、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に行うため、その実施体制等を定めるものです。

【諸概念の整理】



第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

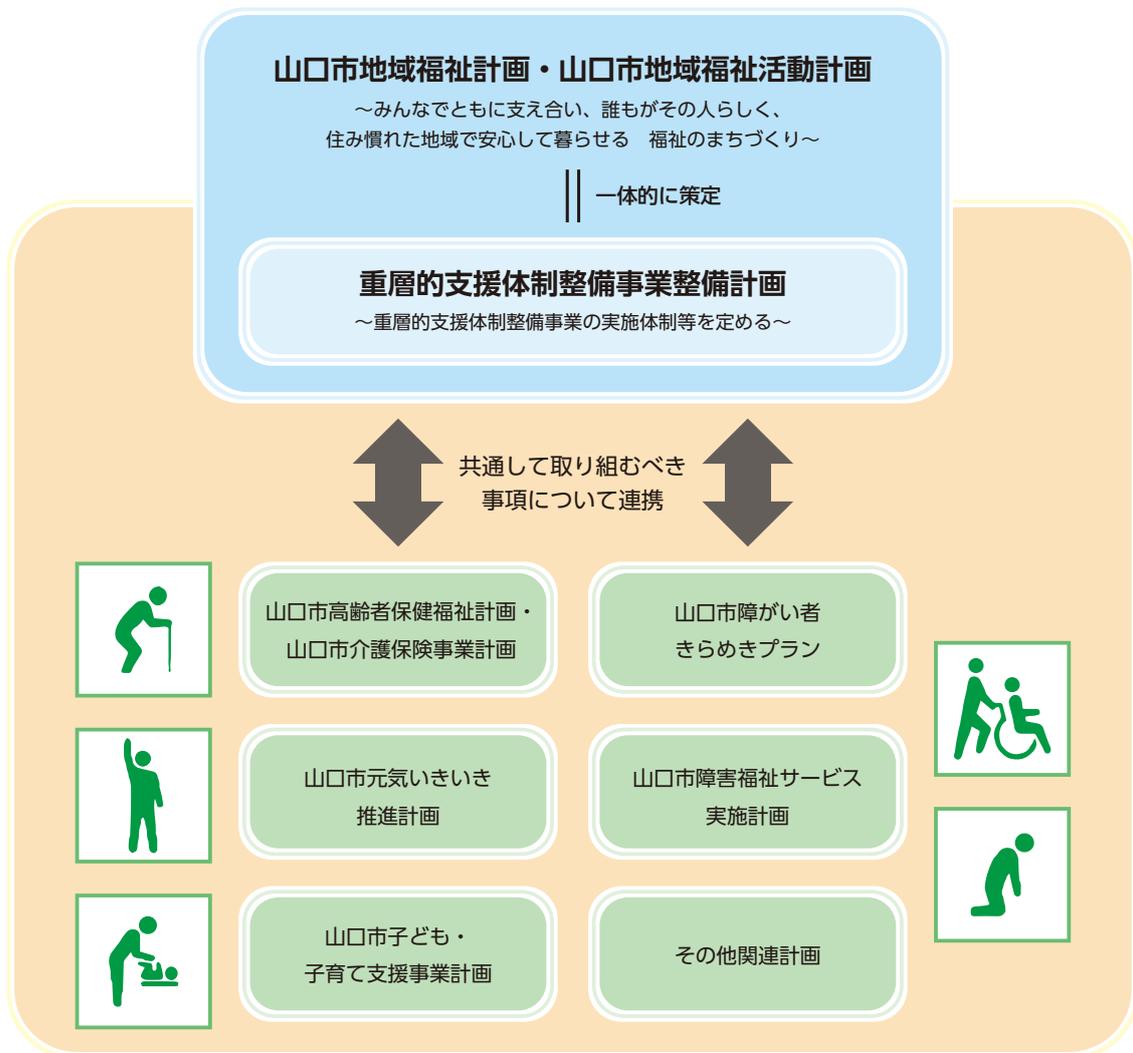
資料編

2 計画の位置づけ

本計画は、重層的支援体制整備事業を行うに当たり、「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」と一体的に策定することとし、毎年度、実施状況を確認した上で評価・検証を行うこととします。

重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を問わない横断的な支援を行うものとされていることから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、各種関連計画と連携・整合を図りながら、包括的支援体制の構築を進めていきます。

【各種関連計画の関係イメージ図】



3 支援内容と実施体制

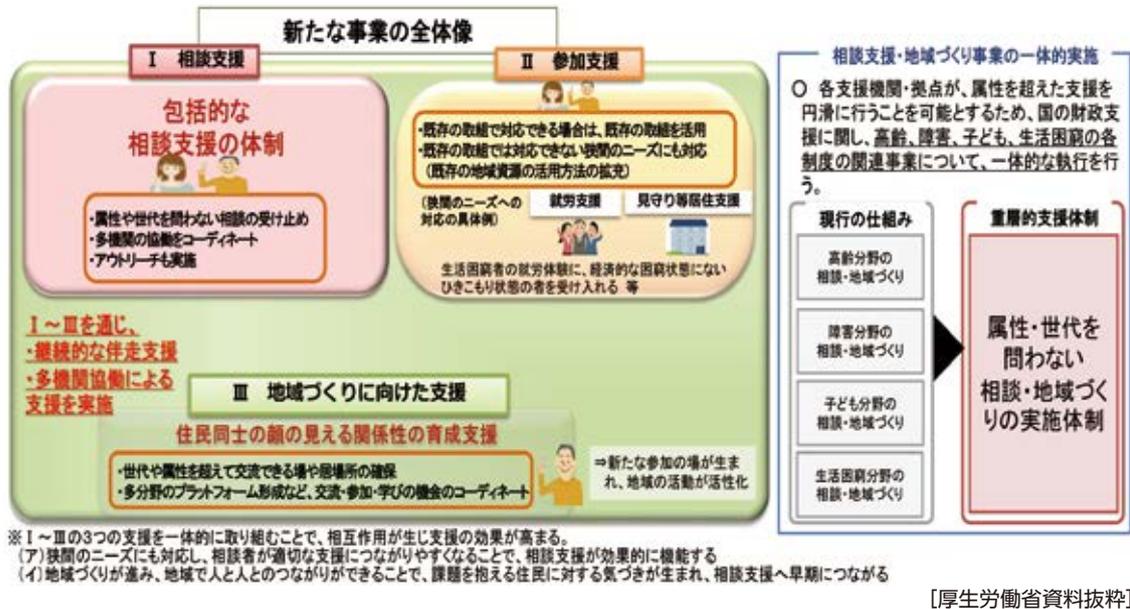
■重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**の3つの支援を一体的に実施します。

【重層的支援体制整備事業の概要】

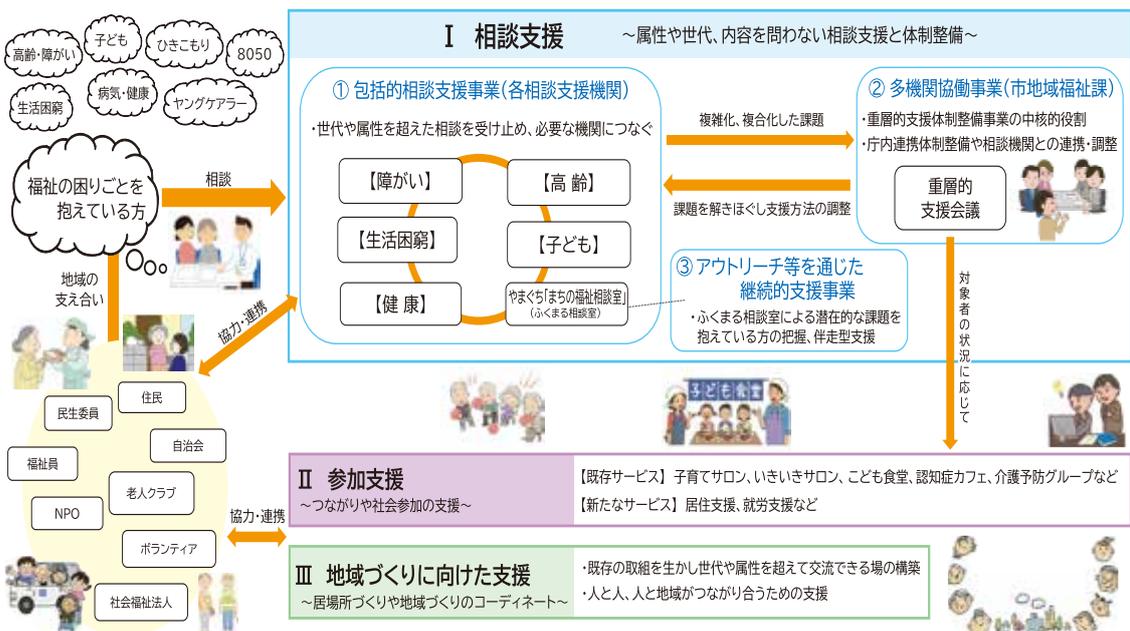
| 事業名 | | 事業内容 |
|-----------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 相談 支援 | 包括的相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワーク対応 ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ |
| | 多機関協働事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る |
| | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な課題を抱える人を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く |
| II 参加支援 | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う |
| III 地域づくりに向けた支援 | | <ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・個別の活動や人のコーディネート ・他分野につながるプラットフォームの展開 |

■重層的支援体制整備事業制度の全体像イメージ図



■山口市重層的支援体制整備事業の全体像イメージ図

- 相談支援事業について、『やまぐち「まちの福祉相談室」』（通称ふくまる相談室）を全日常生活圏域に設置（相談員1人配置）。アウトリーチ等通じた継続的支援事業も業務の一部として委託
- 多機関協働事業については地域福祉で実施。地域福祉の相談員と関係課の「相談支援包括化推進員」により、複雑化複合化した課題に対応
- 参加支援事業は、既存サービスを整理しながら、既存サービスでは難しい場合に、オーダーメイドの支援をコーディネート
- 地域づくりに向けた支援は、既存の居場所づくりの取組を活用



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

I 相談支援

相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、支援関係機関全体で支援する体制を整備するため、「①包括的相談支援事業」、「②多機関協働事業」、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施します。

① 包括的相談支援事業

事業のポイント



困りごとを抱える方を必要な支援関係機関につなげる支援

【実施体制（支援関係機関）】

| 市相談機関 | | |
|-------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 分野 | 名称・設置数 | 主な業務内容 |
| 福祉全般 | 福祉事務所（1カ所） | 生活保護、児童、母子、父子、寡婦、高齢者、身体障がい者、知的障がい者福祉に関する相談・援護 |
| 保健・健康 | 保健センター（6カ所） | 母子保健、健康増進、栄養、疾病予防の関する相談・支援など |
| 高齢 | 基幹型地域包括支援センター（1カ所） 分室（2カ所） 地域包括支援センター（7カ所） | 介護サービス、介護予防、健康づくりの相談・支援、高齢福祉、要支援者のケアプラン作成、高齢者の権利擁護、保健・福祉・医療・介護などの関係者とのネットワークづくりなど |
| 生活困窮 | パーソナル・サポートセンターやまぐち（1カ所） | 就労支援、家計相談、自立相談、一時生活支援事業など |
| 障がい | 基幹相談支援センター（1カ所） 相談支援事業所（4カ所） | 障がい者の生活相談、障がい福祉サービスの相談・支援など |
| 子ども | やまぐち子育て福祉総合センター（1カ所） | 子ども、子育て支援制度等、子育て全般の相談・支援 |
| | 教育相談室（1カ所） | いじめや不登校等の学校生活・家庭生活の悩み |
| | 家庭児童相談室（1カ所） | 養育上の悩み、不安、虐待等の相談 |
| | 母子健康サポートセンター（1カ所） | 妊娠・出産・子育てに関する相談・支援 |
| 全般 | やまぐち「まちの福祉相談室」(10カ所) (通称：ふくまる相談室) | 福祉に関する困りごとを受け止める相談窓口 |
| | 福祉総合相談窓口（1カ所） | 福祉に関する総合相談窓口 |

主な相談機関（市以外）

| 分野 | 名称・設置数 | 主な業務内容 |
|------|--------------------|---------------------|
| 生活困窮 | 市社会福祉協議会（1カ所） | 各種貸付事業、日常生活自立支援事業など |
| 障がい | 山口県福祉総合相談支援センター | 障がいに関する相談・支援 |
| 精神保健 | こころの健康相談（1カ所） | 心の健康に関する相談・支援 |
| 子ども | 山口県中央児童相談所（1カ所） | 児童に関する相談 |
| その他 | ひきこもり地域支援センター（1カ所） | ひきこもりに関する相談 |

本市の相談支援体制として、高齢、障がい、子ども、生活困窮など各分野の相談支援機関に加え、福祉に関する困りごとを丸ごと受け止める『やまぐち「まちの福祉相談室」』（通称：ふくまる相談室）を全地域包括支援センター内及び市社会福祉協議会（本所）内に設置するなど、相談支援体制の充実を図っています。

② 多機関協働事業

事業のポイント



相談支援機関の抱える課題を把握し、支援に対する役割分担や方向性の整理といった調整機能を持つなど、相談支援機関を支援する役割

【実施体制】

| 実施主体 | | 主な役割 | 運営形態 | 担当課 |
|---------|------|-----------------------------------------------------|------|--------|
| 【多機関協働】 | | 困難な課題に対し、重層的支援会議の開催、支援プラン作成を行うなど、事業の中心を担う | 市直営 | 地域福祉課 |
| 市 | 生活困窮 | 市関係課の相談支援包括化推進員が重層的支援会議に参加し、困難な課題の支援方針や相談支援機関の調整を行う | 市直営 | 地域福祉課 |
| | 高齢 | | | 高齢福祉課 |
| | 障がい | | | 障がい福祉課 |
| | 健康 | | | 健康増進課 |
| | こども | | | 子育て保健課 |

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業のポイント



支援が届いていない方と寄り添い、伴走しながらつながり続ける支援

【実施体制】

| 実施主体 | | 主な役割 | 運営形態 | 担当課 |
|-----------|--|-------------------------------------------------------|------|-------|
| 【多機関協働】 | | 困難な課題に対し、相談支援関係機関の役割分担のほか、必要な場合は伴走型支援を実施するなど、事業の中心を担う | 市直営 | 地域福祉課 |
| 【ふくまる相談室】 | | 日常生活圏域における潜在的な課題を抱える人を把握し、支援方法を多機関協働事業者とともに検討する | 委託等 | 地域福祉課 |

II 参加支援事業

「既存の制度では、対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う」ものであり、「狭間のニーズ」を抱える当事者に向けた、地域の資源を活用した「参加支援」のための事業を実施します。

事業のポイント



制度の狭間にある人と地域・社会がつなげるための支援

III 地域づくりに向けた支援

既存の地域づくりに係る取組を生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場を構築し、地域資源の開発や地域ネットワークの構築等を行います。

事業のポイント



地域活動の活性化などを通じた人と人、人と地域がつながり合うための支援

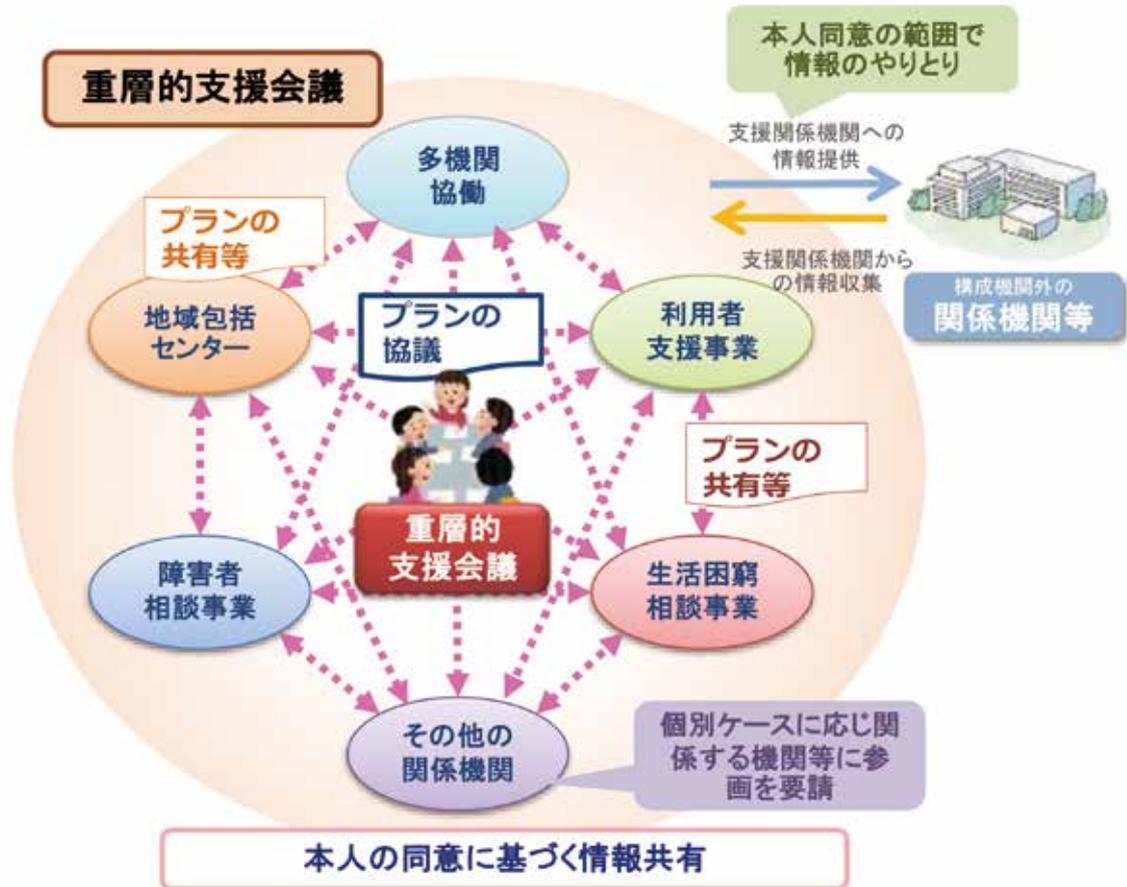
【実施体制】

| 事業名 | 主な内容 | 運営形態 | 担当課 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|
| 地域介護予防活動支援事業 | 介護予防を実践する高齢者自主活動グループの支援や高齢者集いの場や生活支援の活動の担い手を育成する | 市直営 (一部委託) | 高齢福祉課 |
| 生活支援・介護予防体制整備事業 | 生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活課題の把握やその課題解決に向けた取組方法について協議を行う。 | 委託 | 高齢福祉課 |
| 地域活動支援センター運営事業 | 障がい分野において、創作活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。市内5カ所（うち機能強化事業実施事業所2カ所） | 委託 | 障がい福祉課 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て親子の交流の場と交流の促進を行う事業を実施。保育所併設型拠点施設15カ所、地域型つどいの広場12カ所 | 委託 | こども未来課 |
| 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | 身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う | | |

Ⅳ その他、必要な取組

① 支援会議（兼）重層的支援会議

「ふくまる相談室」及び支援関係機関等では対応が難しい複雑化・複合化した事案に対し、支援会議（兼）重層的支援会議を開催し、支援の方向性等を検討します。



[厚生労働省資料抜粋]

② 庁内連携体制の構築

事業実施に当たっては、庁内の関係部署とこれまで以上に連携を図るとともに、相談支援体制及び地域づくり事業等から蓄積された地域生活課題に対し、福祉関係部署だけではなく、全庁的な取組が必要とされていることから、課題解決に向けた連携・協働を行う場として庁内連携体制を構築します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層的支援体制整備事業実施計画

資料編

資料編

| | |
|-------------------------|------------|
| 1 各地域の概況等 | 96 |
| (1) 各地域の概況 | |
| (2) 小地域福祉活動計画概要 | |
| 2 統計データの詳細 | 102 |
| (1) 社会問題等の状況 | |
| (2) 地域の活動等の状況 | |
| 3 計画の推進体制 | 106 |
| (1) 山口市地域福祉推進協議会設置要綱 | |
| (2) 山口市地域福祉推進協議会委員名簿 | |
| (3) 計画策定の経過 | |
| 4 用語説明 | 110 |

1 各地域の概況等

(1) 各地域の概況

① 概況

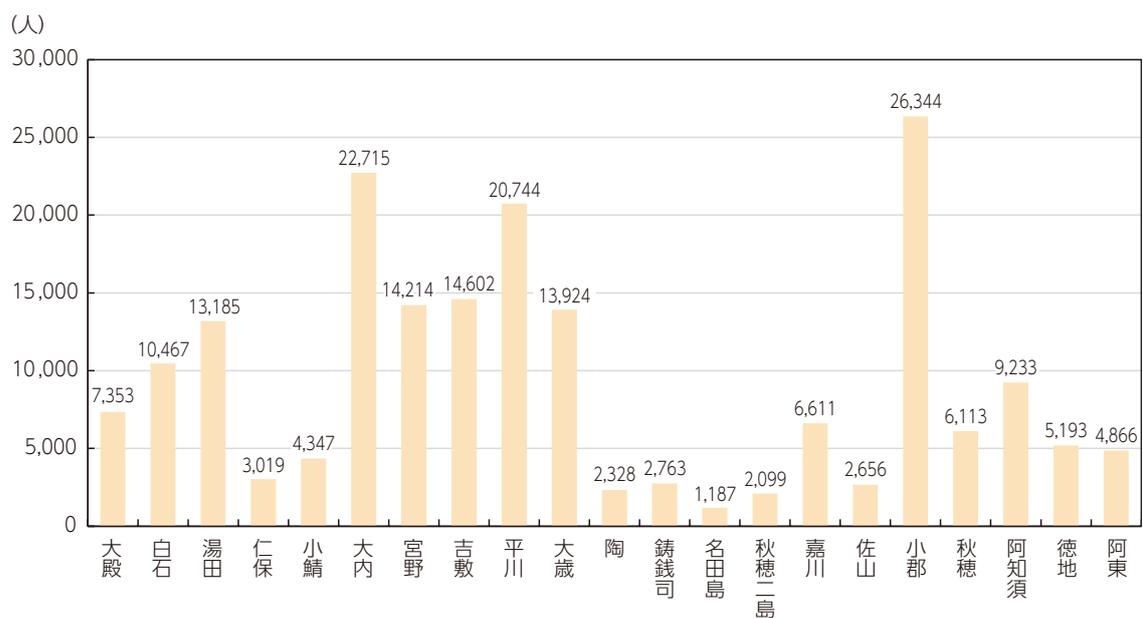
(単位：平方キロメートル、人)

| 区分 | 面積 | 人口 | | | | 民生委員・ 児童委員 | 福祉員 | 母子保健 推進員 | 単位 自治会 |
|-------|----------|---------|-------------------|--------------------|-------------------|---------------|-----|-------------|-----------|
| | | 合計 | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳～ | | | | |
| 大 殿 | 13.07 | 7,353 | 1,016 (13.8%) | 4,287 (58.3%) | 2,050 (27.9%) | 26 (2) | 26 | 4 | 29 |
| 白 石 | 4.71 | 10,467 | 1,615 (15.4%) | 6,150 (58.8%) | 2,702 (25.8%) | 27 (2) | 29 | 5 | 40 |
| 湯 田 | 4.09 | 13,185 | 1,639 (12.4%) | 7,715 (58.5%) | 3,831 (29.1%) | 26 (2) | 20 | 6 | 15 |
| 仁 保 | 72.84 | 3,019 | 241 (8.0%) | 1,380 (45.7%) | 1,399 (46.3%) | 11 (2) | 17 | 4 | 23 |
| 小 鯖 | 43.82 | 4,347 | 374 (8.6%) | 2,076 (47.8%) | 1,896 (43.6%) | 12 (2) | 21 | 3 | 23 |
| 大 内 | 24.92 | 22,715 | 3,400 (15.0%) | 13,532 (59.6%) | 5,784 (25.5%) | 40 (3) | 40 | 12 | 31 |
| 宮 野 | 38.41 | 14,214 | 1,812 (12.7%) | 8,301 (58.4%) | 4,102 (28.9%) | 25 (2) | 44 | 9 | 42 |
| 吉 敷 | 26.67 | 14,602 | 2,203 (15.1%) | 8,822 (60.4%) | 3,578 (24.5%) | 20 (2) | 23 | 11 | 16 |
| 平 川 | 19.61 | 20,744 | 2,300 (11.1%) | 14,462 (69.7%) | 3,982 (19.2%) | 20 (2) | 40 | 10 | 39 |
| 大 歳 | 10.82 | 13,924 | 2,050 (14.7%) | 8,744 (62.8%) | 3,130 (22.5%) | 21 (2) | 28 | 7 | 29 |
| 陶 | 11.52 | 2,328 | 183 (7.8%) | 1,149 (49.4%) | 996 (42.8%) | 8 (2) | 16 | 4 | 16 |
| 鑄 銭 司 | 20.42 | 2,763 | 173 (6.3%) | 1,213 (43.9%) | 1,377 (49.8%) | 8 (2) | 22 | 4 | 18 |
| 名 田 島 | 8.93 | 1,187 | 101 (8.5%) | 538 (45.4%) | 547 (46.1%) | 7 (2) | 13 | 2 | 13 |
| 秋穂二島 | 16.15 | 2,099 | 134 (6.4%) | 1,020 (48.6%) | 945 (45.0%) | 11 (2) | 14 | 4 | 10 |
| 嘉 川 | 28.87 | 6,611 | 798 (12.1%) | 3,464 (52.4%) | 2,349 (35.5%) | 16 (2) | 39 | 8 | 39 |
| 佐 山 | 12.02 | 2,656 | 298 (11.2%) | 1,409 (53.0%) | 949 (35.7%) | 9 (2) | 13 | 5 | 12 |
| 小 郡 | 33.39 | 26,344 | 3,874 (14.7%) | 16,243 (61.7%) | 6,226 (23.6%) | 47 (3) | 68 | 28 | 64 |
| 秋 穂 | 24.09 | 6,113 | 510 (8.3%) | 2,926 (47.9%) | 2,677 (43.8%) | 23 (2) | 32 | 16 | 32 |
| 阿知須 | 25.49 | 9,233 | 1,359 (14.7%) | 4,938 (53.5%) | 2,935 (31.8%) | 21 (2) | 95 | 23 | 31 |
| 徳 地 | 290.33 | 5,193 | 357 (6.9%) | 2,059 (39.6%) | 2,777 (53.4%) | 36 (2) | 122 | 15 | 122 |
| 阿 東 | 293.06 | 4,866 | 230 (4.7%) | 1,800 (37.0%) | 2,835 (58.3%) | 39 (2) | 117 | 8 | 123 |
| 合 計 | 1,023.23 | 193,966 | 24,166 (12.5%) | 109,862 (56.6%) | 56,173 (29.0%) | 453 (44) | 839 | 188 | 767 |

【資料】 山口市地域福祉課調べ

- ※1 人口は令和2年(2020年)国勢調査の数値、人口欄の括弧内の数値は、合計に対する構成割合
 2 民生委員・児童委員は令和4年(2022年)12月1日現在の定数、その他の数値は令和4年(2022年)4月1日現在
 3 民生委員・児童委員欄の括弧内の数値は、民生委員・児童委員のうち主任児童委員

② 地域別の人口の状況



【資料】 令和2年（2020年）国勢調査

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

山口市重層の支援体制整備事業実施計画

資料編

(2) 小地域福祉活動計画概要

大殿地域

第4次地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)

● 目指す姿

ともに生き、ともにふれあう
福祉の里 大殿

● 取組方針

- ① 地域住民のふれあい活動を促進する
- ② 福祉啓発活動に努める
- ③ 地域の福祉ニーズを的確に把握する
- ④ 地域住民の支え合い活動を促進する
- ⑤ 地域の福祉の輪づくりを促進する

白石地域

第4次地域福祉活動計画 (令和元年度～令和5年度)

● 目指す姿

- ① あわせみんなで考えて⑤くらくあんしん住みよいらし
- ② いけんかわして深まるしくみ①しっかりつくろう地域のきずな

● 取組方針

- ① 福祉課題の発見・把握と仕組みづくり
- ② 地域交流の場づくり
- ③ 地域たすけあい活動の推進

湯田地域

第3次地域福祉活動計画 (令和2年度～令和6年度)

● 目指す姿

湯田地域から福祉は後退させない

● 取組方針

- ① 高齢者支援
- ② こども支援
- ③ 安心安全支援

仁保地域

第4次地域福祉活動計画 (令和4年度～令和8年度)

● 目指す姿

うるおいのある仁保地区をめざして

● 取組方針

- ① 交流活動
- ② 協力活動
- ③ 安心・安全活動

小鯖地域

第5次地域福祉活動計画 (令和5年度～令和9年度)

● 目指す姿

ふれあい 助け合い 地域福祉の推進
～地域の笑顔を支える～

● 取組方針

- ① 高齢者がいきいきと社会参加できる環境づくり
- ② 安心して子育てできる環境づくり

大内地域

第3次地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)

● 目指す姿

元気！笑顔！ともに支え合う大内
～ふれあいと思いやりの福祉のまちづくり～

● 取組方針

- ① 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- ② 楽しく安心して子育てできる地域づくり
- ③ 誰もが住みやすく支え合う地域づくり

宮野地域 第4次地域福祉活動計画（令和元年度～令和5年度）

- 目指す姿
みんなに やさしい のどかなまちづくり
- 取組方針
 - ①みんながふれあい、笑顔で助け合う地域づくり
 - ②老いても暮らしやすい地域づくり
 - ③しょうがいがある人ない人、誰もが住みやすい地域づくり
 - ④楽しく子育てができる地域づくり
 - ⑤人にやさしい環境の地域づくり

吉敷地域 第4次地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）※地域づくり計画と一体的に策定

- 目指す姿
（地域福祉分野のみ抜粋）
ともに支え合い心豊かに暮らせるまち
- 取組方針
 - ①見守りやふれあいあいさつ運動の推進
 - ②高齢者の地域交流の促進
 - ③子育ての支援
 - ④健康づくりの推進
 - ⑤生活課題の解決に向けた仕組みづくり

平川地域 第3次地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）

- 目指す姿
笑顔と思いやりで育む住みよい地域づくり
- 取組方針
 - ①ひとり暮らし高齢者の見守りの充実等高齢者支援
 - ②見守りの強化・充実、夏休みの居場所づくり等子ども支援
 - ③ゴミ出し、ペット飼育、交通マナーの向上
 - ④道路・河川等の環境美化、防犯灯の補充による安全面強化
 - ⑤自主防災活動の充実・強化、災害時の要援護者支援体制等災害対策

大歳地域 第3次地域福祉活動計画（令和元年度～令和5年度）

- 目指す姿
みんなで支え合い、だれもがその人らしく、
住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 取組方針
 - ①福祉力を高める啓発活動
 - ②地域の生活課題の発見・解決の把握と解決の仕組みづくり
 - ③交流の場づくり
 - ④地域の支え合い活動

陶地域 第4次地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）

- 目指す姿
みんなで作ろう笑顔でつながるふるさと陶
- 取組方針
 - ①地域福祉支援
 - ②高齢者支援
 - ③子ども支援

鑄銭司地域 第4次地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）

- 目指す姿
みんなで支え合い温かい福祉のまち 鑄銭司
- 取組方針
 - ①いつまでも元気で安心して暮らせる長寿社会づくり
 - ②生きがいのある心豊かな暮らしづくり
 - ③安心して子育てのできる環境づくり
 - ④安全で安心して暮らせる地域づくり

名田島地域 第3次地域福祉活動計画（平成30年度～令和5年度）※地域づくり計画と一体的に策定

- 目指す姿
伝えよう次世代へ、より良い名田島を
- 取組方針
 - ① コミュニティー力を高める名田島
 - ② みんなが元気で活躍する名田島
 - ③ みんなが安心して暮らせる名田島
 - ④ 美しい景観を守る名田島
 - ⑤ 住んでみたくなる名田島

秋穂二島地域 第4次地域福祉活動計画（令和元年度～令和5年度）※地域づくり計画と一体的に策定

- 目指す姿
HOT 愛を二島づくり
- 取組方針
 - ① 地域振興
 - ② 地域福祉
 - ③ 安心・安全
 - ④ 環境づくり
 - ⑤ 個性創出

嘉川地域 第4次地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）

- 目指す姿
みんなで支え合うあたたかい地域づくり
- 取組方針
 - ① 家で閉じこもりがちの高齢者に、楽しく過ごせる場をつくる
 - ② 日常生活において、生活支援をする
 - ③ 住民同士のつながりを大切に、住民参加による「見守り活動」を推進する
 - ④ 給食サービス事業、いきいきサービス事業等の諸事業の充実を図る
 - ⑤ 災害時に対応できるよう、地区住民との連携を図る

佐山地域 第4次地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）※地域づくり計画と一体的に策定

- 目指す姿
わがまち佐山の暮らしを良くするために
- 取組方針
 - ① 保健福祉
 - ② 安心安全
 - ③ 生活環境
 - ④ 文化体育
 - ⑤ 地域個性

小郡地域 第2次地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）

- 目指す姿
ともに支え合い、心豊かに暮らせる
福祉のまちづくり
- 取組方針
 - ① 高齢者に関すること
 - ② 子どもに関すること
 - ③ 障がい者に関すること
 - ④ 地域でのコミュニケーション、安全、交通、社会参加
 - ⑤ 居住環境

秋穂地域 第2次地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）

- 目指す姿
思いやりとふれあいのまち 秋穂
- 取組方針
 - ① 助け合い声かけ合うふれあい活動の推進
 - ② 元気いっぱいの子を育もう
 - ③ 高齢者・障がい者がいきいき暮らせるまちづくり

阿知須地域 第2次地域福祉活動計画 (令和2年度～令和6年度)

- 目指す姿
住み慣れた地域で誰もが安心して豊かに暮らし続けることができるまちづくり
- 取組方針
 - ① ともに助け合い、支えられあう「つながり」創り
 - ② 住民が日常のなかで自ら参加できる「場」創り
 - ③ 住民による主体的なまちづくりの「将来像や願い」創り

徳地地域**出雲地域** 第3次地域福祉活動計画 (令和4年度～令和8年度)

- 目指す姿
ささえ合い、笑顔あふれる出雲地区
- 取組方針
 - ① 助け合い支え合い活動
 - ② 交流活動
 - ③ 安心・安全活動

八坂地域 第3次地域福祉活動計画 (令和4年度～令和8年度)

- 目指す姿
支えあい 心とむ 住みよい やさか
- 取組方針
 - ① 思いやり ふれあいを大切にする 里づくり
 - ② みんなで 声かけあって参加できる 里づくり
 - ③ 大人も子供も 安心して住める 里づくり

島地地域 第3次地域福祉活動計画 (令和5年度～令和9年度)

- 目指す姿
支え合い・助け合い・思い合い
笑顔で過ごせる町創り
- 取組方針
 - ① 地域のみらいを担う人づくり
 - ② みんなで声かけ合える環境づくり
 - ③ 安心して住める地域づくり

串地域 第3次地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)

- 目指す姿
串の里 心ゆたかに ささえあい
- 取組方針
 - ① 保健・福祉
 - ② 社会参加・教育
 - ③ 情報コミュニケーション
 - ④ 交通・安全

柚野地域 第2次地域福祉活動計画 (令和元年度～令和5年度)

- 目指す姿
いつまでも 元気いっぱい 柚野の里
- 取組方針
 - ① ひと声でみんな参加の地域づくり
 - ② お年寄りが生きがいのもてる地域づくり
 - ③ 自然環境を守り育てる里づくり

阿東地域 第2次地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)

- 目指す姿
みんなで共に支え合い、誰もがその人らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 取組方針
 - ① 子供や高齢者の見守り活動の推進
 - ② 交流による安心・安全運動の実施
 - ③ 住み慣れた 我が家で暮らせる 環境づくり

2 統計データの詳細

(1) 社会問題等の状況

■児童相談所における児童虐待相談対応件数（山口県）

(単位：件)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------------|-------|-------|------|------|------|
| 児童虐待相談対応件数 | 526 | 742 | 709 | 729 | 662 |

【資料】 県子ども家庭課

■養育に関する相談（児童虐待を含む）件数等（山口市）

(単位：件)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-------------------------|-------|-------|------|------|------|
| 養育に関する相談 （児童虐待を含む）件数 | 252 | 261 | 320 | 284 | 302 |
| 児童虐待相談対応件数 | 7 | 4 | 19 | 17 | 12 |

【資料】 市家庭児童相談室

■高齢者虐待に関する相談件数等（山口市）

(単位：件)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----------|-------|-------|------|------|------|
| 通報・届出件数 | 24 | 32 | 39 | 34 | 39 |
| 虐待と判断した件数 | 11 | 11 | 10 | 11 | 8 |

【資料】 市高齢福祉課

■障がい者虐待に関する件数等（山口市）

(単位：件)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----------|-------|-------|------|------|------|
| 通報・届出件数 | 5 | 7 | 2 | 2 | 3 |
| 虐待と判断した件数 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 |

【資料】 市障がい福祉課

■DV相談件数（山口市）

(単位：件)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-------------|-------|-------|------|------|------|
| 相談件数 | 210 | 218 | 276 | 290 | 248 |
| 電話相談(メール含む) | 53 | 73 | 87 | 123 | 104 |
| 面接相談 | 157 | 145 | 189 | 167 | 144 |

【資料】 市男女共同参画推進室

■日常生活自立支援事業（山口市）

（単位：件、人）

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|-------|-------|------|------|------|
| 相談件数 | 83 | 139 | 124 | 128 | 168 |
| 利用人数 | 138 | 153 | 153 | 155 | 155 |

【資料】市社会福祉協議会

■成年後見センター相談件数等（山口市）

（単位：件）

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|-------|-------|------|------|------|
| 相談件数 | 44 | 40 | 43 | 48 | 187 |

【資料】市高齢福祉課

■生活困窮相談件数等（山口市）

（単位：件、人）

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 相談延べ件数 | 14,548 | 9,379 | 13,836 | 15,524 | 13,739 |
| 支援対象者数 | 115 | 73 | 86 | 353 | 330 |

【資料】パーソナル・サポートセンターやまぐち活動報告

■自殺者数（山口市）

（単位：人）

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|-------|-------|------|------|------|
| 自殺者数 | 29 | 27 | 21 | 30 | 25 |
| 男性 | 19 | 21 | 18 | 18 | 20 |
| 女性 | 10 | 6 | 3 | 12 | 5 |

【資料】厚生労働省 自殺統計：地域における自殺の基礎資料

■若年層の自殺者数（山口市）

（単位：人）

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-------|-------|-------|------|------|------|
| 20歳未満 | 0 | 2 | 0 | 2 | 3 |
| 20歳代 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| 30歳代 | 3 | 3 | 1 | 3 | 5 |

【資料】厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

■刑法犯検挙者数（山口県）

（単位：人、%）

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 刑法犯検挙者 | 2,175 | 2,124 | 1,905 | 1,694 | — |
| 再犯率 | 52.2 | 53.9 | 50.9 | 53.2 | — |

【資料】広島矯正管区

(2) 地域の活動等の状況

■自治会関係

(単位：自治会、%)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|--------|-------|-------|------|------|------|
| 自治会数 | 768 | 769 | 769 | 769 | 767 |
| 自治会加入率 | 77.1 | 75.9 | 74.9 | 74.5 | 73.2 |

【資料】市協働推進課

■老人クラブ関係

(単位：クラブ、人)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 老人クラブ数 | 199 | 196 | 192 | 191 | 187 |
| 老人クラブ会員数 | 7,886 | 7,659 | 7,330 | 7,101 | 6,851 |

【資料】市高齢福祉課

■ボランティア数

(単位：人)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市社協登録人数（個人） | 533 | 621 | 468 | 456 | 479 |
| 市社協登録人数（団体） | 11,791 | 12,307 | 16,392 | 16,216 | 16,086 |
| すこやかボランティア数 | 222 | 269 | 324 | 343 | 340 |

【資料】市社会福祉協議会、市高齢福祉課

■ふれあい・いきいきサロン数

(単位：団体)

| 区 分 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|-------|-------|------|------|------|
| サロン数 | 266 | 269 | 274 | 267 | 266 |

【資料】市社会福祉協議会



3 計画の推進体制

(1) 山口市地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく山口市地域福祉計画及び山口市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定及び取組みの評価等により地域福祉の推進を図るため、山口市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、意見、提言等を行う。

- (1) 計画の策定及び取組みの評価・検証に関すること。
- (2) 社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画（社会福祉法第55条の2第4項に規定する地域公益事業が含まれるものに限る。）に関すること。
- (3) その他、地域福祉の推進に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体、福祉活動関係者
- (3) その他、市長が選任した者

3 前項の委員の任期は5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、山口市健康福祉部地域福祉課及び山口市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(2) 山口市地域福祉推進協議会委員名簿

任期：令和3年（2021年）8月6日～令和8年（2026年）3月31日

(敬称略)

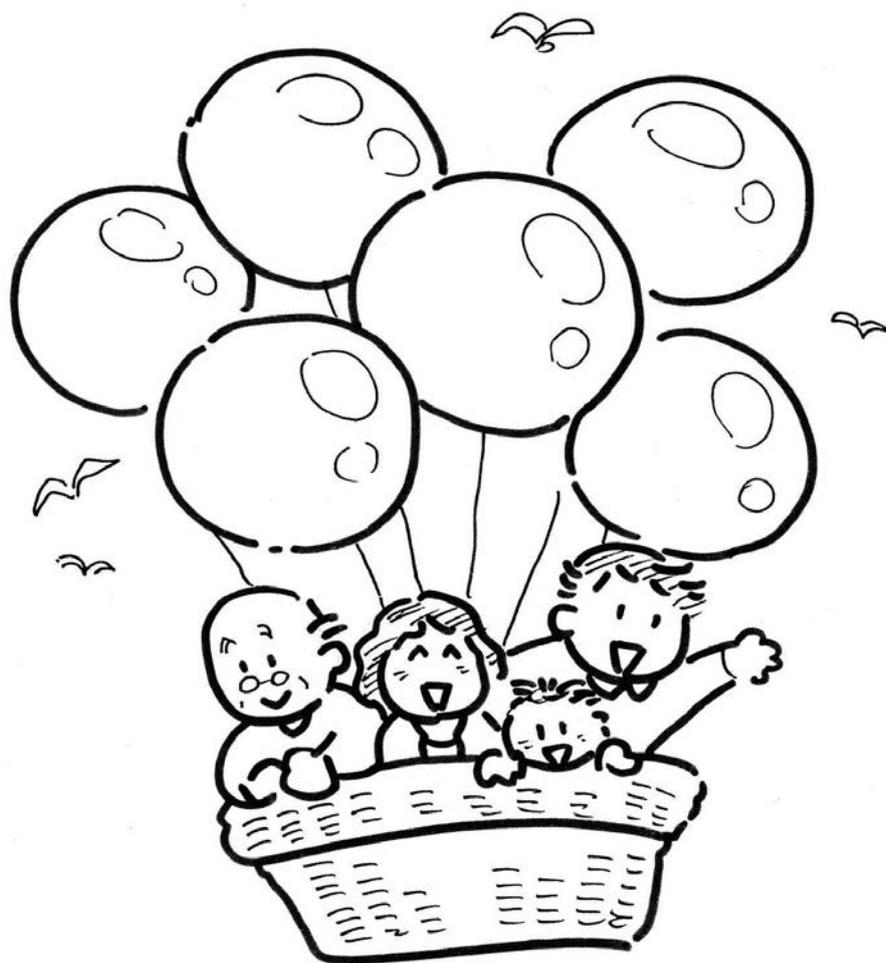
| 区分 | 役職名 | 氏名 | 備考 |
|--------------------------|-------------------------------------------|------------------|---------------|
| 学職経験者 | 山口県立大学名誉教授 | 草平 武志 | 会長 |
| | 九州大学大学院人間環境学研究院 教授 | 高野 和良 | 副会長 |
| | 山口県立大学社会福祉学部 准教授 | 長谷川 真司 | |
| 福祉団体関係者 及び 福祉活動関係者 | 山口市地区社会福祉協議会連絡会 会長 | 芳西 靖幸 | |
| | 山口市民生委員児童委員協議会 会長 (山口市民生委員児童委員協議会 副会長) | 増本 好夫 (米本 律子) | R4.12.1 変更 |
| | 山口市福祉員連絡協議会 会長 | 林 隆一 | |
| | 山口市ボランティア連絡協議会 会長 | 秋本 邦彦 | |
| | 子育てセンター山口 代表 (おおとり保育園長) | 赤松 康乃 | |
| | 山口市介護者の会 会長 | 来栖 和子 | |
| | 山口市介護サービス提供事業者連絡協議会 会長 | 内田 芳明 | |
| | 山口市地域自立支援協議会企画運営委員会 委員長 | 本城 彰 | |
| | 山口市障害者団体連合会 会長 | 井上 昇 | |
| | 山口市小学校校長会 代表 (上郷小学校長) | 平野 幸世 (小田 宏明) | R4.4.1 変更 |
| | 山口市中学校校長会 代表 (湯田中学校長) | 末永 勝明 | |
| 一般社団法人山口県社会福祉士会 理事 | 尾中 未来 | | |
| 地域づくり関係者 | 山口市自治会連合会 | 砂井 昭 (吉村 博雄) | R4.6.4 変更 |
| | おごおり地域づくり協議会 会長 | 國安 克行 | |
| | 山口市老人クラブ連合会 会長 | 中村 勝一 | |
| | 山口市子ども会育成連絡協議会 会長 | 田中 義治 | |
| | NPO法人クロスロード 理事長 | 山根 律子 | |
| 公募委員 | | 大田 博司 | |
| | | 上村 早苗 | |
| | | 藤井 守 | |

《令和5年（2023年）3月31日現在》

※ () は前任者

(3) 計画策定の経過

| 期日等 | 区分 | 内容等 |
|------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年(2022年) 2月5日 | 令和3年度山口市地域福祉推進協議会 (第2回) | ・山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画策定方針について ・地域福祉アンケートの実施について |
| 令和4年(2022年) 2月28日発送 | 地域福祉アンケート調査 | ・18歳以上の市民 有効回答数 1,636人 有効回答率 40.8% |
| 令和4年(2022年) 5月27日 | 令和4年度山口市地域福祉推進協議会 (第1回) | ・現行計画の振り返り ・地域福祉アンケート調査結果に関する基本概要 ・次期計画策定におけるヒアリングについて |
| 令和4年(2022年) 6月～8月 | 協議会委員(23名)及び関係機関、団体(116団体)に対しヒアリング 小地域福祉活動計画の分析 | |
| 令和4年(2022年) 8月30日 | 令和4年度山口市地域福祉推進協議会 (第2回) | ・地域福祉を取り巻く現状と課題について ・地域福祉アンケート調査結果について ・市民参画① (小地域福祉活動計画の分析による課題把握) ・市民参画② (関係機関等へのヒアリングに基づく現状分析) ・計画骨子(案)について |
| 令和4年(2022年) 11月8日 | 令和4年度山口市地域福祉推進協議会 (第3回) | ・計画素案について |
| 令和5年(2023年) 1月13日 | 令和4年度山口市地域福祉推進協議会 (第4回) | ・計画最終案について |
| 令和5年(2023年) 2月～3月 | パブリックコメント(2人、5件) | |



4 用語説明

| 用語 | 説明 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ | |
| あいサポート運動 | 障がいの内容・特性や、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解していただき、障がいのある方への配慮やちょっとした手助けを行っていただく運動 |
| アウトリーチ | 自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て利用者とは対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと |
| いきいきサービス事業 | 家に閉じこもりがちな高齢者等を市内や近隣市町の公共・民間施設等へ送迎し、外出の機会をつくる事業 |
| いきいき百歳体操 | 高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるように支援することを目指し、平成14年に高知県高知市が開発した重りを使った筋力運動の体操 |
| 一億総活躍社会 | 若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある人も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会、また、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、家庭、地域、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会 |
| NPO(エヌピーオー) | Non Profit Organizationの略で、営利を目的としないで、社会的使命の実現を目的とする民間組織 |
| お元気コール | 一人暮らし高齢者等に対して、定期的に電話で安否確認を行う事業 |
| か | |
| 介護予防・生活支援サポーター | 市が開催する「介護予防・生活支援サポーター養成講座」を受講し、地域において高齢者を支える介護予防や生活支援の取組を行うボランティア |
| 虐待 | 身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)を行うこと。高齢者、障がい者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている |
| 共助 | 互いに助け合うこと。例えば、隣近所の助け合いや支え合い |
| 協働 | 複数の主体が何らかの目標等を共有し、ともに力を合わせてする活動。本計画では、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、お互いの特性を発揮して、より良いものをともに創りあげていく具体的な行為や行動 |
| KGI(ケージーアイ) | 重要目標達成指標。事業やプロジェクトなどの最終的な目標を定量的に評価する指標 |
| KPI(ケーピーアイ) | 重要業績評価指標。KGIを達成するためのプロセスが適切に実施されているかを定量的に評価する指標 |
| 権利擁護 | 自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人材を維持することができるように、援助者や代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと |
| ゲートキーパー | 地域や職場の身近なところで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人 |
| 合計特殊出生率 | 人口統計上の指標で、15歳～49歳までの女性の出生率を合計したものの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの人数に相当する |

| 用語 | 説明 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合理的配慮 | 障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で行う、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮 |
| 高齢者保健福祉総合調査 | 高齢者の生活実態等を調べ、その状況を把握するとともに、保健福祉サービスに対するニーズ等を把握・分析することにより、現状のサービスの効果測定・評価を行い、高齢者保健福祉施策推進のための基礎資料とする調査。旧「高齢者保健福祉実態調査」 |
| こども食堂 | 地域の子ども等に無料または安価で食事を提供する民間を中心とした取組のこと |
| コミュニティソーシャルワーカー | 地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を地域全体で考え、多くの人の協力を得ながら解決に取り組むこと |

さ

| | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害ボランティアセンター | 大規模災害時、市社協が行政や防災関係機関の対応を補い、被災者の要望とそれに応えるボランティアを調整し、被災者の支援と復興のために開設するセンター |
| 児童扶養手当 | 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当 |
| 社会福祉法人地域公益活動推進協議会 | 山口市において福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人が相互に連携・協働し、制度の狭間等地域の福祉課題の解決に向けて、公益的な取り組みを実施することで社会福祉法人としての使命や役割を果たすことにより、山口市の地域福祉の向上に寄与することを目的とする協議会 |
| 小地域福祉活動計画 | 各地区社会福祉協議会において、身近な地域の福祉課題を把握し、その解決のために、どのような活動に取り組んでいくかを中期的にまとめた計画 |
| 小地区見守り訪問活動 | 見守りの必要な高齢者等に対して、地域で訪問活動や安否確認、声かけ等を通して、温かく見守りを行う活動 |
| 情報アクセシビリティ | 高齢者や障がいのある方に限らず、全ての人が、様々な場面・状況下においても情報を入手・利用・意思疎通ができるようにすること |
| すこやかボランティア | 高齢者等が施設等で行う、介護支援のボランティア活動の取組を支援し、その活動実績をポイントとして評価・付与するとともに、当該高齢者等の申し出によりポイントを交付金及び地域の特色を活かした物品に転換する事業 |
| 生活支援コーディネーター | 生活支援等のサービスの充実のため、地域のニーズ把握やボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに、地域での支え合いを構築するため、地域資源の開発や関係機関の情報共有、ネットワーク化を行うコーディネーター |
| 制度の狭間 | 日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を超えた複合的に多問題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズにある状態 |
| 成年後見制度 | 認知症・知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分となり、財産管理や福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難な人を保護・支援する制度 |

| 用語 | 説明 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ダブルケア | 育児と親の介護を同時に担うこと |
| 地域活動 | 行事やイベントへの参加や、清掃、美化活動など、文やを問わず、近隣の住民と関わりながら地域で活動すること |
| 地域子育て支援拠点施設 | 子育て親子が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するための施設で、市内に26か所設置 |
| 地域住民グループ支援事業 | 地域において高齢者の生きがいと社会参加を促すとともに、社会的孤立感の解消や自立生活、要介護状態になることの予防を目的とする団体等に対して支援を行う事業 |
| 地域ケア会議 | 地域包括ケアシステムを構築するため、市、地域包括支援センター、介護支援専門員、地域住民、関係機関などが参加し、高齢者個人に対する支援の充実や個別ケース会議の積み重ねによって明らかになった地域課題等に対し、有効な支援策を検討し社会基盤の整備につなげていく会議 |
| 地域づくり協議会 | 山口市の各地域において様々な団体が連携し、地域づくりに取り組む協議体の総称 |
| 地域福祉活動 | 地域福祉が意味する「誰もが幸せを感じられる地域をつくる」ため、支援が必要な人への声掛け、見守りから、住民が自ら地域生活課題を解決するための検討、実践、仕組みづくりといった、地域活動よりも福祉に力点を置いた活動を行うこと |
| 地域福祉活動団体等 | 地域福祉の向上を目的としたボランティア団体・グループや当事者団体でNPO法人又は地区社会福祉協議会などを言う |
| 地域包括支援センター | 高齢者への総合的な生活支援の窓口となる機関 |
| 地域見守り支え合い(需給調整)会議 | 小地区で課題が発生した場合、地域福祉活動の担い手が主体となり、市社協等と連携し、専門機関も交えて解決に向けた協議を行う場 |
| 地区社会福祉協議会(地区社協) | 住みやすい地域社会づくりをめざして、住民が進んで福祉活動へ参加できるように組織された任意団体 |
| チェアキャブ | 車椅子で乗車できる車両 |
| DV(ディーブイ) | ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人などからの身体的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動 |
| 当事者団体 | 同じ悩みや問題を持つ人などが集まり、交流や親睦を深め、体験の分かち合いを通じて自己決定や自己実現を行うなど、自立した生活や社会参加を促す役割を担う団体 |
| 日常生活自立支援事業 | 軽度の認知症高齢者や障がい者等、日常生活での判断の力が十分でない、または、生活に不安を持っている人が地域でできる限り自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う事業(令和4年度(2022年度)までは、地域福祉権利擁護事業の名称を使用) |
| 認知症カフェ | 認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家等が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指す活動等の場 |
| 認知症サポーター | 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症高齢者等やその家族に対して温かい目で見守る応援者 |

な

| 用語 | 説明 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は | |
| 8050問題 | 80歳代の高齢の親が50歳代の子どもの生活を支えることによる生活課題 |
| パブリックコメント | 市民生活に広く影響を与える市の重要な計画の案及び条例等の案の形成過程を市民に公表し、広く市民の意見又は提案を募集するとともに、提出された意見等を十分に考慮し、その反映状況等を公表する手続き |
| バリアフリー | 地域における施設や住宅、交通といった生活環境において、普通に生活することを阻んでいる障壁(バリア)の除去 |
| 伴走型支援 | 困りごとそのものではなく、困りごとを抱えた「その人」とつながりつづけることを目的とした支援 |
| ひきこもり | 厚労省では、「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と関わらない形での外出をしてもよい)」と定義している |
| 避難行動要支援者名簿 | 高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための名簿 |
| 避難マイプラン | 高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための個別計画 |
| ファミリーサポートセンター事業 | 子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となり、有償で保育施設までの送迎や、仕事の際の子どもの預かり等を行い、子育てを支え合う事業 |
| 福祉員 | 地域住民から選出され、市社協及び地区社協会長から委嘱を受けて福祉活動を行う地域福祉活動の推進者 |
| 福祉の種まきリーディング事業 | 地区社会福祉協議会やボランティア活動団体等が協力して、地域住民が気軽に地域福祉活動に参加できる活動を企画し、地域に地域福祉活動の芽を育てることを目的とした事業 |
| ふれあい・いきいきサロン | 地域の「憩いの場づくり」「仲間づくり」を図ることを目的に、一人暮らし高齢者をはじめ、地域に住む誰もが、気軽に、楽しく過ごせる場を地域の中につくる活動 |
| ふれあい型給食サービス事業 | 地域の団体が中心となって、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に月1回定期的に弁当の提供を行い、ふれあいの中で安否確認を行うもの |
| 募金百貨店プロジェクト | 山口県共同募金会が新たな取り組みとして、企業等と寄付つきの商品・企画をつくり、赤い羽根共同募金が募金の百貨店になろうというプロジェクト |
| 母子保健推進委員 | 妊産婦と乳幼児の健康を守るため、市から委嘱を受け、「保健師とのパイプ役」として活動しており、「母推(ぼすい)さん」と呼ばれている |
| ま | |
| まちづくりアンケート | 18歳以上の無作為に選んだ市民を対象に現在の状況や今後のまちづくりについて意見を尋ね、総合計画策定の基礎資料とするために毎年市が実施している調査 |
| 見守りネットワーク | 地域住民や民生委員・児童委員、福祉員、ボランティア等でグループを編成し、一人暮らしの高齢者など、日常生活が気になる人を計画的に訪問する活動 |

| 用語 | 説明 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民生委員・児童委員 | 地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民の暮らしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている |
| やまぐち路傍塾 | 学校や地域交流センター等の学校教育・社会教育・生涯学習の場面を支援する、ボランティア人材登録制度。コーディネーターが活用の調整をする |
| ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども |
| 友愛訪問活動促進事業 | 65～69歳の虚弱な一人暮らし、70歳以上の一人暮らし高齢者等に、地域住民がグループを結成し見守り訪問を行う事業 |
| ユニバーサルデザイン | 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようにするデザイン |

山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 令和5年(2023年)3月

発行・編集

山口市健康福祉部地域福祉課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL 083-934-2790 FAX 083-934-5087
mail : t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp

社会福祉法人山口市社会福祉協議会

〒753-0035 山口市上豎小路89番地1
TEL 083-924-0543 FAX 083-924-1398
mail : yama-t@yshakyo.or.jp

イラスト：中野寿子

この冊子の作成費の一部は  赤い羽根共同募金の配分金を活用しています。



〈山口市社協イメージキャラクター〉

